「第二次取りまとめ(案)」に対する意見と検討会の考え方

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
1	個人②	全体		「はじめに」の部分について ・「放送が基幹的なメディアとしてこれまでに果たしてきた社会的役割を引き続き果たしていく」とありますが、現状のNHKを含めた放送局の放送内容はこの内容に全く適合していません。歪曲、虚偽放送を放送法を遵守するよう求めます。この時点で、この検討会の意味が全く無いものであると思います。 ・1ページ6行目に「視聴者利益の観点」とありますが、放送を見ない、NHKを見たくない自由が確保されておりません。本当の意味での視聴者対益の確保の観点を言うのであれば放送法を改正し、見ない自由を盛り込むことを求めます。・1ページ11行目の「公共放送のあり方について」記載をしておりますが、公共放送であるのであれば、必要以上の経営はしてはいけないと思います。 NHKは子会社を作り、受信料で作成したコンテンツを再販し利益を出しています。受信料で作成されたものは契約者のもので、NHKのものではないはずです。本来は無料で開放されるものなのではないでしょうか。NHKは某広告代理の話をしてください。国民は納得できません。また、ヒアリングはなぜ関係者だけなのでしょうか。第三者を入れるべき内容ではないのですか? ・1ページ最後の方に、最高裁大法廷の判決について記載がありましたが、判決内容はこのような内容であったのでしょうか。都合いいように解釈されておりませんか? ・2ページ目では、「フェイクニュースを含む云々」とありますが、放送業界の維持発展を図っていくとが求められるのであれば、通信サービス事業者にも欲を言えば個人にも放送枠を提供しなければ不平等ではないでしょうか。 ・2ページ目では、「フェイクニュースを含む云々」とありますが、放送業界の維持発展を図っていくことが求められるのであれば、通信サービス事業者にも欲を言えば個人にも放送枠を提供しなければ不平等ではないでしょうか。 のの「はじめに」を見るだけでもNHKに付度した検討であると思います。大元になる放送法とNHKのあり方を見直してからこのような話をするべきではないのでしょうか? この検討にといては、専門家の検討委員会とは別に第三者一般人の検討会も立ち上げ、議論されるべき内容だと思います。この意見募集に注目する一般の方はほとんどいないでしょう。総務省の方もしれっとパブコメしてしゃんしゃんで終わりではなく、積極的な広報と意見募集をしてください。これだけNHKに関する裁判があるのですから。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。
2	(一社)日本新聞協会メディア開発委員会	全体		日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された第二次取りまとめ案に対して下記の意見を述べる。 当委員会はこれまでメディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りにおいてはNHKのインターネット利用 を容認してきた。その前提として受信料制度との整合性や、市場での競争が民間事業者を圧迫することのない公正なものになる ことを求めると同時に、業務・受信料・ガバナンスを三位一体で改革するべきだと訴えてきた。 第二次取りまとめ案は「新たな時代の公共放送」として、NHKのインターネット活用業務拡大を是認する方向性を打ち出した。放 送法で禁止されている常時同時配信については「国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性がある」と、いくつ かの条件をクリアすれば解禁は妥当であるとの認識を示した。「インターネット活用業務に関する現行のセーブカード措置の見直 し」として、NHKが定めるインターネット実施計画や実際の業務を総務省や第三者が事後チェックし、会計上の透明性を確保する よう求めてもいる。NHKのインターネット事業の過度な拡大に歯止めをかけつつ、ガバナンス強化に資する具体的な改革案を盛り 込んだことは評価できるが、NHKの水とにつながりかねない懸念も多く残っている。他方第二次取りまとめ案は、「放送サービ スの未来像を見据えた周波数の有効活用」として、民間放送事業者の経営の自由度を制限しかねない施策を提言している。以 下、第二次取りまとめ案の問題点につき「NHK」「周波数の有効活用」の二項に分け、具体的に指摘する。	検討会の考え方は、「NHK」については、No. 37、No. 89、「周波数の有効活用」については、N o. 287、No. 383のとおりです。
3	個人⑧	全体		放送を巡る諸課題に関する検討会第二次取りまとめ(案)についての意見募集とありましたので、僣越ながら意見を申し上げます。NHKがインターネットの同時配信に進出しようとしているようですが、私は反対です。やる必要はありません。すでに民間でいるいろなコンテンツがあるのに、NHKがいまさら進出しなければいけない義務はありません。昭和30年代なら、国が音頭を取らないとテレビ放送ができなかったのかもしてませんが、平成末年の現在では放置しても民間を持ち合いとテレビ放送ができなかったのかもしてませんが、平成末年の現在では放置しても民間とでも良いと許可を出したら、民間が勝手にやります。公共放送と言う概念そのものが時代遅れです。昭和30年代なら、戦時中の記憶も生々しく、民間の報道機関もいまいち信用できないので、国からも民間からも独立した財源を持った公共放送が必要だと考えていたのかもしれませんが、平成の今では時代遅れの考え方です。今は携帯電話の自動送信むできるのですし、国が勝手にHPでも作って、災害時には自動送信をすれば良いだけです。NHKは完全に民営化すべきです。もつとも民営化は不可能でしょうから、完全に国有化して今の業務以外には手を出さないと明言すべきです。それと放送法第4条も時代遅れの考え方です。今はネットで多様な意見を瞬時に探し出すことができます。昭和30年代なら、放送局や新聞も限られていたから公平な報道を義務付ける必要があったのかもしれませんが、平成末期の現在では不要です。嘘さえつかなければ独断と偏見で放送してもかまわないと思います。ただしネット事業者にも問題があると思います。ネットはここ10年から20年ほどで急速に拡大しましたので、差別問題やねつ造問題に対する対処の仕方が色々な意味でなっていないと思います。そのあたりは事業者と一度会合を持つべきだと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
4	㈱テレビ熊本	全体		「言論報道機関としての放送には、国民・視聴者への高いリーチを有する基幹的なメディアとして、なおその社会的役割を果たすことが求められている。」との記述は、我々放送事業者の役割をあらためて定義していただいたものと認識します。また、それに続く記述「我が国が本格的な人口減少社会を迎える中で、若年層のテレビ離れや地域情報提供を担うローカル局を取り巻、厳しい環境を始めとする情報通信サービスの利用環境の激変を見据えれば、放送には、従来のサービスの単なる継続に留まることなく、通信サービスを活用しつつ、それとは異なる固有のコンテンツ・サービスとして、なお維持・発展を図っていくことが求められるであろう。」の部分は、特に地方放送局に対する激励ととらえ、真摯に受け止めるとともに、その実現に努めてまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
5	㈱ジュピターテレコム	全体		第1部でのNHKによる常時同時配信や第2部にある放送サービスの未来像におけるインターネットの活用など、インターネットアクセスを提供する通信事業者の役割はますます重要になると予想します。特に映像サービスの配信については、P63中段に「動画配信、特に4Kコンテンツ等の大容量データの同時配信については、ネットワークの処理能力との関係において、将来にわたって同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかが問われることになる。こうした観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービスの在り方等が大きな課題」と記載され、分科会においても「経済合理性の観点からは、現状のドネットワークで放送と同等のサービスを提供することは簡単ではない」「放送サービスを回線をひつ迫させてまで通信で代替する必要があるのか等について丁寧に議論していく必要がある」「からあるよう」に、アクセス系インターネットサービスを提供する弊社にとっても大きな影響があるものと考えています。この点については、昨年12月に開催された総務省の「4K・8K時代に向けたケーブルテレビの映像配信の在り方に関する研究会」において、NTT様から「通信事業者のネットワーク増設等に係る費用の負担方法等についても、関係事業者間で検討を深めていく必要がある」、「通信事業者の現状のネットワークに何らか改修等を加えるようご要望される場合には、そのために必要な費用をご負担いただきたい」とのブレゼンがなされています。また、本年6月から7月にかけて行われた「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会 最終報告書(案)」のパブリックコメントに際し、「我が国のインターネットラヒックは毎年30%程度の増加を示しており、その多くが動画コンテンツの視聴によるものであること、通信事業者にとってトラヒックは毎年30%程度の増加を示しており、その多くが動画コンテンツの視聴によるものであること、通信事業者にとってトラヒック増対策は設備投資の大きさからも経営上の重要課題となっている」旨の意見を弊社から提出させていただきました。言うまでもなく、放送事業者の同時再配信はインターネットアクセスネットワークの増強も必要となるためです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
6	㈱ワイズ・メディア	全体		基本的に賛同します。NHKと民放による二本立て体制が、福祉の享受のみならず、民主主義の発展にも寄与したことは最高裁大法廷判決で示された通りであり、「新たな時代の公共放送」を考える上でも、NHKと民放の二本立て体制を前提とした検討であると理解します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
7	㈱フラワーコミュニ ティ放送	全体		放送の特性は、電波の傘の下に一斉同報できることにあり、経済効率面、情報到達力が優れています。加えて、インターネットは災害時に線が切れます。現在の放送の諸課題の対応は放送電波の特性を第一に置いて論じられるべきと考えます。 放送波の傘の大きが地勢や地域のマーケティングと合致しているかどうかが重要です。ホワイトスペースが普及しなかったことや、コミュニティ放送局の開局が現在でも続いていることの背景を考えてみる必要があるのではないでしょうか。 コミュニティ放送局が制度化された当初の出力は、1Wでした。1Wだと当該エリアが狭すぎで「放送」という役割が果たせないということがあり、10Wに増力、さらに20Wに増力しました。このことからも誰に一斉同報の情報を提供するか、ということが大切で、コミュニティ放送局は情報の提供と情報の享受が一致しているので、現在でも開局が続いていると思われます。一方、放送では当該地域でしか番組を聴取できません。インターネットでサイマル配信をすることによって、地域外の方も聴取できます。それは、その土地に縁のある人も初めて訪れる人も地域を超えたつながりであり、そこにビジネスの可能性もあると考えています。 地域のコンテンツを集約するためには、まず、放送局としての地域の立即点がしっかりしている必要があり、それは適正な放送エリアがあってこそ成立するものです。一言でいうと地域密着コンテンツが作れる放送局かどうかがポイントであろうた。 にましての地域の主が作れる放送局がどうかがポイントであろうと思います。 YouTubeやSNSで、誰もが情報発信者になり得る時代において、コンテンツを視聴するかどうかがポイントであるが、インターネットであろうが、保険の財産であるかどうかです。 放送に受益者負担が少ないのでいかが、他のメディアでは作れないアイディアがあるかどうかです。 放送行政は、キー局を中心として、放送ネットワーク網を構築してきました。インターネットがない時代は、それは十分な政策であったと思いますが、ネットワークで同じ番組を放送することでは、キー局が番組をインターネットで配信すればすむだけですし、大の番組は「放送だけしか聞けません」というとでは、関きません。」という声も聞こえてきそうです。ローカル局はキー局に匹敵する番組制作を強化する必要がありますし、そこで、東は下がジョイントので配信すればすむだけですし、コミュニティ放送局、ケーブル局が連携することによって、新しい地域メディアの創出を目指す時代に入っているのではないでしようか。現在の空帯域をデジタル化し、IPDCを活用することで、地域の既存メディアがジョイントした情報流通が円滑になれば、地域の行政、経済、イベント、教育、防災等地域情報の補完に必須のツールとして、国民の財産である放送電波の存在意義の解になるのものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
8	個人⑦	第1部 新たな時代の公共放送		この審議会そのものがNHKが放送の枠を飛び越えて、通信の分野に進出したいだけの、その目的達成のためだけの審議会となっていることをまず申し上げて、次の点について審議会は一般国民にわかりやすく明確に回答、結論を出していただきたい。4p14行目あたりに「新サービス」という言葉が多く使われております。サービスというのは対価に対して行われるものであり、公共放送であるNHKがサービスを行う必要がそもそもないと思います。100万歩譲って、サービスを行うとするのであれば、NHKはニュースや天気、災害時の情報や国会中継など、本来公共放送として放送すべき必要最小限な内容において受信料を徴収するべきであり、そのほかスポーツ、歌番組、ドラマなどの娯楽については別に料金を徴収する仕組みとするべきです。民間放送も通信による番組等配信も視聴者が選択できます。なぜ、NHKだけ選択できないのでしょうか? それは放送法をNHKの都合の良く解釈、改正を重ね、NHKに不都合な部分を取り除いてきた結果ではないのでしょうか? 先程中し上げた、NHKの娯楽を除いた必要最低限の番組について放送法で定める受信料で賄い(税金(交付金)が22億入っているのでそれでやってもらいたいものですが)、そのほかの番組はその契約を行わないと見れないような形で十分なのではないでしょうか? NHKの良くある質問集にも書いてありますが、「NHKの主たる財源である受信料は、広く視聴者のみなさまに公平に負担していただく公金であり、その使途については、放送法で一定の範囲に限定されてはいるものの、その範囲ならNHKが自由に使い得るわけではなく、国民・視聴者(受信料支払者)の了解を何らかの形で得る必要があるものと考えています。」とNHK自ら言っているわけです。少し話はずれましたが、NHKは通信分野に進出する必要はありません。その前にやることはいっぱいあるはずです。受信料は法律に感り込みいらいちらなの承認を得ると、スクランブルをかけ娯楽番組は従来の受信料と別料金とすること、公共放送として必要な最低限必要な放送内容に特化したチャンネルとし、それについては値段を月200円位に設定し、きちんと収入、国籍問わず全員から受信料を徴収する。まず、こういった改革を行ってから通信分野への参入を考えても遅くはありません。それが、国民の理解を得るということなのではないでしょうか? あ、あと3か月に1のHK税員に支給されるクリエイティブ手当って何なんですか?5~7万円支給されているという話を聞きました。こういったなごけたことをやっている組織なんですから、本当は一度解体してほしいものです。NHK予算を通過承認している国会議員さんも同罪だと思いますよ。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
9		第1部 新たな 時代の公共放 送	全体	本取りまとめ案はNHKの常時同時配信の実施にあたり、「二元体制の維持」「民間事業者との連携・協力等の確保」を促すものであり、また三位一体改革(受信料、業務、ガパナンス)を推進し、それに対し国民・視聴者の理解が得られることを前提としていします。それらの指針について、賛同いたします。総務省におかれましては、本取りまとめ案の指針にNHKが真に応えたかどうかを持って、NHKの常時同時配信実施の可否を適切に判断いただくよう要望いたします。またその判断に当たっては、スケジュールありきではなく本指針に真に応える内容に至ったこと、また単なる計画ではなく実行結果が伴っていること、を特に重視いただくよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
10	㈱フジテレビジョン	第1部 新たな 時代の公共放 送	全体	NHKの常時同時配信の検討に向けて、「一定の合理性、妥当性があると認める」とする一方、あわせて、他事業者との連携・協力等の確保、子会社含めたガバナンス改革、既存業務含めた業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直し等をNHKに求めたことは妥当と考えます。これらは常時同時配信実施の如何に関わらず、もとより、独占的な受信料収入で成り立つNHK自らが国民・視聴者や関係事業者の理解得るために不断に取り組むことが必要と考えます。これらの課題に対して、まずはNHKが具体的な方針を示すのが先決と考えます。その際には、NHK自らのあり方にとどまらず、放送の二元体制のあり方も含めた考え方を示すことが重要です。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
11		第1部 新たな 時代の公共放 送	全体	NHK受信料については、放送法第64条1項に「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。」とあるが、「協会の放送を受信することのできる受信設備」とあって、テレビとは書いてないのは理解できない。調べてみると放送法施行規則第23条に「法第六十四条第三項の契約の条項には、次に掲げる事項を定めるものとする。」とあって、受信契約の締結方法や受信契約の単位や受信料の徴収方法などがNHKの受信規約に書かれている。この規約に「受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)」と書いてある。受信機の説明であって受信設備の説明ではないが、こてはじめて「テレビ」とわかる。契約してみないとテレビとはわからないのは問題です。受信規約はパンフレットの認識でしかありません。受信規約の法的根拠が明確でないと思う。本来なら、受信規約の頭に「この受信規約は、放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項の規定による。」と明記すべきです。また、テレビという単語が法律的に使用可能なら、放送法に「協会のテレビジョン放送を受信できる受信機を診置した者は、上と書けばいいはずです。(設置という言葉もよくかからないが、放送法に「協会のテレビション放送を受信できる受信機を診置した者は、上と書けばいいはずです。(設置という言葉もよくかからないが、放送活を対象にした法律であって、視聴者や国民を対象としたものではないが、契約するにあたって、放送法などの書類を吟味したすと、不備が目立ち契約をするなと言っているようにしか受け取れない。これでは、受信料を払いたくても払えないのではないか。2また別の問題として、身寄りのない契約者本人が亡くなった場合どうするのか。電気、ガス、水道、電話、ネットの場合はメーターなど使用量が確認できるので、利用量がなければ、おかしいなとわかるが、この受信料制度の場合はわかりません。死亡通知が市町村の役所を通じてNHKに届く仕組みになっているのか、考えると、受信料制度は他の公共料金制度と比べて不確定な制疑的です。国民を活に直結した問題なので速やかな対応をお願いします。また公共放送の定義も不明だ。広告の有無だけなのか疑問です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
12		第1部 新たな 時代の公共放 送	全体	NHKがWebでの放送を開始し視聴料の集金を行うとの報道がなされているが、Webの世界では容易に視聴料の支払いによる接続ができるようにする技術が確立している。そこへ視聴フリーで配信を行うことでPCやスマホを持つ人間からは一律集金と言うのは乱暴である。また、自宅で視聴料を支払っている人が視聴する病棟レンタルTVや旅館TVから視聴料を捕るのは同じ人間に対する二重請求となる。支払っている国民にだけ視聴カードを渡し、それを挿入したTVでないとNHKの視聴ができないようにすべきです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
13	朝日放送テレビ㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	全体	NHKのインターネット活用業務については、放送の補完であるということが明文化されていることは評価します。その業務に関しても「受信料の2.5%以内」であることを遵守すべきと要望します。 受信料制度で運営するNHKのインターネット活用業務はその予算の透明性を高める義務があります。常時同時配信だけでなく、NHKオンデマンドや見逃し配信を含めたインターネット活用業務の全体像、受信料と課金ビジネスとの整合性などをNHK自らが早急に示すべきです。 民間では高校野球をはじめとしたスポーツコンテンツ等のライブ配信は、事業化しているものも含め、既に行われています。NHKのインターネット活用業務によって民間での取り組みが圧迫されることがないよう、強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
14		第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	NHKが要望してきた「常時同時配信」の実施について、「一定の合理性、妥当性がある」と認められたことについては、重く受け止め、引き続き国民・視聴者の理解を得ながら準備を進めていきます。 NHKは公共放送として自主自律を堅持し、視聴者のみなさまからいただいた受信料で成り立っていることの重みを十分に認識しつつ、放送と通信の融合時代においても、信頼される「情報の社会的基盤」としての役割をしっかりと果たすべく、取り組みを進めていきます。	第二次とりまとめ(案)では、NHKが放送の補完として常時同時配信を実施することについて、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性が認められるとする一方、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため必要な措置を講ずること、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるためNHKのガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。
15	東海テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	「NHKの常時同時配信の実施に、一定の合理性、妥当性がある」としつつも、その前提条件として「国民、視聴者の信頼の確保」、具体的には「現行のセーフガード措置の見直し」、「地域情報の提供確保」、さらには「コンプライアンス確保」、「NHKグループのガバナンス改革」等が必要としたことは重要な指摘と考えます。まずはNHK自体がその考え方を自ら示す必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
16	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	当連盟はかねてよりNHKテレビ放送のインターネット常時同時配信(以下、常時同時配信)について、まずNHKが具体的な実施計画(サービス規模、コスト、財源など)を示したうえで、受信料制度との整合性やインターネット空間でNHKが果たそうとする公共的役割を国民・視聴者に説明し理解を得ることが必要である。と述べてきました。公共放送のあり方については平成28年9月の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする"三位一体改革"に賛同の意を表明してきました。独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意館の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。本取りまとめ案がNHKの常時同時配信に一定の合理性があるとしつつ、当連盟が求めてきた、インターネット活用業務が適切に実施されるための措置やNHKのががナンス改革の具体化と実行、既存業務を含む業務全体、受信料の体系・水準の見直しが条件・前提であるという基本的な考え方を示したことを評価します。総務省の今後の検討においては放送番組編集の自由を制約しないことを前提として、NHKのインターネット活用業務の事後チェックのあり方などを検討することが望ましいと考えます。NHKにおいては、三位一体改革"の具体的な施策と実現に向けたロードマップを早期に明らかにすることが望ましいと考えます。公共放送NHKのあり方に関わる1つ1つの論点を別々に論じるのでは、全体を見誤りかねません。①常時同時配信の具体的な実施計画、②衛星放送メディア数の見直し策、②二元体制の維持、発展のための取り組み、④適正と考える受信料水準、⑤公平負担徹底の推進策、⑥子会社、関連会社の統合・再編策、⑦コンプライアンスの徹底策など、現時点で想定されるすべての課題について、まずはNHK自身が考え方を示す必要があると考えます。	
17	㈱テレビユ―山形	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	NHKの放送の常時同時配信について、「放送の補完」として、「国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があるとしている点は、妥当であると考えます。 そのうえで、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠であり、国民・視聴者の信頼確保のために、複数の項目を例示し、対応措置を講じることを求めていること、さらには、NHKのガバナンス改革を行うことを求めていることは妥当だと考えます。今後は、NHKが、具体的な施策やその実現に向けた行程を明らかにすることが望ましいと考えます。また、NHKが示した施策の内容をどう評価するのか、また、国民・視聴者の理解の度合いを測る仕組みや理解が得られたと納得できる基準などについての議論が必要だと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせてい <i>ただ</i> きます。
18	静岡放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	独占的な受信料の収入で成り立っているNHKの事業は、公共性を最優先に節度を持ち、コスト意識の徹底を図る事が、国民の理解を得る上で不可欠です。しかし、Eテレで起きた有名タレントによる不祥事に象徴されるように、本来の目的や使命を置き忘れたかのような、視聴率優先とも思える指向のコンテンツが増えている印象もぬぐえません。こうした中、取りまとめ案では同時配信を実施するにあたり、ガバナンス改革の具体化と実行、既存業務を含む業務全体、受信料の体系・水準の見直しが条件・前提であるという基本的な考え方を示した事を評価します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
19	㈱熊本県民テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	総じて、NHKのインターネット活用業務は、他事業者との競合が予想されます。受信料を財源に持つNHKには今後も業務そのものの透明性、ならびに将来に向けた明確な方向性が求められます。 今後も、民放との二元体制を維持していく事が、NHK・民放双方の発展を促すものと認識しておりますが、このような関係性を無視し、東京オリンピックに間に合わせるためだけの「NHK常時同時配信」の制度変更にならぬよう要望致します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
20	讀賣テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	NHKの常時同時配信はこれまで、受信料制度やガバナンス改革と併せて検討されてきた経緯があります。前提となる「国民・視聴者の理解」には、受信料制度における配信業務の位置付けや公平負担の在り方の整理、ガバナンス改革が不可欠です。NHKが具体的な施策を示し、見極めを行った上で、常時同時配信の可否が判断されることを要望します。「セーフガード措置の見直し」には、多額の資金による民業圧迫の懸念があります。「放送の補完として」常時同時配信を行う以上、二元体制維持の観点から、引き続き「受信料収入の2.5%」を費用の上限とするよう要望します。常時同時配信は、視聴環境の変化に対応する一方で、多額の費用が発生します。NHKが費用の内訳や受信料制度での位置付けを示した上で、その費用を受信料という形で負担する国民の理解が得られるかの検証を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内 容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等 の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
21	㈱テレビ東京	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	NHKが放送の補完として、「常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提」という認識 に賛同します。NHKは2019年度中の常時同時配信の開始を求めていますが、具体化、実行を求められた諸条件をクリアするこ とが前提と考えます。公共放送のあり方として国民・視聴者の信頼が確保されるために、常時同時配信の実施費用の透明化、他 事業者との連携・協力の必要性が重要と考えます。 NHK自身が、グループ全体の業務とその規模・費用、受信料水準と国民・視聴者への還元策、NHKグループの適正なガバナ ンス確保について、具体的な考え方を示し、国民・視聴者や他事業の関係者が広く議論できるようにする必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の 検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信 料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
22	㈱テレビ朝日	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	取りまとめ案は、NHKが「放送の補完」として常時同時配信を実施することについて「一定の合理性、妥当性がある」とする一方、NHKのインターネット活用業務がNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って実施されるように、コンプライアンスや透明性の確保、業務・受信料・NHKグループのガバナンス改革がその前提になる、という考えを示したことを評価いたします。 NHKは①常時同時配信の具体的な実施計画②適正と考える受信料水準③子会社、関連会社の統合・再編策④コンプライアンスの徹底策ーなどの課題について自らの考え方を示す必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の 検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信 料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
23	朝日放送テレビ㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	NHKテレビ放送のインターネット常時同時配信(以下、常時同時配信)について、まずNHKが具体的な実施計画(サービス規模、コスト、財源など)を示したうえで、受信料制度との整合性やインターネット空間でNHKが果たそうとする公共的役割を国民・視聴者に説明、理解を得ることが必要であると考えます。 独占的な受信料収入で成り立つ特殊法人のNHKは国民・視聴者の目線に立ってコスト意識の徹底を図るとともに、公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適正性を常に精査し、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があります。 NHKのインターネット活用業務が放送の補完と位置づけられていることから、民間ですでに行われている高校野球をはじめとしたスポーツなどの配信事業については、民業を圧迫することがないように強く要望します。 インターネット活用業務が適切に実施されるための措置やNHKのガバナンス改革の具体化と実行、既存業務を含む業務全体、受信料の体系・水準の見直しが条件・前提であるという基本的な考え方を示したことを評価します。 NHKにおいては"三位一株改革"の具体的な海に実現に向けたロードマッブを早期に同らかにすることが望ましいと考えます。 ①常時同時配信の具体的な実施計画、②衛星放送メディア教の見直し策、③ 二元体制の維持、発展のための取り組み、④適正と考える受信料水準、⑤公平負担徹底の推進策、⑥子会社、関連会社の統合・再編策、⑦コンブライアンスの徹底策など、現時点で想定されるすべての課題について、まずはNHK自身が考え方を示す必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く関きながら、具体的な業務内容等の 検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信 料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
24	㈱中国放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	本取りまとめ案が、NHKの常時同時配信に一定の合理性があるとしつつも、インターネット活用業務が適切に実施されるための措置やNHKのガバナンス改革の具体化と実行などが前提であるという基本的な考え方を示したことを評価します。インターネットサービスの高度化による視聴環境の変化に伴い、視聴者への情報提供のあり方も変化し、公共放送としてのNHKが、視聴者の期待に応えることが求められる中で、本案の通り、NHKが詳細な実施計画を示した上で、国民・視聴者の理解を得ることは必須であると考えます。また、独占的な受信料収入で成り立つNHKは、ガバナンス改革の具体化と実現はもちろん、公共放送の目的・使命に照らした業務の必要性、適正性を精査し、地域社会においても、民間事業と競合しないよう節度をもって抑制的に事業を運営する必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の 検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信 料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
25	札幌テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	NHKの常時同時配信の是非をめぐっては、かねてから指摘されてきた三位一体改革の明確な結果を見ないことには賛否を決めかねます。本取りまとめ案でも方向性については列配されて示されたものの、これまで以上に踏み込んだものとは言えず、実効性があるかどうかも結果を見ないと判らない内容となっています。NHKが具体的な施策を示し、実行した上での結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
26	㈱長崎国際テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	NHKの常時同配信に関しては、昨年7月に高市総務大臣(当時)からNHKに対して、具体的なニーズを明らかにすること、国民の理解、関係事業者との連携、業務委託の透明性、適正性などからなる要望書が提出、公表されました。また今回の取りまとめにおいても「放送の補完として常時同時配信の実施には合理性と妥当性がある」とした一方で、実施にあたっては制度整備の対応についての具体的検討、他事業者との連携、協力、ガバナンス改革、受信料体系の制度整備等を求めています。しかし現状では受信料体系、他デバイスでの受信に対する受信料の在り方、NHKオンデマンドとの整合性、などが一般的には周知されているとはいえません。ガバナンス改革についても、一般国民に見える場での情報開示はないように思われます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
27	㈱東京放送ホール ディングス	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	2016年9月の第一次取りまとめで提言された三位一体改革に関して、NHKは国民・視聴者に対して具体的な回答を提示していません。一方でNHKは新3ヵ年経営計画(2018-2020)として、「公共放送」から「公共メディア」への進化を宣言していますが、NHKがインターネット活用業務の拡大及び放送の補完の範囲の拡大を企図するのであれば、まずは、国民・視聴者に対して改革の全体像と内容を丁寧に説明し、理解を得た上で、議論をスタートすべきと考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
28	北海道放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	NHKは常時同時配信について、具体的計画と実施に向けた工程表を早期に明らかにするべきと考えます。 常時同時配信と受信料制度はNHKの根幹にかかわるテーマであり、国民・視聴者に広く理解してもらうことがまずは重要と考えます。 その他、「地域制限の問題」「財務面も含めた透明性を確保するための情報公開」「ガバナンス改革」についてNHKは具体的かつ明確な方針を早期に明らかにするべきであると考えます。	NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
29	锹毎日放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	NHKの存在意義について「民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たす」と整理されている点について賛同する。番組編成については個々の放送事業者の判断に委ねられ、その自主性は守られるべきではあるが、公共放送NHKにあっては近年、「民放と差がなくなっている」等の指摘もなされているところであり、商業化への懸念を含め、改めて、その存在意義を再認識する必要があると考える。 NHKのインターネット利用について、「放送の補完として」捉えられている点、また、「NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠」と言及されていることに賛同する。また、「地域情報の提供の確保、中事業者等との連携・協力等の確保等について必要な措置を講ずるとともに見逃し配信等のあり方等についても適切な検討が行われる必要がある」と指摘されている点についても賛同する。 「コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、業務・受信料・NHKグルーブのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保等について、NHKのガバナンス改革を行うことが必要」旨記述されていることに賛同する。これら諸点についてはかねてより当社でも総務省やNHKによる意見募集の機会に意見を開陳してきたところであり、この基本的な考え方が堅持され、実効が上がることを望む。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせてい <i>ただ</i> きます。
30	四国放送锹	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え方	NHKの常時同時配信を実施する事については、国民・視聴者の理解が得られことが前提としながらも、一定の合理性、妥当性があるとの記載がありますが、大前提として、常時同時配信を含むインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、現行のセーフガード措置を見直し、さらにはガバナンス改革を行うことなどが必要となってくると理解しております。しかしながら、現状NHKからの具体的施策は示されておらず、これらのNHK施策が、ここで記載されている考え方に沿ったものであるのかなどを評価してから、常時同時配信に、合理性、妥当性があるのか判断することが、筋であると考えております。 また、常時同時配信は、国民・視聴者のニーズのあるとされる番組(主にスポーツ番組や報道番組)に限定して配信すべきであると考えます。放送の補完とは、"必要とされる番組"のリーチを獲得するための手段と理解しております。	NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンスの革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
31	(株)ワイズ・メディア	第1部 新たな 時代の公共放 送	基本的な考え 方	「基本的な考え方」としては、視聴環境の変化を前提とし、なおかつ「はじめに」において記述されている通りNHKと民放の「二本立て体制」を前提とするならば、NHKのみならず民放も「常時同時配信を実施すべきことについて一定の合理性があると認められる」とすべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
32	㈱テレビ岩手	第1部 新たな 時代の公共放 送		NHKの常時同時配信の是非をめぐっては、かねてから指摘されてきた三位一体改革の明確な結果を見ないことには賛否を決めかねます。NHKが具体的な施策を示し、実行したうえでの結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの議論を出すべきと考えます。放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されていますので、放送の補完である以上は、「受信料収入の25%以内」が厳守されるよう強く要望します。第3章の「今後の進め方」でも具体的な期日が設けられていませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにゴールを設定し、そこから逆算して2019年度中に見切り発車でスタートすることがないよう要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
33	日本テレビ放送網㈱	第1部 新たな時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 学務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の是非をめぐっては、かねてから指摘されてきた三位一体改革の明確な結果を見ないことには賛否を決めかねます。今回の報告書案でも方向性については列記されて示されたものの、これまで以上に踏み込んだものとは言えず、実効性があるかどうかも結果を見ないと判らない内容となっています。NHKが具体的な施策を示し、実行した上での結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。 NHKが具体的な施策を示し、実行した上での結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されていますので、「現行のセーフガード措置の見直し」といった記述もありますが、放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう、強く要望します。また、インターネット実施基準全体との整合性や関連予算の透明度を高めるためにも、費用の細目と額の公表を義務付け、区分経理とするよう、省令の改正を強く要望します。 NHKは、これまでの検討の過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、今回のとりまとめでは将来的にネット受信者からの課金をどのように考えるのかについての提起もありません。受信料制度全体をどのように形作り、その中で常時同時配信がどのような位置付けになるのか、見逃し配信やNHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが早急に示すべきと考えます。第3章の「今後の進め方」でも具体的な期日が設けられていませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにゴールを設定し、そこから遊りして2019年度中に見切り発車でスタートすることがないよう要望します。現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民、視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。結論ありきでのなし前し的な制度整備とならないよう、重ねて要望します。 今回の取りまとめでは、サービスやインフラなどの面において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点については我々民放事業者がかねてから要請をしてきたことが明文化されていますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを認く要望します。それによって民放とNHKによる放送の二元体制が維持される共に、NHKの肥大化や民業への悪影響が対制され、国民・視聴者、さらには民放にとってのスポンサー等関係者の全てに最大限の利益をもたらす取り組みが継続されることにつながると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内 容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等 の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
34		第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の是非について、三位一体改革の明確な結果が見えません。今回の報告書案でもこれまで以上に踏み込んだものとは言えません。NHKが具体的な施策を示し、結果を見極めたうえで結論を出すべきと考えます。 NHKはインターネット実施基準との整合性や関連予算の透明化を進めるべきであり、費用の細目と金額の公表を義務付ける 省令改正を行うよう要望します。また、将来的にネット同時配信のみの契約者から受信料を徴取するのかについて、今回では触れていません。受信料制度全体をどのように考えているのか、常時同時配信をどう位置づけて、また、見逃し配信、NHKオンデマンドを公共放送としてどうするのかを、国民に具体的に示すことを強く要望します。 今後のネット同時配信の取組みについて、民放事業者とNHKによる二元体制が維持されるとともに、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民・視聴者のほか、民放事業者にとってのスポンサー等に最大限の利益をもたらすよう要望します。また、現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。著作権処理などの課題を残したまま、なし崩し的にネット同時配信を実施しないよう要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
35		第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時ネット同時配信については現状、あくまで「放送の補完」に留めおくべきと考えます。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は現行の法制度下でも可能であり、結論を急ぐべきではないと考えます。 第2章の1にあるように「国民・視聴者の理解を得られること」が前提であり、そのためにはNHKの三位一体改革の実効性の検証と結果公表が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
36	㈱宮城テレビ放送	第1部 新たな時代の公共放送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信については、方向性として記載されましたが、具体的な内容を含んでおらず、実効性もよく分からない内容と考えます。従って、NHKが具体的に施策を示し、その結果を検証した上で常時同時配信を認めるかどうかを考えるべきです。NHKは、ネット同時配信のみの契約者から受信料の徴取を考えているようですが、今回の取りまとめでは、特に触れられていません。NHKとして、これまでの議論の中で受信料の徴取を検討していた訳ですから、課金についての方向性を示すなどあってしかるべきではなかったか、と考えます。NHK自らは、早急にその考え方を示し、規則者に対し問うべきと考えます。また、NHKは、東京オリンピック・パラリンピック開催時のネット同時配信を目標にしているように感じますが、現行の法制度下においても充分ネット同時配信は可能ではないかと考えます。今回の取りまとめの中で、サービスやインフラなどの面で、他事業者との連携・協力をNHKに求めていますが、NHK・民放の二元体制維持やNHKの肥大化・民業圧迫抑制の為にもNHKには、それらの連携・協力を確実に実行して欲しいと考えます。また、それは、市場の競争を阻害しないことが確保されることも重要なことと考えます。。	NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
37	(一社)日本新聞協会メディア開発委員会	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し		今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
38	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信を「放送の補完」と位置付けることは極めて重要であると考えます。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することがNHKの節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。 「国民・視聴者の理解が得られること」をNHKが常時同時配信を行う前提としている点は、当然とはいえ重要なことです。NHK自らが常時同時配信を含むインターネット活用業務の具体的な実施計画を示すことによって、はじめて国民・視聴者の理解醸成に向けた議論の環境が整うものと理解しています。 NHKがインターネット活用業務を拡大して常時同時配信を行うことは民間放送だけでなく新聞、ネット動画配信、通信などさまざまな業態の民間事業と競合する可能性を高めます。市場の競争を阻害するとがないよう、受信料財源で行うNHKのインターネット活用業務の変か費用に上限を設け、区外経理で厳格に管理する必要があると考えます。インターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、その実施費用「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」旨の方針は今後とも堅持することを理じます。常時同時配信の初期費用が一時的に嵩むとしても、放送のための受信料収入を財源にしていることと矛盾しない範囲に収めなければ、国民・視聴者の理解を得ることは到底できません。 NHKインターネット実施計画の位置付けや事後チェックの仕組みの見直しについては、広く国民・視聴者、関係事業者の意見がNHKのインターネット活用業務のあり方に反映されるよう、制度的な工夫を凝らすことが適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
39	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	受信料を財源とするNHKの常時同時配信は「放送の補完」として行われることが前提であり、放送制度との整合性を確保することが欠かせません。NHKの地域放送義務を規定する放送法第81条に鑑み、本取りまとめ案が常時同時配信においても地域番組の提供を求め、地域制限を行うことの合理性を認めていることは妥当であると考えます。 放送の公共的役割をよりいっそう充実させ国民・視聴者の利益の最大化を図るため的には、放送の二元体制を維持、発展させる視座が欠かせません。そうした観点から本取りまとめ案がNHKに対し、先導的役割と他事業者との連携・協力を求めたことは極めて適切であると考えます。 NHKと民放事業者はこれまでも地デジの中継局整備やオリンピック放送といった「協調領域」において協力し合い、効率的な事業運営を行ってきました。今後とも災害で送信設備等が損壊した場合の互助体制の構築などの「協調領域」において、NHKが放送界全体に資する先導的役割を果たすことを強く期待しています。 「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものである」との指摘は公共放送に期待される先導的役割を的確に指摘したものであり、そうした認識に賛同します。 テレビ放送のインターネット同時配信について、民放事業者は試験的にスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によるものであり、引き続き行政においては、その自主性を尊重していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
40	東海テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKが常時同時配信を実施することは、放送業界のみならず、通信、配信事業者など様々な民間事業にも影響を及ぼす可能性もあることから、その実施費用には一定の上限を設ける必要があると考えます。さらには会計上の透明性を確保し、区分経理で厳格に運用されるべきと考えます。 第二次取りまとめ(案)では「NHKの常時同時配信は放送の補完」と位置付けていることから、NHKに地域放送を義務付けている送か送法に鑑みて、「地域制限」を行うことの合理性を認めていることは極めて妥当と考えます。常時同時配信等についてもNHKがサービスやインフラ面において、他の事業者と出来る限りの連携・協力を行うことを求めたことに賛同します。公正な競争の確保の観点から「常時同時配信を行うに当っても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」としたことは極めて妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
41	青森放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の是非を巡っては、国民・視聴者の理解・信頼を得ることが前提であり、かねてから指摘されてきた三位一体改革(NHKのガバナンス改革)の明確な結果を見ないことには賛否を決めかねます。今回の報告書案でも方向性については列記されて示されたものの、これまで以上に踏み込んだものとは言えず、実効性があるかどうかも結果を見ないと判らない内容となっています。NHKが具体的な施策を示し、実行したうえでの結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されていますので、「現行のセーフガード措置の見直し」といった記述もありますが、放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう、強く希望します。また、インターネット実施基準全体との整合性や関連予算の透明度を高めるためにも、費用の細目と額の公表を義務付けるための省令改正を行うよう要望します。 NHKは、これまでの検討の過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、今回のとりまとめでは将来的にネット受信者からの課金をどのように考えるのかについての提起もありません。受信料制度全体をどのように形作り、その中で常時同時配信がどのような位置づけになるのか、見逃し配信やNHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが早急に示すべきと考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
42	㈱テレビ信州	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKが要望している2019年度の常時同時配信開始に対する方向性として、過去3年の試験や調査等を踏まえると国民・視聴者のニーズは顕在化しており、国民・視聴者の理解を得られることを前提に合理性、妥当性があると認められるとの記載がありますが、NHKの三位一体改革が途中の段階で、2019年度中に見切り発車しないよう要望します。東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は現行の法制度の下でも十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日者のニーズを満たすことができると考えます。現状、NHKの実施基準では、インターネット活用業務の費用は受信料収入の2.5%を上限とするとしています。方向性として、常時同時配信は質的にも重要度の高い位置づけになることを踏まえ、受信料制度の趣旨に沿って実施されること、会計上の透明性が確保されることが記載されています。しかし、上限の金額については具体的な記載がありません。完成度の高い同間に管を実現するためには、トラフィックの確保に莫大な投資が予想されるうえ、その費用分担についても検討されていません。NHKの同時配信の費用が、大幅な増加にならないよう規制することを強く要望します。サービスやインフラなどの面において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点について民族事業者からの要請が明文化されていることについて評価します。更に、この連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。他事業者と連携・協力を行うことが、民放とNHKによる放送の二元体制が維持され、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民・視聴者に利益をもたらす取り組みになると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
43	中京テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKは現状の法制度においても、2020年オリンピック・パラリンピックの同時配信は実施可能であり、その点において国民・視聴者のニーズに応えることは可能です。NHKの常時同時配信の実施にあたっては、スケジュールありきではなく、三位一体改革(受信料、業務、ガバナンス)の具体的な方針を示し、受信料制度も含めたNHKの方針に対し国民・視聴者の理解が得られることが前提であると考えます。 本取りまとめに記載されているように、NHKのインターネット活用業務はあくまで補完業務です。それに注力するあまり本来業務である放送がおろそかになってはならないと考えます。また、インターネット活用業務の増大による、受信料財源の肥大化も同様です。上記を踏まえ、①インターネット活用業務の実施に伴い、国民の受信料負担が実質的に増加しないこと、②NHKのインターネット活用業務はこれまで通り、放送本業の本分を圧迫しない、受信料収入の2.5%を上限とした適切な規模で実施されること、③インターネット活用業務をはこれまで通り、放送本業の本分を圧迫しない、受信料収入の2.5%を上限とした適切な規模で実施されること、③インターネット活用業務を区分経理とし、収支の実額とその細目を明確にするとともに会計報告を公開して透明性を確保することが必要であると考えます。 公共放送の役割において、地域による情報格差が生じることは好ましくないと考えます。その意味において、放送の補完であるインターネット配信業務においても、適切に地域情報がエリアの視聴者に届くような施策が実施されるべきです。インターネットの同時配信においても、適切に地域情報がエリアの視聴者に届くような施策が実施されるべきです。インターネットの同時配信においてもとちらかが変い有完であることを踏まえ、NHKと民間放送局の二元体制が確保されることが必要であると考えます。よれ、と、受け、記述によりました。と、対していてきた。と、大いです。それらを踏まえ、NHKと民間放送局がサービスやインフラなどの面において連携・協力していくことが必要であると考えます。また公共放送の何面において連携・協力していくことが必要であると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。また公共放送のインターネット配信の役割においては、民間事業者の市場競争を阻害しないことを前提とすべきであると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
44	福井放送(株)	第1部 新たな時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHK常時同時配信の基本的考え方と対応の方向性において「放送の補完であること」を前提に、「地域制限実施」と「放送対象地域ごとの実施の合理性」が明示されています。 放送番組の同時配信には、地域ごとに異なる放送環境・条件を無視して、すべてを無条件でフラットに扱う側面があり、現行の「民放の土一局系列局体制」と「地域免許制度」とは鼎立しないと受け止めております。このため、NHK同時配信において、地域情報の提供の確保には一定のルールが必要であることの例として、地域制限が実施されることを強く要望します。 NHK常時同時配信の実施に当たって、「配信等について、サービスやインフラの面での他事業者との連携・協力が必要」と示されております。ローカル民放が同時配信の実現を探る局面においても、条件・課題・効果等に関する情報共有や実施の際の協業等々ローカルでの連携・協力について、ローカル民放事業者のニーズも反映する形で実施されることを要望します。公正な競争の確保において、「常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことがようによります。未だ道半ばと思われる権利処理交渉において相場が高止まりすることを危惧するものであり、不利にならないよう「2019年度の同時配信ありき」ではないことが肝要と心得ます。	

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
45	㈱テレビユ一山形	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時配信に関して、本取りまとめ(案)では、「国民・視聴者のニーズは一定程度顕在化している」としていますが、より一層精緻なニーズに関する調査が必要であると考えます。これまで明らかになっている調査は、地域も非常に限定的であり、首都圏以外の視聴者の調査あるいはNHKの試験的提供への参加者以外の調査も必要であると考えます。「補完」の範囲が、いたずらに拡大し、NHKの本来の業務である放送によるカバー範囲が、ネットに置き換えられ、中継局の整備などに支障がでないよう要望します。 また、NHKの常時同時配信について、「国民・視聴者の理解が得られること」を前提としていることは妥当と考えます。その理解の度合いをどのように測るのか、また、どの程度得られていればよいのかということを、検討する必要があると考えます。「NHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることが必要不可欠」との考えは妥当であると考えます。 「NHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることが必要不可欠」との考えは妥当であると考えます。 こうしたことから、本とりまとめ(案)が、具体的に見直しを求めている点については、NHKが、対応策をまとめ提案を行い、広く意見を求め、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿っているかどうかを検討すべきと考えます。また、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って、インターネット活用業務が行われることを担保するために、現在もNHKが設けている費用の上限、「各年度の受信料収入の2.5%」は維持すべきと考えます。 、NHKが常時同時配信を「放送の補完」として行うとしていることから、「地域放送を当該地域に配信すること」を求めていること、また、地域制限を行うことに「一定の合理性がある」としていることは妥当であると考えます。 「放送サービス全体の充実のための先導的役割を果たすこと」、「放送番組の配信等について、サービスやインフラの面において他事業者とできる限り連携・協力を行うこと」をNHKに求めることは、適切であると考えます。しかし、民放事業者、特に地方局にとってのインターネット活用は、いまだ、事業採算性が不透明であるだけに、「連携・協力が行われているからと言って、NHKと同様のサービス実施を求めることなく、各民放事業者の自主性が尊重されることを要望します。	
46	(株)テレビ宮崎	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信は、放送の補完としてインターネットを最大限活用することが明確化されていますので、受信料財源で行われるインターネット活用業務について会計上の透明性をこれまで以上に高めるよう要望します。 NHKは将来的にネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴収することを検討しています。従いましてネット受信者からどのように徴収するのか公共放送として、見逃し配信やNHKオンデマンドを含めて早く示すことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
47	㈱福岡放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの要望として「2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019 年度にサービスを開始する。」とありますが、これまでも試験的提供の中で、オリンピック・パラリンピックの同時配信は、十分に行われて来ており、ここをゴールとしてなし前し的に見切り発車で2019年度にサービスをスタートする事の無いよう要望します。 「インターネット活用業務に関する現行のセーフガード措置の見直しを検討すべき」と記載がありますが、常時同時配信は放送の補完である以上は「受信料収入の2.5%以内」を厳守されるよう要望します。また、受信料財源で行われるインターネット活用業務についての会計上の透明性を高めるために費用の細目と額の公表を義務付けるよう要望します。 常時同時配信は放送の補完であり、地域情報の提供の確保をふまえると、地域制限については試験的提供でも既に実証されており、サービス開始と同時に行うべきものと考えます。地域制限なしの同時配信には、強く反対します。 「サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うこと」「市場の競争を阻害しないこと」について、確実に実施される事を望みます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
48	㈱仙台放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「取りまとめ案」で「昨今の視聴環境の変化に伴い、NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること、具体的には、常時同時配信を実施することについては、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる。」としている点を理解するとともに、「ただし、NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること等を踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠」と指摘している点を評価いたします。その上で民間放送事業者として申し上げたいことは、インターネットでの常時同時配信が可能となるかどうかは、NHKと民放とのビジネスモデルの違いが重要かつ大きな論点であり、受信料制度に支えられたNHKの特異性を抜きにしては考えられないサービスであると考えられます。 従って、「取りまとめ案」の「(4)他事業者との連携・協力等の確保」(p.14以降)で「対応の方向性」に記載されているように、NHKによる常時時配信サービスの今後の構築にあたっては、NHKがこうした特権的な地位に基づきNHKにおいてのみ適用されるサービスできた。とな、民間放送事業のビジネスモデルに配慮しながら、共有、協調の意識のもとに配信基盤の構築、権利処理等について民間放送事業のビジネスモデルに配慮しながら、共有、協調の意識のもとに配信基盤の構築、権利処理等について民間放送事業者を含めた他事業者等との連携・協力等を行うことが必要であると要望します。また、「(3)地域情報の提供の確保」「こついて、「地域制限を行うことについては、放送が放送対象地域ごとに行われており、NHKの常時同時配信は、放送の補完として実施されるものであることを踏まえれば、放送が数送対象地域ごとに行われており、NHKの常時同時配信は、放送の補完として実施されるものであることを踏まえれば、一定の合理性があると考えられる。」としている点は適切だと評価した上で、同時視聴にあたっては「放送の多元性・多様性・地域性の確保」「の観点から、地上波民放事業者の県域放送経営の維持を前提とすべき点をサービスの検討にあたっての対応としてお願い申し上げます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
49	㈱高知放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKのインターネット常時同時配信については、その容認の条件とされている三位一体改革について、具体的な対応策について明らかになっておらず、その賛否を検討する段階に至っていないと考えます。また常時同時配信に対する視聴者のニーズはそれほど高いと認識しておらず、大きなスポーツイベントや災害情報などに限定した配信は、現行法でも問題なく実施できることもあり、東京オリンピック・パラリンピックを想定したスケジュールをもとに、常時同時配信ありきで、なし崩し的に進めていくことには反対します。もちろん、NHKと民放による放送の二元体制を維持し、国民、視聴者にとってより良い制度作りのための議論には、積極的に協力していきます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
50	西日本放送(株)	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	今回の報告書案では、方向性が列記されていますが、これまで以上に踏み込んだものとは言えず、NHKが具体的な施策を示し、実行した上で結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化され、「現行のセーフガード措置の見直し」といった記述もされていますが、放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるように、また費用の細目と額の公表を義務付け、区分経理とするよう省令の改正を強く要望します。 NHKは、これまでの検討の過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、今回のとりまとめでは将来的にネット受信者からの課金をどのように考えるのかについての提起がありません。ネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが早急に示すべきと考えます。 第3章の「今後の進め方」でも具体的な期日が設けられていませんが、見切り発車でスタートすることがないよう要望します。 現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。結論ありきでなし崩し的な制度整備とならないよう重ねて要望します。今回の取りまとめでは、サービスやインフラなどの面において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めているので、この点は民放事業者がかねてから要請をしてきたことが明文化されています。そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
51	㈱フジテレビジョン	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信が「費用や運用等の面から見ても今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく、NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置づけのものとなることを踏まえれば、それに従って市場に与える影響も大きくなることが想定されることから、その費用には一定の上限を設けることが妥当と考えます。 NHKに対し、「放送番組の配信等について他事業者と出来る限りの連携・協力」を求めたことに賛同します。 NHKが独占的な受信料財源で運営されていることを踏まえ、営利につながる業務への参入、参画を制限するため、放送法で NHKが独占的な受信料財源で運営されているように、インターネット活用業務においてもその趣旨は準用されるべきと考えます。したがって、「常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」と記載されたことは極めて 妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
52	㈱鹿児島讀賣テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	今回の取りまとめでは、常時同時配信について放送の補完であることが明文化されていますので、受信料収入の2.5%以内が厳守されるよう要望します。実施においては、そのコスト、財源に関し受信料制度との関係を国民に丁寧に説明し、理解を得るべきです。また、インターネット実施基準全体との整合性や関連予算の透明性を高めるためにも、費用の細目と額の公表を義務付けることが必要と考えます。 今回の取りまとめでは、NHKに対し、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことが明記されておりますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。それによって放送を発展させてきたNHKと民放との二元体制が維持されると共に、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民、視聴者へ利益をもたらすことにつながると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
53	(株)テレビ熊本	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「常時同時配信において、地域放送番組を当該地域に配信することは、(中略)放送の補完として行われるものであることを踏まえると、NHKに求められるものであると考えられる。」という検討会が出した方向性はきわめて重要と考えます。また、それを実現するための技術的な課題解決等において、NHKが先導的役割を果たしてくれることを期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
54	㈱テレビ長崎	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の位置づけとして「常時同時配信は、NHKが全ての放送番組をインターネットで配信する業務であり、費用や運用等の面から見ても今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく、NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものとなる」ことを踏まえると、ネット配信市場にも大きな影響を与えることが予想されることから、現行の放送法の規定のように、費用についての上限を設け、透明かつ適正な実施基準を規定することが妥当であると考えます。「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものであると考えられる。」と記載されている通り、民間放送事業者とも連携・協力を求める考えに賛同いたします。また、「常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある。」とのように、他事業者などからの意見を聞きながら進めていく必要があり、常時同時配信の実施に当たっては、受信料という独占的な財源で運営されていることを踏まえ、国民・視聴者に対しての説明責任を果たすことが必要で、子会社を含めたガバナンス改革や情報公開による透明性の確保、NHKの業務や受信料のあり方の見直しを進めることを強く要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
55	日本海テレビジョン放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信については、NHK自らが具体的な施策を示し、実行した上での結果を見極めてからこれを認めるかどうかの結論を出すべきと考えます。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されているのは評価します。放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう、強く要望します。 現行の法制度の下でも、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。オリンピック・パラリンピックをゴールと設定し、そこから逆算して2019年度中に見切り発車でスタートすることがないよう、また、結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう強く要望します。 サービスやインフラなどの面において、民放事業者が常々要請してきた、「他事業者と出来る限りの延携・協力を行う」ことが明文化されており、NHKがそうした連携・協力を着実に実行することを強く要望します。 マルされており、NHKがそうした連携・協力を着実に実行することを強く要望します。 大りすることで民放とNHKによる放送の二元 体制が維持される共に、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民・視聴者、さらには民放にとってのスポンサー等関係者の全てに最大限の利益をもたらす取り組みが継続されることにつながると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
56	静岡放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	放送法が、NHKの目的として地域向けの放送番組の提供を規定している事を踏まえれば同時配信についても、放送の補完として同様のサービスが実施されることが当然と考えられます。特にその機能が発揮されると考えられるのは災害時であり、地域住民への有効かつ適正な情報を発信するための体制確保が不可欠です。その為にも、取りまとめ案に示された通り、ハードとソフトの両面において、地方局などとの連携、協調、協力に積極的に取り組み、サービスやインフラなどの整備においては、先導的役割を発揮する事を強く希望します。 インターネットの同時配信は、長年培ってきた民放のネットワーク体制とローカル局の存立基盤を揺るがしかねません。とは言え、ローカル局もスポーツ中継などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証しています。しかし「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。民放事業者による同時配信に、実施の可否を含め個別社の経営判断によるものであり、引き続き行政においては、その自主性を尊重していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
57	石川テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	民放ロ一カル局にとって、NHKが常時同時配信を行う場合、地域放送番組の扱いは大きな関心事です。「地域放送番組の配信については、コストや運用体制の面から段階的に拡充し、その際、地域制限を行う」「地域制限を行うことについては、放送が放送対象地域ごとに行われており、一定の合理性がある」として、常時同時配信に際して地域制限を行うことになっていますが、その具体的な形をNHKが示すべきだと考えます。 昨年秋に実施した試験的提供Bで、NHKは近畿と静岡地域において地域放送局からの配信を行いました。その際は、全国放送の番組は渋谷の放送センターから配信し、地域番組については当該地方局でフタかぶせ作業を行ったうえで渋谷から配信しました。NHKが2019年度中に実施したいとしている常時同時配信において、このやり方で全国のすべての地域放送局で地域番組配信のための作業を行うのか必ずしも明確ではありません。また、このやり方の場合、地域の災害、防災情報等が、全国放送番組の配信時は伝えることができない恐れがあります。NHKは時間をかけても、常時同時配信での地域ごとの防災情報を透め、本域制を整え、そのうえで配信を実施すべきと考えます。地域制を入ることができない恐れがあります。NHKは時間をかけても、常時同時配信での地域ごとの防災情報伝達の体制を整え、そのうえで配信を実施すべきと考えます。地域制限については、試験提供Bの際に一定期間、他地域の放送局番組も視聴できる実験を行っています。将来的に地域制限を外し、他地域放送局番組を視聴可能にしていく考えがあるのか、NHKに見解を求めます。「NHKの常時同時配信を認めるに当たって、他の放送業業者との連携・協力を要望する意見が出されている」「他業者とのできる限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められると考える」として、NHKが地域において民放ローカル局との連携・協力を求めていることに賛同するとともに、「地域情報の提供の確保」等の趣旨から、NHKが地域において民放ローカル局との連携・協力を視野に入れることを求めます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
58	広島テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信については、放送の補完としてインターネットを活用することに一定の合理性・妥当性があると認められていますが、災害報道や特別なスポーツ中継など、視聴者の関心事やニーズは「その時折」生じるものであり、常時でなければ現行のままでも同時配信は可能です。災害時やスポーツイベントから始めていけばよいのであって、常時にすることを国民が必要としているかは甚だ疑問です。 また、視聴者のニーズは「同時」よりは「見逃し」配信の方が高くなっているのは試験結果が裏付けています。関心事や目指す方向性を丁寧にすくい、多くの視聴者が納得できる制度設計を具体的に整えてからの開始とすべきです。 費用負担については、受信契約世帯の構成員は追加負担なく利用できるようにするとありますが、設備投資と回線コストからの採算モデルが決まらない中でのスタートは受信料体系のあり方そのものが十分な検討内容となっているとはいえず、性急に結論を急いでいる印象がぬぐえません。また、有料提供している「見逃し」と実質無料の「同時」の整合性についてNHKの検討を提示すべきと考えます。採算モデルが決まらない中でのスタートは既に受信料を負担している視聴者に、不払いに加えたさらなる不公平感が高まると考えます。 「地域情報の提供の確保」については、NHKは「各地の放送局が行うテレビ放送を、地域放送番組を含めて常時同時配信することを基本」と表明されています。現在全国ニュースの後にブロックニュース、その後に県単位のニュースと3段階に差替えた内ををニュースとして放送されています。全国各地の放送局がすべてに対応できる常時同時配信のためのインフラ構築および全国一地域エリア(関東・近畿・中国等)一県をネット配信で制御できるようになる仕組みは一朝一夕には難しいと思われます。エリア毎のジオブロック施策は理論的には成立しても、例外・抜け穴といった事例が存在していることも事実であり、放送の補完というレベルにまで仕組みを整えるには時間がかかるものと思われます。ジオブロック施策のタイムスケジュールについての検討はされているの、整備されるのはいつになるのか、この間の時間差はそのまま地域間の不公平につながるようになり、公共放送の使命を果たすことが難しいと考えています。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
59	山口放送㈱	第1部 新たな時代の公共放送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信については国民・視聴者の理解が得られることが前提であるとの方向性が示されていることから、民放とNHKによる放送の二元体制維持を基本スタンスとして様々な観点から十分な論議を深め、見切り発車的な開始がないよう望みます。 常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が適切に実施されるため 「地域情報の提供の確保」の検討が求められていますが、この中で地域制限については現在の民放の県域免許制度との整合性を視野に入れた上での論議を要望します。 常時同時配信を行うに当たり、サービスやインフラなどの面において他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことが求められており、特にローカルにおいては連携・協力態勢が確実に構築されることを望みます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
60	㈱福島中央テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信についてセーフガード見直しという記述がありますが、常時同時配信はあくまでも本放送を補完する補完 放送の範疇であり、「受信料収入の2.5%以内」という大前提は守るべきであると考えます。また、基本的に受信料収入により運営 するということであれば、その費用の明細と額の公表について必須となるよう省令改正を望みます。 NHKは当初ネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴収するという方向性を提示しておりましたが、今回の第二次とりま とめではネット同時配信のみの契約者についての提起がありません。その問題についてはNHK自ら国民、視聴者、並びに他の 民放事業者などの関係者の意見を幅広く聞くことにより、見逃し配信・NHKオンデマンドも含めて広くNHKのインターネット活用 業務のあり方を含めた検討が必要です。更に受信料体系・水準などの受信料のあり方の見直しを含めて検討することも必要で全 体的な見直しの中で常時同時配信の実施に向けた具体的な検討をすべきであると考えます。	NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
61	㈱熊本県民テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	常時同時配信が「放送の補完」である以上、地域制限は当然であると考えます。また、放送の受信料を財源にしている以上、この「放送の補完」としての位置づけは堅持されるよう求めます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
62	(一社)衛星放送協 会	第1部 新たな時代の公共放送		NHKが国内テレビ放送の常時同時配信を実施することは、災害時等の情報提供においては公共放送としての役割・使命を果たすという観点から概ね妥当であると考えます。ただし、NHKについては取りまとめ案にも記載の通り「民間放送では十分に達成されない分野の役割を果たすといった点に公井放送としての存在意義」が求められております。例えば、ドラマ、バラエティや一部のスポーツといった、多様化するメディアの中で民間放送や民間のインターネット配信でも十分に収益化可能で制作、放送/配信が達成しうる分野については、公共放送が取り扱う必要性が従来以上に低くなっております。また、NHKもBS放送や常時同時配信へと多メディア化が進む中で、民間の取り組みとの重複が危惧されます。NHKについては、放送業務においても常時同時配信においても公共放送としての多様性の確保という視点をより重視し、民間の放送事業者が扱いにくい分野に注力することを踏まえ検討して頂くことを要望致します。常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」という考え方に賛成いたします。特に有料象チャンネル放送においては、既に常時同時配信に取り組んでいる事業者も多く、NHKが民間の放送事業者のサービス及びビジネスを棄損することのないよう配慮をお願い致します。「サービスやインフラ面において、他事業者と出来る限りの連携・協力」を求めることとされております。衛星放送事業者とも連携し、衛星放送事業者の車の場や意見にも配意し、また、出来得る範囲内で情報を共有するよう要望数します。また、インターネット活用業務での権利処理において、民間事業者、衛星放送事業者などの関係者間で、情報共有、連携を図りながら、今後の条件を設定して頂くよう要望数します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
63	讀賣テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	東京オリンピック・パラリンピックを同時配信することは現行制度下でも可能であり、常時同時配信の「2019年度に(中略)開始」 に拘るあまり、十分な議論をせずに判断されることの無いよう、要望します。 NHKの常時同時配信は放送の補完として行われることから、放送制度との整合性が欠かせません。放送法第81条に鑑み地 域番組の提供を求め、地域制限の合理性を認めることは妥当であると考えます。 「他事業者と出来る限りの連携・協力」をNHKに求めたことは適切であり、賛成します。その上で、着実に実行される環境づくり を要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
64	㈱テレビ東京	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHK自身が常時同時配信を「放送の補完」と位置付けることは重要と考えます。その規模と範囲について抑制的な業務運営に努めるべきであると考えます。 NHKの常時同時配信は、「受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠」としたことは極めて適切と考えます。そのためには、実施費用の上限を設定すべきと考えます。「インターネット活用業務の費用は、各年度受信料収入の2.5%を上限」とする実施基準は維持されることを求めます。 また、会計上の透明性確保のために区分経理で管理し、実施計画の位置づけや業務の事後チェックの仕組みについて、適切な制度設計が必要と考えます。 放送の二元体制の維持・発展の視点から、インターネット活用業務においても、NHKが公共放送としての先導的役割を果たし、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことを求めたのは極めて適切であると考えます。 NHKの見逃し配信については現在、NHKオンデマンドサービスにおいて有料で提供されており、サービス面、財務面での整合性を取ることは重要な課題と考えます。NHK自身が説明し、国民・視聴者の理解が得られることが重要です。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
65	山形放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送		NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されており、受信料が受信契約強制によって徴収されていることから、放送業務以外のNHKのインターネット配信は、抑制的になされるべきです。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されていますが、放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう要望します。 NHKはこれまでの検討過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、今回の取りまとめでは将来的にネット受信者からの課金をどのように考えるのかについての提起がありません。受信料制度全体をどのように形作り、その中で常時同時配信がどのような位置付けになるのか、見逃し配信、NHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送としてどう位置付けるのか、そうした論点もNHK自ら早急に示すべきと考えます。 同時常時配信にあたっては、市場の競争を阻害しないこととともに民間部門と競合する業務を行うものでないことが確保される必要があると考えます。	NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
66	㈱テレビ朝日	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「放送の補完」について、その範囲が極めて曖昧であり、無秩序に拡大しないように、国民・視聴者はもとより民間放送事業者等関係者に対し、インターネット活用業務の具体的な実施計画をNHK自らが早急に示すことが重要です。本取りまとめ案は「2020年の東京オリンピック・パラリンピックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019年度にサービスを開始する」としていますが、オリンピックの放送権はあくまでJCとして獲得しており、本件の実施にあたっては放送権を共有している民放との協議・調整が不可欠です。NHKのインターネット活用業務の拡大は様々な業態の民間事業者と競合する可能性を高めます。さらに安定的な受信料を財源にインターネット活用業務の拡大は様々な業態の民間事業者と競合する可能性を高めます。さらに安定的な受信料を財源にインターネット活用業務の拡大は様々な業態の民間事業者に対して優越的な地位にあると言わざるをえません。市場の公正な競争を阻害しないようにするためには、その実施費用を「受信料収入の2・5%を上限とする」現在の方針を今後も堅持し、受信料の収入増とともに肥大していくとのないように抑制的に連用が図られるべきです。NHKの常時同時配信を「放送の補完」と位置付ける以上、放送制度との整合性を確保することは不可欠です。本取りまとめ案が常時同時配信においても地域番組の提供を求め、地域制限を行うことの合理性を認めていることは妥当と考えます。NHKが常時同時配信を行うにあたり、「サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものである」との考え方は公共放送に期待される先導的な役割を指摘したものであり、妥当と考えます。常時同時配信に関する技術的課題、ブラットフォーム構築・運用、権利問題等について、NHKが民放事業者とできるかぎり連携・協力することを強く関待します。現行のNHKのインターネット活用業務に関するガイドラインが、「民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものでないこと」としている点は重要であり、常時同時配信のみならず、見逃し配信等を広告収入によって運営する民間事業と競合しないように、全般的にこの原則が順守されることが重要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の 検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信 料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
67	㈱静岡第一テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の是非は、方向性でなく、三位一体改革の明確な結果を見ないと判断できないと思います。NHKが具体的な施策を示し、実行した上で常時同時配信を認めるかの結論を出すべきと考えます。 放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されている以上、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう要望します。また、費用の細目と額の公表を義務付けるべきと考えます。 NHKは、これまで将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料徴取を検討していましたが、今回のとりまとめではこの事について触れていません。 受信料制度全体をどのようにし、その中で常時同時配信をどのような位置付けにするのか、見逃し配信やNHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが早台に示すべきと考えます。 スタート時期につきましても、2020年の東京オリンビックパラリンピックを目標に設定し、そこから逆算して見切り発車で2019年度中にスタートすることがないよう。要望します。結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう、重ねて要望します。民放とNHKによる放送の二元体制の維持、NHKの肥大化の抑制、国民・視聴者・放送事業者にとっての利益のために、NHKはサービスやインフラなどの面において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことが着実に実行されることを望みます。また、常時同時配信については、キー局よりもローカル局に与える影響が大きいと考えます。 ローカル局は県域免許制度と、東京キー局を中心とした全国のネットワーク体制の中で、地域情報の発信や文化の醸成に努めてきました。一方で経営規模や制作体制からみるとローカル局はエリアごとの規模の差異はありますが、キー局よりも小規模で、NHKの考える常時同時配信の様な大規模な取り組みは単角レベルでは対応できない事業だと考えます。このような中で常時同時配信が拡大した場合、NHK、キー局、ローカル局をして、全国一律でのメディア競合に突入してしまう恐れがあります。スリムな体制の中で地域情報の発信に努めてきたローカル局にとっては、非常に厳しい環境におかれることを危惧しています。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
68	㈱テレビ大分	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「放送の補完としての常時同時配信である」という点の明文化や、「NHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施される事を確保する事が必要不可欠」との指摘は妥当であると考えますが、放送の補完である以上は、現行の「受信料収入の2.5%以内」という規律を今後も遵守するよう強く要望します。しかし、本来であれば、"NHKに対する国民・視聴者の信頼確保のため、「NHKのガバナンス改革を行う事が必要である」"という記述もあるように、かねてから指摘されている三位一体改革の内容についてNHK自らが具体的な施策を示し、実行した結果を見極めてから常時同時配信を認めるかどうかを考えるべきだと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
69	朝日放送テレビ㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信を「放送の補完」と位置付けることは極めて重要であると考えます。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することがNHKの節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。NHKのインターネット活用業務が民業を圧迫することがないように、重ねて強く要望します。 NHK自らが常時同時配信を含むインターネット活用業務の具体的な実施計画を示すことによって、はじめて国民・視聴者の理解醸成に向けた議論の環境が整うものと理解しています。 NHKがインターネット活用業務を拡大して常時同時配信を行うことは民間放送だけでなくネット動画配信などさまざまな業態の民間事業と競合する可能性を高めます。市場の競争を阻害することがないよう、受信料財源で行うNHKのインターネット活用業務の実施費用に上限を設け、拡散的な運営は行わず、区分経理で厳格に管理する必要があると考えます。インターネット活用業務が公共放送の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するため、その実施費用を「各年度の受信料収入の2.5%を上限とする」自の方針は今後とも堅持することを変望します。さらに常時同時配信の実施にあたっては、受信契約者の意見が常時同時配信業務の検証にフィードバックされるような制度的な工夫も合わせて検討されることを希望します。 NHKと民放事業者はこれまでも地デジの中継局整備やオリンピック放送といった「協調領域」において協力し合い、効率的な事業運営を行ってきました。今後とも災害で送信設備等が損壊した場合の互助体制の構築などの「協調領域」において、NHKが放送界全体に資する役割を果たすことを望みます。 「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものである」との指摘は公共放送に期待される役割を的確に指摘したものであり、そうした認識に賛同します。 当社では高校野球などのライブ配信に取り組み、事業化しています。「現時点ではテレビ放送の常時同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によるものであり、引き続き行政においては、その自主性を尊重していただくよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
70	札幌テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	放送の補完としての常時同時配信であることが明文化されていますので、「現行のセーフガード措置の見直し」といった記述もありますが、放送の補完である以上は、「受信料収入の2.5%以内」が厳守されるよう強く要望します。 また、インターネット実施基準全体との整合性や関連予算の透明度を高めるためにも、費用の細目と額の公表を義務付け、区分経理とするよう、省令改正を強く要望します。 NHKは、これまでの検討の過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、本取りまとめ案では将来的にネット受信者からの課金をどのように考えるのかについての提起もありません。受信料制度全体をどのように形作り、その中で常時同時配信がどのような位置付けになるのか、見逃し配信やNHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが早急に示すべきと考えます。 受信料を財源とするNHKの常時同時配信ば放送の補完」として行われることが前定であり、放送制度との整合性を確保することが欠かせません。NHKの地域放送義務を規定する放送法第81条に鑑み、本取りまとめ案が常時同時配信においても地域番組の提供を求め、地域制限を行うことの合理性を認めていることは妥当であると考えます。 仮に自らのエリアの同時配信と他エリアの同時配信が混在した場合、視聴者が地元の情報に接する機会が減り、特に災害時において本来得るべき重要な避難情報等を得られなくなる事が懸念されます。こうした点からも、地域制限の確実な実施について検討が必要です。 本取りまとめ案では、サービスやインフラなどの面において、「他事業者とできる限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点については我々民放事業者がかねてから要請をしてきたことが明文化されていますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。それによって民放とNHKによる放送の二元体制が維持されると共に、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民・視聴者、さらには民放にとってのスポンサー等関係者の全てに最大限の利益をもたらす取り組みが継続されることにつながると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガパナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
71	㈱長崎国際テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKが示している常時同時配信のサービス開始時の基本的な考え方の中で、2020年の東京オリンピック・バラリンピックにゴールを設定し、2019年度にサービス開始するとしていますが、見切り発車的にならないよう国民・視聴者の十分なニーズと理解を得た上で、開始時期を見定めるよう要望します。結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう。重ねて要望します。常時同時配信は「放送の補完」と位置づけていることからも、受信料制度で運営されているNHKの常時同時配信にかかる費用が総額の上限を定めて運用することはもちろん、インターネット活用業務の費用における「受信料収入の2.5%」という上限をむやみに上げることがないよう要望します。 「放送の補完」としての実施という考えを踏まえて、地域制限を行うことに一定の合理性があるとの判断は妥当と考えます。地域制限にかかるコストを含め、常時同時配信を実施する上において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」こと、「関連事業者との情報の共有化」、「市場の競争を阻害しないことが確保」されるよう強く要望します。それらを通じて、今後も民放とNHKによる放送の二元体制を堅持することが必要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
72	南海放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業のあり方 の見直し	弊社が加盟する日本民間放送連盟はかねてよりNHKテレビ放送のインターネット常時同時配信(以下、常時同時配信)について、まずNHKが具体的な実施計画を示したうえで、受信料制度との整合性やインターネット空間でNHKが果たそうとする公共的役割を国民・視聴者に説明し理解を得ることが必要であると主張してきました。今取りまとめ案の中で、NHKが常時同時配信を「放送の補完」と位置付け、災害時での利用可能とする機能や地域放送番組での地域制限などを盛り込んだ点は、地域貢献を旨とするローカル局にとっても被災者や地方の立場を考慮したものであり、重要な項目であると認識しています。その上で、NHKにおいては"三位一体改革"の具体的な施策や実現に向け実効性の高いロードマップを早期に明らかにすることが望ましいと考えます。また、課金の方法など具体的な運用イメージについても明示されていない中、2019年度にサービスを開始する方針を明記している点については、拙速感が否めず、グランドイメージや私達民間放送事業者との連携や影響等についても十分な議論や検討がなされないまま。同時配信が進んでいく事には懸念を抱いています。NHK松山放送局と弊社はこれまで、地上デジタル放送の中継局整備の共同建設や各種番組の共同制作等の分野で「協調」「協業」を行ってきました。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することが民放とNHKの二元体制の維持につながり、視聴者やスポンサーなどステイクホルダーへの利益還元に資するものと考えます。テレビ放送のインターネット同時配信について、民放事業者は試験的にスポーツ中継や生放送番組などの同時配信に取り組み、技術面・運用面・事業面などの課題を検証していますが、「現時点で同時配信の事業性は見出し難い」との基本的な考え方に変わりはありません。経営基盤の脆弱なローカル民間放送事業者にとって、同時配信はリスクの高いインフラ整備であり、民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の自主性・主体性に基づく経営判断を尊重していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
73	㈱東京放送ホール ディングス	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKが常時同時配信をインターネット活用業務の一環として「放送の補完」と位置付けることは重要と考えます。NHKは放送を目的とする特殊法人であり、こうした枠組みを将来にわたり維持することが「公共放送NHK」の節度ある抑制的な事業運営の維持につながると考えます。 NHKが常時同時配信を行うにあたっての制度整備については、常時同時配信を含むインターネット活用業務全般に渡って、「公共放送」がインターネット空間において果たす役割および「放送の補完」のあり方と範囲を明確にした上で行うべきものと考えます。 NHKのインターネット空間において果たす役割および「放送の補完」のあり方と範囲を明確にした上で行うべきものと考えます。 NHKのインターネット活用業務は量的に拡大しており、放送法20条に規定される放送の補完の範囲を厳格化する必要があると考えます。中でもYoutubeやtwitterといった特定のブラットフォームにおける無料での大量のコンテンツ提供は、民間事業の市場の競争に影響を与えています。制度整備にあたっては、実施費用の制限だけでなく、「放送の補完」の範囲を、公平で抑制的なものにするよう要望します。 インターネット活用業務の実施費用の上限を定めている現方針は、継続すべきと考えます。ただし、現行の「受信料収入の2.5%を上限」が適正かについては、その金額規模および受信料収入の増加傾向から、見直す必要があると考えます。受信料財源業務として「放送」と「放送」と「放送」と「放送」と「放送」に、常時同時配信を全国規模で行うために掛かる設備投資・運用コスト・権利処理費用等の試算は、明確になっていません。NHKがこれまで実施してきた試験的提供では、常時同時配信を全国規模で行うために掛かる設備投資・運用コスト・権利処理費用等の試算は、明確になっていません。NHKは早期にこれを明らかにし、国民・視聴者に受信料制度との関連を説明した上で、理解を求めるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
74	㈱東京放送ホール ディングス	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	放送においてNHKが果たしてきた先導的な役割は、配信においては必ずしも当てはまりません。NHKと民間放送事業者の、配信の目的やビジネスモデルの違いなども認識する必要があります。それをふまえた上で、サービスおよびインフラ面で協調できる部分があれば連携・協力するものと考えます。 NHKがインターネット活用業務を拡大して常時向時配信を行うことは、民間放送だけでなく新聞、ネット配信、通信など、さまざまな業態の民間事業と競合する可能性を高め、影響を及ぼします。 本案で触れている、実施基準の認可に係る審査ガイドラインの「市場の競争を阻害しないこと」を常時同時配信にも適用し、公正な競争が確保されることを要望します。 NHKのインターネット活用業務が、市場の競争を阻害するケースとして、①放送権と合わせて、独占的な配信権を獲得する、②高額な権料により配信権を獲得する、などが考えられます。これらは、受信料でまかなわれることから、一定の歯止めが必要であることは明らかです。よって、「放送の補完」としてすべき活用業務の範囲が明確であり、抑制的であること、費用の区分けが明確であり、限度を設けることが制度整備上重要であると考えます。 常時同時配信と併せて見逃し配信を提供することに関しては、有料業務であるNHKオンデマンドとの整合性、特に財政面での整合性を図る必要があります。NHKオンデマンドは、受信料財源業務の範囲外であり、NHKは見逃し配信を含めた今後の展開についての考えを明らかにすべきです。	

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
75	北海道放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKは開始時の基本的な考え方として「放送の補完」と位置付けているが、その後は補完ではなく、本来業務として考えているのかどうか。明確な考え方、姿勢を示すべきと考えます。NHKは現在でも国民的関心事のスポーツイベント等を常時同時配信することは可能であるので、何が何でも2019年度開始というスケジュール最優先に考えずに論点を幅広く示し、一つひとつ諸課題を解決し、国民の理解を得たうえで本格的に取り組むべきと考えます。 NHK常時同時配信は本文中でも「今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく」「質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものとなる」とあるように、NHK業務の拡大を指摘しています。受信料を財源とする業務なので、「2.5%上限」の維持とともに、受信料の増加等収入が増えていった場合、金額の上限についても見直しの検討が必要と考えます。 受信料で成り立つNHKは本体はもとより子会社も含めて財務・会計上の透明性を厳格化し、公表しないと国民の理解は得られないと考えます。業務の拡大はNHKの肥大化につながりかねず、とくにローカル局への影響が懸念されます。NHK業務全体の見直しの中で慎重に議論されることが必要と考えます。 NHK常時同時配信を「放送の補完」を前提とし、放送法第81条の「地方向け放送義務」を明示して、その合理性を認めていることは妥当であると考えます。常時同時配信に関連して番組コンテンツを特定のブラットフォーム(Youtube等)に大量に無料で配信提供するようなことがあった場合は、民間放送の市場に大きな影響を与えることになります。このため「放送の補完」の範囲が「肥大化しないよう」規定することを要望します。 「民間事業者との市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」との指摘は妥当であり賛同します。これはNHK本体のみならず、関連会社にも当てはまることであることをあらためて確認したいと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内 容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等 の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
76	関西テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKは「2020年の東京オリンビック・パラリンビックを常時同時配信により伝えることができるよう、2019 年度にサービスを開始する」としていますが、NHKは2019年度サービス開始ありきではなく、本とりまとめ案で求められているように、まずは広く国民・視聴者そして競合する関係事業者と公共放送の在り方について議論し理解を得ることを前提とすべきと考えます。 述べられている「対応の方向性」は妥当な内容と考えます。同時配信においても実施基準に基づいて行われる業務についての事後チェックの仕組みや、受信料財源で行われるインターネット業務についての会計上の透明性の確保は区分経理等により透明性が確保されるべきです。 地域放送番組を当該地域に配信することを尊重することが明記されたことは適切なことと評価しますが、地域制限に関しては、技術的な検証や民間放送事業者に対する影響なども十分に検討する必要があると考えます。 NHKによる放送番組の配信等について、「サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」としている点はNHKに公共放送としての役割を指摘したものであり適切であると考えます。 またNHKが常時同時配信を行うに当たっては、権利処理等も含めて多くの課題での慎重な協議や連携が必要とされるべきであり、そのうえで民間事業者との公正な市場の競争を阻害しないことが確保される必要があると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
77	㈱毎日放送	第1部 新たな 時代の公共放 送		「国民・視聴者の理解が得られること」を前提としている点、常時同時配信がNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿ったものとなっているかについて、絶えず検証していくことが求められる旨記述されたことに賛同する。配信と受信料制度の在り様については多くの議論があるところで、丁寧な議論が行なわれることを希望する。「地域情報の提供の確保」について、放送の補完としての常時同時配信は、放送法で規定された放送対象地域制度に準じるべきであり、すなわち、ある地域への常時同時配信は当該地域への放送と同一内容でなくてはならない旨明記する必要があると考える。日本の放送はNHKと民放の二元体制の下で発展し、国民・視聴者の支持を得てきた。ネット活用も含めて、NHKに対して先導的役割と他事業者との連携・協力を求めたことは適切な認識と考える。また、「常時同時配信を行うに当たっても、市場の競争を阻害しないことが確保される必要がある」旨、記述されたことは重要と考える。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
78	四国放送㈱	第1部 新たな時代の公共放送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	国民・視聴者にあまねく必要な情報が提供されることを確保することが必要であるという考えには賛同いたしますが、あまねく提供されるのは"必要な情報"であり、何が必要とされている情報なのか、しっかり国民・視聴者のニーズを捉えることが重要であると考えます。常時同時配信についての国民・視聴者のニーズが一定程度顕在化しているとしても、大多数の国民・視聴者のニーズがあるとは考えにくく、常時同時配信は、必要とされる番組から、国民・視聴者のニーズ応じて、段階的に進められるべきであると考えます。 水形Kが実施基準に従って自主的に策定・公表している実施計画の位置付け、実施基準に基づいて行われる業務についての事後チェックの仕組み、受信料財源で行われるインターネット活用業務についての会計上の透明性のあり方等について、見直すことは妥当であると考えます。セーフガード措置などの見直しが、具体的にNHKにおいて確実に実施されるまでは、常時同時配信を行わないよう強く要望いたします。	に検討を進めていくべきと考えます。
79	四国放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	放送が放送対象地域ごとに行われていることから、仮にNHKが諸課題をクリアして常時同時配信を行う状況に至った場合に、地域制限を行うことについて、一定の合理性があるということは、妥当であると考えます。 仮にNHKが諸課題をクリアして常時同時配信を行う状況に至った場合、市場の競争を阻害しないことが確保されることに賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
80	㈱山梨放送	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信の是非をめぐる議論はあまりに性急なものであり、2020年の東京オリンピック・バラリンピックでの運用開始を前提としているかのように感じ得ずにはいられません。まずはNHK自身が具体的な施策を提示し、かねてより指摘されてきた三位一体改革を確実に実行し、その結果などを見据えたうえで、多くの議論を重ね結論を出すべきと考えます。またNHKはこれまでの検討の過程で、将来的にはネット同時配信のみの契約者からも受信料を徴取することを検討していましたが、今回のとりまとめでは将来的にネット受信者からの課金をどのように表るのかについての提起もありません。受信料制度全体をどのように形作り、その中で常時同時配信がどのような位置付けになるのか、また見逃し配信やNHKオンデマンドも含めてネット配信全体を公共放送として具体的にどう位置付けていくのか、そうした論点もNHK自らが示すべきと考えます。今回の取りまとめでは、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点については我々民放事業者がかねてから要請をしてきたことが明文化されていますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内 容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等 の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
81	㈱ワイズ・メディア	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	これに続き「さらに常時同時配信の適切な実施のために、制度上の位置付けについて早急に検討する必要がある」と加筆すべきだと考えます。常時同時配信の合理性、妥当性を認めるとするなら、放送法や著作権法上、常時同時配信を「放送」と定義するのか「通信」と定義するのかの検討がなければ、絵に描いた餅であると思います。 「NHKに求められることである」を「NHKが常時同時配信を実施する際の条件とすべきである」と修正すべきだと考えます。 地域制御をより厳しく求めることによって、初めて放送における「地域情報の提供の確保」を担保できるものと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
82	放送の自由は大事やないか研究会	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKがインターネットを活用するんは、まあ時代の流れやろ。けどな、業務・受信料・ガバナンスちゅう三位一体の改革をするん やなかったんか。 「テレビ持ってへん。でもスマホで見たい」。そんなやつにもNHKの番組を見られるようにせな、意味ないやろ。そんとき、ネット 業務どこまでやるんか、その受信料どうするんかが、話の肝のはずや。そこんとこはっきりさせずに、「受信料払ってくれてる人に は、サービスしまっせ」みたいな中途半端な格好で、見切り発車したらあかんわ。問題は常時同時配信だけやないで。 この機会に、ネット時代の公共放送ノ公共メディアの在り方を、根っこから考え直してえな。まずはNHK自身が、三位一体の未 来像を示してんか。それを基に、諸課題検討会でし一っかり議論してや。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
83	RKB毎日放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	民放事業者による同時配信は実施の可否を含め個別社の経営判断によるものでありますが、NHKやキー局と比較して体力差のあるローカル民放に対しては、その判断の基となる実施スキームの具体像、費用、効果など更なる情報提供を希望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
84	中部日本放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「常時」同時配信の実施に向けては、関心度の高いイベント等が放送されるときだけでなく、平時における国民・視聴者の利用意向も含めて、今後も継続的に把握していくことが必要と考えます。 受信料を財源に「放送の補完」として同時配信を常時実施するにあたっては、「受信料収入の2.5%上限」の堅持など会計上の透明性の確保は勿論のこと、取りまとめ案にもあるとおり、「NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿ったものとなっているかについて、国民・視聴者や他事業者などの関係者に明らかにしつつ、絶えず検証していくこと」が必要であると考えます。 NHKの常時同時配信に関しては、「NHKと民間放送との二元体制」の重要性に鑑み、放送法に定められているNHKの地方向け放送番組を有する義務や、民間放送の地域免許制度など放送制度との整合、そして民業への影響を十分に考慮すべきであり、実施においては、「放送の補完」として「地域制限」は必須であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
85	中部日本放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものであると考えられる」という方向性は、放送法に規定されているNHKの先導的役割という観点からも、常時同時配信実施にあたっての条件となるものと考えます。本とりまとめ案においてもNHKの常時同時配信の開始時期を2019年とは明示しておりませんが、NHKは2019年実施ありきとして拙速な対応を取ることなく、まず、円滑な番組提供に向けた技術や、著作権等権利処理についての課題及び解決方策に関する民間放送事業者等との共有や協力、そして市場競争を阻害しない公正競争確保の仕組構築などに向けた方向性を明示することを要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
86	㈱CBCテレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	「常時」同時配信の実施に向けては、関心度の高いイベント等が放送されるときだけでなく、平時における国民・視聴者の利用意向も含めて、今後も継続的に把握していくことが必要と考えます。 「NHKが、受信料により放送を実施する目的で運営されていること、常時同時配信は、NHKが全ての放送番組をインターネットで配信する業務であり、費用や運用等の面から見ても今までのインターネット活用業務と比較して規模が大きく、NHKの業務の中でも質的にも量的にも重要度が高い位置付けのものとなることを踏まえると、常時同時配信を含むNHKのインターネット活用業務が、NHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保することが必要不可欠である」という方向性はまさに当為であると考えます。受信料を財源に「放送の補完」として同時配信を常時実施するにあたっては、「受信料収入の2.5%ととに、「の場合、日本のとなら、「の場合、「の場合、「の場合、「の場合、「の場合、「の場合、「の場合、「の場合	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
87	㈱CBCテレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット活用 業務のあり方 の見直し	NHKの常時同時配信に関しては、多様な言論を実現し、民主主義の基盤となる情報インフラとしての「NHKと民間放送との二元体制」の重要性に鑑み、放送法81条1項2号に定められているNHKの地方向け放送番組を有する義務や、民間放送の地域免許制度など放送制度との整合、そして民業への影響を十分に考慮すべきです。試験的提供において、「地域制限」に関する検証を行うことは重要ですが、実施においては、「放送の補完」として「地域制限」は必須であると考えます。「我が国の放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行うことが目的とされており、放送サービス全体の充実のための先導的役割を果たすことがNHKの目的として求められている」とする放送法第15条に則り、「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たっても、放送番組の配信等について、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことは、NHKに求められるものであると考えられる」という方向性は、常時同時配信実施にあたっての条件となるものと考えます。本とりまとめ案においてもNHKの常時同時配信の開始時期を2019年とは明示しておりませんが、NHKは2019年実施ありきとして出速な対応を取ることなく、まず、インターネットによる円滑な番組提供に向けた技術や、著作権等権利処理についての課題及び解決方策に関する民間放送事業者等との共有や協力、そして市場競争を阻害しない公正競争確保の仕組構築などに向けた方向性を明示することを要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
88	個人争	第1部 新たな 時代の公共放 送	NHKのイン ターネット5月 業務のあり方 の見直し	第2章 1. 及び2. に、「放送番組を様々な機器・場所・時間等においても視聴したいという国民・視聴者からの期待は高まっている。」という表現がありますが、これには出典や根拠が示されていません。この表現を使うのであれば、統計的に有意な調査結果を添付すべきと考えます。これは第2章2. (1)エの「NHKが過去3年に渡って実施した同時配信の試験的提供や国内外の各種データ、調査等を踏まえると」という内容を受けてのものと考えますが、調査対象が主導したアンケートであれば、公開バイアスの疑いを払拭できません。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
89	(一社)日本新聞協 会メディア開発委員 会		国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	ガバナンス改革については、NHK本体及び関連会社の会計や人事の透明性を確保するとともに、関連会社の利益剰余金は受信料引き下げの原資にもなりうるとの観点から、受信料見直しとリンクした改革とすべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
90	(一社)日本民間放 送連盟		国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	「公共放送であるNHKは、国民・視聴者の信頼を基盤とするものであるため、一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要」との指摘は妥当なものであると考えます。NHK役員の経営責任の明確化や外部監査法人等の専門家による事後チェック体制の充実、不祥事防止のための抜本的な方策の検討は実効性とスピードが求められる喫緊の課題であると考えます。ただし、本取りまとめ案が指摘するとおり、そうした仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部からの不当な干渉を招くことがないよう、十分配慮することが欠かせません。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
91	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」との指摘は公共放送NHKのあり方を検討する際に欠かせない視点であり、そうした認識に賛同します。地方公共団体や地元企業が発注するイベント・広報材の企画提案において、NHKの子会社や関連会社が民間事業者と競合する事案があり、地域社会における放送の二元体制の維持・発展の妨げになりかねないと危惧する声が上がっています。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべきであると考えます。 当然のことながらNHK本体および子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは将来的にも絶対にあってはなりません。NHKグループ全体の業務・財務の各種情報の透明性向上を図り、子会社、関連会社も含め民間事業の競争を阻害せず節度ある抑制的な事業運営を行うことが不可欠であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 第二次とりまとめ(案)では、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、NHKの ガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内 容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等 の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしていま す。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
92	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	本取りまとめ案がNHK業務の範囲と規模、受信料水準と国民・視聴者への還元策、NHKグループの適正なガバナンス確保といった公共放送のあり方の本質に関わる点について、「透明性のある形で議論が行われ、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない」と指摘していることを、NHKは深刻に受け止める必要があると考えます。まずはNHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切であると考えます。 国民・視聴者への還元策は公平負担の意義を十分理解してもらい納得して受信料を支払ってもらうためにも、受信料の値下げをはじめとする負担軽減に重きを置くことが望ましいと考えます。 「受信料収入で運営される公共放送NHKの意思決定プロセスの透明性を確保する必要性」に関する指摘は適切であると考えます。 えます。受信料収入で運営されるNHKには、国民・視聴者や関係事業者の理解を得るための不断の努力が求められます。NHK経営計画の策定など、公共放送のあり方に関わる方針を検討する際は1か月以上の十分な期間を取った意見募集を行い、国民・視聴者や関係事業者の意見を広く聴取し、運営方針に反映するよう努めることが重要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 第二次とりまとめ(楽)では、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、NHKのガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
93	東海テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」と指摘し、それ故に「NHKグループ全体の情報についても透明性の確保が必要」との考えに賛同します。 NHKグループ全体で会計情報等の透明性を高め、子会社、関連会社も含め、抑制的な事業運営を行うべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
94	㈱テレビ信州	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	2017年、最高裁がNHK受信契約の義務規定を初めて「合憲」と判断しました。この判決は、受信契約を結ぶ義務が強制力を持つことを示しています。これは、NHKが公共放送として国民・視聴者の信頼を確保していることを前提とした判決です。相次ぐ不祥事が続発しているNHKの現状を踏まえると、コンプライアンスの確保をNHKの自律性に委ねることを反対します。一般の会社や独立行政法人と同様に、NHKの役員のNHKに対する責任を法律上明確化するとともに、外部の監査組織を充実させることが重要であると考えます。また、NHKの業務が、受信料財源によりNHKのグループ会社全体で実施されていることを踏まえると、グループ会社が一般の株式会社といえども透明性の高い経営が求められることは当然であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
95	中京テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送		コンテンツの二次利用、マルチ展開が拡大している昨今の状況を踏まえると、それを担う子会社等を含めたNHKグループ全体の事業展開について、その会計上の透明性を確保する仕組みが必要であると考えます。またその中で、NHKグループ全体の事業展開が民業に悪影響を及ぼさないこと、過度な収益化があるようであればその財源を踏まえた受信料制度設計とすることなど、国民の受信料財源が適正に使用されていることを納得感のある形で提示することが欠かせません。会計上の透明性確保に当たっては、インターネット配信を含めたNHKグループ全体の各事業について、その費用の細目と金額の公表を義務付ける省令の改正を要望いたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
96	㈱テレビユー山形	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	NHKが、受信料によって運営される特殊法人として、NHKの業務、受信料水準・体系などについて継続的に見直しが行われることが重要という考えは適切であると考えます。 特に、業務の見直しにあたっては、NHKが放送サービスの充実にあたって、先導的役割を果たすことは否定しませんが、近年のNHKの業務に関しては、受信料の増加分を、8K・4K放送の充実やインターネット活用業務、国際放送の充実など、受信料を負担している視聴者が十分に享受できない放送サービスに費やしているのではないかという危惧を感じます。 受信料については、まず、負担している視聴者への還元を考えるべきであり、収入と支出の差益が出るのであれば、視聴者の負担軽減に充てるべきであると考えます。こうしたことから、受信料の使途についても、一層の公開を進めると同時に、視聴者への十分な還元が行われているような使途となっているのかといったレビューが必要であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせてい <i>ただ</i> きます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
97	㈱フジテレビジョン	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」ことを念頭に、「連結決算の公開の制度化」等を求めていることは極めて妥当と考えます。 取りまとめ案が「NHKがどのような業務をどのような規模で行うべきか、そのためには費用がどれほどかかるのか、また、その費用について国民・視聴者にどのような受信料水準・体系で負担を求めるべきか」等につき、「積算等の根拠を示して透明性のある形で議論が行われて、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない」としたことは、妥当な見解です。第一次とりまとめでも指摘された「総括原価方式」におけるレビューの在り方等も含めて現状を総ざらいした上で、今後の受信料制度について説得力のある方策を示すよう要望します。	脚思見は、ラ後の快討を進める上で参考とさせていたださます。
98	㈱テレビ熊本	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	報告書に記述された「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」との認識は極めて妥当であり、地方のイベント等において企業や団体からの入札案件で民間事業者とNHKの子会社・関連会社が競合するケースでの節度ある事業運営が望まれます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
99	(株)テレビ長崎	第1部 新たな 時代の公共放 送		「NHKがどのような業務をどのような規模で行うべきか、そのためには費用がどれほどかかるのか、また、その費用について国民・視聴者にどのような受信料水準・体系で負担を求めるべきか、受信料収入の向上等に伴い受信料を国民・視聴者にどのように還元すべきか、さらに、NHKグループの適正なガバナンスをどのように確保してくのか等の点について、国民・視聴者に対し、案や積算等の根拠を示して透明性のある形で議論が行われて、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない。」との考えに賛同いたします。国民や視聴者の理解を得られるよう、経営計画策定にあたっても、説得力のある制度や方策を示すことを強く要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
100	㈱テレビ東京	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	子会社や関連会社も含めたNHKグループ全体が、受信料財源により実施されているNHKの業務であるという指摘は適切であると考えます。NHKグループ全体が公共放送であるNHKの目的に沿って経営され、民間事業者の公正な競争を阻害しないことが確保されるべきであると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
101	㈱テレビ朝日	第1部 新たな 時代の公共放 送	の信頼を確保	「子会社等も含めたNHKグループ全体で、受信料財源により実施されている」との認識の下、「グループ全体の透明性確保や情報提供・情報開示のあり方について見直す必要がある」との指摘はNHKのあり方を検討する際に欠かせない視点であり、その認識に賛同いたします。 NHK本体ではできないことを子会社・関連会社が手掛けることや、子会社等の業績・利益追求を最優先するような事業運営は慎むべきと考えます。さらに、NHK本体、子会社、関連会社などがインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは将来的にもないようにチェックできる体制が必要と考えます。 NHKの業務範囲と規模、受信料水準・体系、NHKグループの適正なガバナンス確保について、「透明性のある形で議論が行われて、合理的なものとして納得感が得られる結論が示されているとは必ずしも言えない」との指摘をNHKは重く受け止め、率先し、国民・視聴者、関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが重要と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 第二次とりまとめ(案)では、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、NHKのガパナンス改革を行うことが必要であるとしています。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガパナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
102	㈱静岡第一テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	国民・視聴者 の信頼を確保 するためのN HKのガバナ ンス改革	公共放送であるNHKは、国民・視聴者の信頼を基盤とするものであるため、一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要」との指摘は妥当なものであると考えます。NHK役員の経営責任の明確化や外部監査法人等の専門家による事後チェック体制の充実、不祥事防止のための抜本的な方策の検討は実効性とスピードが求められる喫緊の課題であると考えます。ただし、本取りまとめ案が指摘するとおり、そうした仕組みが報道機関であるNHKの経営に外部からの不当な干渉を招くことがないよう、十分配慮することが欠かせません。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
103	㈱東京放送ホール ディングス	第1部 新たな 時代の公共放 送		「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」との指摘は公共放送NHKのあり方を検討する際に欠かせない視点です。NHKグループの経営方針として、本体でできないことを子会社・関連会社が手掛けたり、子会社等の業績や利益を優先したりするような事業運営は厳に慎むべきです。NHK本体および子会社・関連会社などが、インターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも総対にあってはなりません。NHKグループ全体の業務・財務の各種情報の透明性向上を図り、子会社・関連会社も含め、民間事業の競争を阻害せず、節度ある抑制的な事業運営を行うことが不可欠であると考えます。本案がNHK業務の範囲と規模、受信料水準と国民・視聴者への還元策、NHKグループの適正なガバナンス確保といった公共放送のあり方について、「透明性のある形で譲論が行われて、合理的なものとして納得られる結論が示されているとは必ずしも言えない」と指摘していることを、NHKは深刻に受け止め、早急に応える必要があると考えます。NHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが大切と考えます。国民・視聴者への還元策は、受信料の値下げをはじめとする負担軽減に重きを置くことが望ましいと考えます。	
104	北海道放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送		「NHKの業務は、実質的には子会社等も含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」との指摘はNHKのあり方を考えるにあたって極めて重要な指摘であると考えます。 「常時同時配信」「4K8K」等々NHKの業務拡大が続くと、当然コンテンツ不足となります。いきおいコンテンツの獲得、増産のため、関連会社を含めて全国の自治体や企業のイベント等を放送と絡めた形で取り込むことが今以上に多くなることが予想されます。これは放送の二元体制を否定するものであり、ローカル局にとっては大きな懸念材料であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
105	㈱毎日放送		するためのN HKのガバナ	NHKについて「一般企業以上にコンプライアンスの確保が重要であり、NHK本体及び子会社等を含むNHKグループ全体でのコンプライアンスの確保が求められる」旨言及され、また「NHKの業務は実質的には子会社等を含めたNHKグループ全体で、基本的には受信料財源により実施されている」旨、認識されている点は重要と考える。地方公共団体等が行う行事などでNHKの子会社・関連企業と民放事業者が競合することもあり、これら企業・団体の活動が「民業圧迫」にならないよう、適切に管理される必要がある。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
106	四国放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	するためのN	NHKに対する信頼の確保のための適正なガバナンス確保は必要不可欠であり、特に情報公開による透明性の確保が重要であると考えます。常時同時配信は、国民・視聴者が理解・納得できるNHKのガバナンス改革の実践が示されることも、実施の条件としていただく事を強く要望いたします。	第二次とりまとめ(案)では、NHKに対する国民・視聴者の信頼が今後も確保されるため、NHKのガバナンス改革を行うことが必要であるとしています。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められるとしています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
107	放送の自由は大事やないか研究会	第1部 新たな 時代の公共放 送		ガバナンスを、コンプライアンスと情報公開にすり替えたらあかん。大事なんは、ほんまの意味のガバナンス改革、つまり、視聴者がNHKをどうコントロールできるようにするかやろ。 いまは、総理大臣や国会議員が視聴者の代表ちゅうて、経営委員を任命したり、予算を承認したりしとる。でもな、わしら視聴者 一人ひとりの声が、NHKに届いてるちゅう実感ないで。一方で、政府や国会がNHKのヒトとカネ握っとるのをええことに、番組に 圧力かましてるやろ。それをどうにかせな。みんなで知恵なって、視聴者の意思をNHKに反映させる仕組み、作らなあかん。 最高裁判所が受信料制度は合憲いうたから、NHKは怖いもんなしで、支払督促や訴訟やりまくれば、受信料かき集められる思う とるやろ。ほっといたら、じきに視聴者の方なんか向かなくなるで。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
108	中部日本放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送		NHK職員や関連会社社員による不祥事や、テレビ番組における映画・民間イベント等の告知、関連会社による地方イベントの 開催、ドラマ、アニメ関連のキャラクタービジネスなど不透明な業務や関係事業が見受けられる昨今、受信料制度に基づく公共放送の経営には、より一層の透明性が求められます。NHK及び関連会社等がインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類する収入を得て、民間事業の競争を阻害することは将来的にも絶対にあってはなりません。インターネット活用業務をはじめ、業容の更なる拡大も懸念される中、放送界全体への信頼性や民業への影響、二元体制の維持にも関わることであるため、各種情報の透明度向上を図り、外部の眼も増やし、コンプライアンスの強化に努めていくことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
109	(株)CBCテレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送		NHK職員や関連会社社員による不祥事や、テレビ番組における映画・民間イベント等の告知、関連会社による地方イベントの 開催、ドラマ、アニメ関連のキャラクタービジネスなど不透明な業務や関係事業が見受けられる昨今、受信料制度に基づく公共放送の経営には、より一層の透明性が求められます。NHK及び関連会社等がインターネット活用業務などを通じて広告収入やそれに類する収入を得て、民間事業の競争を阻害することは将来的にも絶対にあってはなりません。インターネット活用業務をはじめ、業容の更なる拡大も懸念される中、放送界全体への信頼性や民業への影響、二元体制の維持にも関わることであるため、各種情報の透明度向上を図り、外部の眼も増やし、コンプライアンスの強化に努めていくことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
110	個人⑥	第1部 新たな 時代の公共放 送	の信頼を確保	第一部第2章3. (1)コンプライアンスの確保について。 私は生活保護を受けるほどではないのですが、困窮しており、NHKの放送受信料が家計に占める割合が大きく、TVを手放しました。その上での意見です。 先日の大阪北部地震では、私の家でも被害が発生しました。ガスの供給も停止し、水風呂で寒い思いをしたことを覚えています。大阪ガス、ならびに全国のガス事業者の方々の及力により、早期のガス復旧がなされたことは、感謝の念に堪えません。 その際の話になります。ガス供給が停止し、ガスを復旧いただけるガス事業者を一日千秋の思いで待っていました。被災地である我が家を地震から初めて訪問したのは、NHKの受信契約を迫るセールスマンでした。現在のNHKのコンプライアンスでは被災地を回って受信契約を迫ることが許されているようですので、将来的にはそういった不愉快な営業活動はやめていただければしいいなと思いました。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
111	東海テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	第二次取りまとめ(案)において「常時同時配信の実施に当たって求められる」とした事項については、NHKが常時同時配信を実施するに際して、すべからくクリアしなければならない条件と理解しており、その考え方に賛同します。NHKの常時同時配信は、国民、視聴者の理解を得るためにも、「開始時期ありき」ではなく、NHK自身が指摘された諸課題を解決し、諸条件を整えることが優先されるべきと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
112	(一社)日本民間放 送連盟	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	NHKは常時同時配信を2019年度から開始したいとの意向を示していますが、スケジュールありきで公共放送のあり方に関する議論を置き去りにすべきではありません。本取りまとめ案が実施時期を2019年度と明示していないことは、今般示された諸条件をクリアすることが前提である。という考えであると解釈しています。本取りまとめ案が常時同時配信の実施に当たってNHKに求めている数々の検討と取り組みはいずれも公共放送のあり方に関わる重要な事柄です。まずはNHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切であると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
113	青森放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送		第3章の「今後の進め方」でも具体的な期日が設けられていませんが、2020年の東京オリンピックにゴールを設定し、そこから逆算して2019年度中に見切り発車でスタートすることがないよう要望します。 現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう、重ねて要望します。 今回の取りまとめでは、サービスやインフラなどの面において、「他事業者とできる限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点については我々民放事業者がかねてから要請をしてきことが明文化されていますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。それによって民放とNHKによる放送の二元体制が維持されるとともに、NHKの肥大化や民業への悪影響が抑制され、国民・視聴者、さらには民放にとってのスポンサー等関係者のすべてに最大限の利益をもたらす取り組みが継続されることにつながると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内
114	㈱テレビ信州	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	進め方について列記されておりますが、具体性に欠け、実効性があるかどうかも結果を見ないと判らない内容となっています。 2020年の東京オリンピック・パラリンピックありきではなく、NHKの施策を見極めてから、常時同時配信を認めるかどうかの結論を 出すべきと考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
115	中京テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	総務省においては、NHKが本取りまとめの提言・要件を満たすに十分な対応を行ったかを慎重かつ適切に審査し、期日ありきではなく、真に国民・視聴者の理解を得られたかをきちんと検証した上で、NHKの常時同時配信実施にあたる制度設備等の対応を判断すべきであると考えます。また対応の審査に当たっては、計画ベースではなく実行結果を伴ったものであるかを重視するよう要望いたします。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
116	㈱テレビユー山形	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	NHKが、2019年度からの常時同時配信の開始を要望しているにもかかわらず、本取りまとめ(案)が開始時期に言及せず、NHKの常時同時配信の実施について、NHK自らが、「国民・視聴者他事業者などの関係者の意見を幅広く聞きながら」、数々の事項を検討することと取り組みを求めていることは妥当であると考えます。今後も拙速な議論を行うことなく、国民・視聴者の理解をいかに測り、同時配信のニーズをきちんと示すか、また、制度整備等の対応についても、関係者の意見を十分にくみ取り、議論が進められることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
117	㈱鹿児島讀賣テレビ	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	NHKの常時同時配信について具体的な期日が設けられていませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにゴールを設定し、それに向けた見切り発車でスタートすることがないよう要望します。 現行の法制度下でも東京オリンピック・パラリンピックでの同時配信は十分行え、国民、視聴者のニーズは満たすことができると考えます。結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう重ねて要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
118	(一社)衛星放送協 会	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	NHKの常時同時配信の実施に当たっては、民間放送事業者を始めとした関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な方法、実施方策、進め方の検討頂くことをお願い致します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
119	山形放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分可能です。2020年の東京オリンピック・パラリンピックにゴールを設定し、そこから逆算して2019年度中の見切り発車でスタートすることがないよう要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
120	㈱テレビ朝日	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	常時同時配信の実施については、2019年度というスケジュールありきでなく、NHKのインターネット活用業務のあり方、ガバナンス改革などが国民・視聴者に理解された後の取り組みであると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧 に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
121	㈱テレビ大分	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	具体的な期日について言及されていませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにターゲットを定め、逆算して2019年度中に"スケジュールありき"で見切り発車的にスタートする事が無いよう要望します。 今回の第二次取りまとめでは、サービスやインフラなどの面において、「他事業者と出来る限りの連携・協力を行う」ことをNHKに求めており、この点については我々民放事業者がかねてから要請をしてきたことが明文化されていますが、そうした連携・協力が着実に実行されることを強く要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
122	朝日放送テレビ㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	本取りまとめ案が実施時期を2019年度と明示していないことは、今般示された諸条件をクリアすることが前提である、という考えであると解釈しています。 本取りまとめ案が常時同時配信の実施に当たってNHKに求めている数々の検討と取り組みはいずれも公共放送のあり方に関わる重要な事柄です。まずはNHK自身がこれら論点の考え方を示し、広く国民・視聴者や関係事業者が公共放送のあり方を議論できる環境を整えることが何よりも大切であると考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
123	北日本放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	本取りまとめ案では、NHKが行う常時同時配信に一定の合理性、妥当性が認められるとして、総務省においては制度整備等の対応について具体的な検討を行うべきとしています。 一方でその伝達を担う通信ネットワークに関しては、66頁から68頁に整理されているように、「現状のIPネットワークで放送と同等のサービスを提供していくことは簡単ではない。」「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である。」等の課題が挙げられ、今後は関係業者間での検討が必要としています。 実際には「4K品質を想定して主にテレビの大画面に向けて配信するものと、スマートフォンに向けて配信するもの(略)は(略) 実際には「4K品質を想定して主にテレビの大画面に向けて配信するものと、スマートフォンに向けて配信するもの(略)は(略) 情投資に重なって、当面は通信の輻輳は災害等の非常時でなければ問題にならないかもしれません。 しかし通信によるテレビ放送の視聴が一般化するにつれて通信トラフィックが増大し「放送サービスを回線をひっ迫させてまで通信で代替する必要があるのか」等の譲論が出てくると考えます。これまでの各検討会等での議論では通信事業者の設備投資の負担の在り方が課題であると提起されています。NHKの常時同時配信の実施により通信路を使ったテレビ視聴が一般化して通信事業者の設備投資が大きくなりそれが通信料金の増加に繋がるようなことになれば、『第2の放送受信料』との声が挙がるかもしれません。 今後の検討においては、放送サービスを通信で代替する必要性の観点を議論して、放送と通信の関係を技術の進展への期待に任せて手探り的に進めるのではなく、放送と通信に関する基本的な展望を共有してから具体的な検討を進めるべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
124	札幌テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	第3章の「今後の進め方」でも具体的な期日が設けられていませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにゴールを設定し、そこから逆算して2019年度中に見切り発車でスタートすることがないよう要望します。 現行の法制度の下でも東京オリンピック・パラリンピックの同時配信は十分に行え、国民・視聴者や海外からの来日客のニーズは満たすことができると考えます。結論ありきでのなし崩し的な制度整備とならないよう、重ねて要望します。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
125	(株)東京放送ホール ディングス	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	NHKは常時同時配信を2019年度から開始するとの意向を示していますが、スケジュールありきで公共放送のあり方に関する 議論を置き去りにすべきではありません。本案が実施時期を2019年度と明示していないことは、今般示された諸条件をクリアする ことが前提である、という考えであると解釈しています。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
126	関西テレビ放送㈱	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	提示されたNHKに対する数々の提言は、NHKが常時同時配信を行うための前提であり、常時同時配信を開始するにあたっては、国民をはじめとする関係者の意見を反映させるとともに、開始時期ありきではない丁寧な検討が必要と考えます。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
127	㈱毎日放送	第1部 新たな 時代の公共放 送		NHK改革は国民にとって重大関心事であり、拙速に結論を急ぐべきでない。よってNHK内部の議論と総務省による制度整備を並行させるのではなく、まずNHKが今回及び従前より指摘された諸課題を検討して見直しの方向性を示し、それを受けた総務省が広く国民の意見を汲み取りながら、制度整備等の対応について具体的な検討を行うべきであると考える。	今後の進め方については、NHKの取組状況や関係者の意見を踏まえつつ、総務省において丁寧に検討を進めていくべきと考えます。また、NHKにおいては、自ら国民・視聴者や関係者の意見を幅広く聞きながら、具体的な業務内容等の検討、ガバナンス改革の取組、既存業務を含む業務全体の見直し、受信料の体系・水準等の受信料のあり方の見直しを進めることが常時同時配信の実施に当たって求められると考えます。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
128	㈱ワイズ・メディア	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	これに続き「さらに総務省においては、常時同時配信の放送法、著作権法上の位置付けについて、関係省庁と連携をとりつつ、早急に具体的な検討を行うべきである」と加筆すべきだと思います。 情報通信審議会の「放送コンテンツの撃争・流通の促進等に関する検討委員会」は、あくまで産業振興の側面からの検討であり、常時同時配信を放送による福祉の撃争や民主主義社会への貢献の一貫と考えれば、当検討会において、常時同時配信を放送の一部と位置付けるかどうかの検討を進めるべきだと思います。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
129	放送の自由は大事やないか研究会	第1部 新たな 時代の公共放 送	今後の進め方	いろんなことが「常時同時配信の実施に当たって求められる」書いてあるけど、これがみんな実現せんかったら、常時同時配信はさせませんよ、ちゅうことなんやな。総務省/諸課題検は、このパブコメへの回答で、そこんとこはっきりさせておくんなはれ。ようけある条件の中の「業務全体の見直し」「受信料の体系・水準等の見直し」は、取りまとめ案の他のところに出てきいへんから、意味がようわからん(NHK予算への総務大臣意見にも、おんなじせりふがあって、そこでは「受信料額の引下げ」に触れとったっけ)。そやけど、わしらが最初に書いた通り、この業務と受信料の見直しがいちばん大切や。これをきちっとせん限り、常時同時配信スタートさせたらあかん。 諸課題検のみなはん、責任重大やけど、期待しとるで。これからも、がんばってな!	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
130	㈱テレビ岩手	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	の論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが肝要です。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
131	日本テレビ放送網㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	技術革新や視聴環境の大きな変化に伴い、放送サービスの未来像を事業者自らが検討していくことは当然であり、様々な施策に個社単位、あるいは業界全体として取り組んでいます。民放事業者には公共性と事業性という二面性が常に併存します。いかなる検討に際してもこの二面性のバランスが保たれることが民放事業者にとっては大前提となるよう、強く要望します。アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新の流れや経済状況、国民視聴者のニーズなどに照らし合わせて柔軟な対応がなされることを要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
132	青森放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	技術革新や視聴環境の大きな変化に伴い、放送サービスの未来像を事業者自らが検討していくことは当然であり、様々な施策 に個社単位、あるいは業界全体として取り組んでいます。民放事業者には公共性と事業性という二面性が常に併存します。いか なる検討に際しても民放事業者にとってこの二面性のバランスが保たれることが大前提となるよう、強く要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
133	青森放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新の流れや経済状況、国民視聴者のニーズなどに照らし合わせて柔軟な対応がなされることを要望します。	別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
134	(一社)日本ケーブルテレビ連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	日本ケーブルテレビ連盟(以降、連盟と表記)は、当検討会の取りまとめ報告書(案)の趣意に賛同いたします。以下、連盟の環境認識と要望を述べさせていただきます。第二次取りまとめ案は、放送を巡る環境の変化を踏まえ、課題解決の方向性を検討され、取りまとめられたことに、敬意を表する次第です。ケーブルテレビは、地域に根差したメディアとして、災害情報、地域情報、コミュニティチャンネル(自主放送)を提供するとともに、地上波、BS、CS多チャンネル放送などの他地域からの放送コンテンツの提供、インターネット等による地域内の情報流通をより円滑にする役割を担っており、我が国の全世帯の52%の方々にご利用いただいている重要なメディアです。平成27年からは、ケーブルテレビの独自の4K放送として「ケーブル4K」による番組配信を先駆的に取り組むとともに、スマートフォン/タブレットとの連携、地域コミュニティ番組の充実、地域の魅力を伝える情報発信番組の制作、災害対策の強化・災害時のきめ細かな情報提供などにも積極的に取り組んでおり、本取りまとめ案の「放送サービスの一層の高度化・多様化の実現」に向けて、ケーブル業界として協力してまいりますので、制度的処置や財政面での支援をお願いします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
135	中京テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	「テレビ放送が、多くの国民・視聴者にとって基幹的な情報提供主体である」「ローカル局を含む放送事業者は、地域社会・経済を支えていくことが期待される」「地域情報の提供主体として、とりわけ災害情報を含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持」などの考え方に対しては、公共の電波を使用する放送局として真摯に受け止め、その使命・役割をきちんと担っていけるよう尽力してまいります。しかし、民間放送局は民間事業事業的り、事業性を確保しないとそのサービスを維持していくことはできません。①放送サービスの高度化・多様化については、事業性を踏まえ個別社の判断として実施すること、②海外展開・ネット同時配信においては、著作権ルールの整備や海外市場参入にあたっての補助など国として支援をいただくこと、を要望いたします。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
136	西日本放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	技術革新や視聴環境の大きな変化に伴い、放送サービスの未来像を事業者自身が検討していくことは当然で、様々な施策に 社単位、あるいは業界全体で取り組んでいます。民放事業者には公共性と事業性という二面性が併存し、検討に際してこの二面 性のバランスが保たれるように強く要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
137	西日本放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新や経済状況、国民視聴者のニーズなど を見て柔軟な対応を要望します。	別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
138	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新の流れや経済状況、国民・視聴者の ニーズなどに照らし合わせて柔軟な対応がなされることを要望します。	別添「アクションブラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
139	日本海テレビジョン 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	民放事業者には公共性と事業性という二面性が常に併存します。いかなる検討に際しても、この二面性のバランスが保たれることが民放事業者、特にローカル局にとっては大前提となるよう、強く要望します。 公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、経済的価値や産業論の見地からだけの議論とならないことが肝要です。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
140	山口放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	ローカル局は日頃からニュースやドキュメンタリー、情報ワイド番組を制作してさまざまな情報を地域、国内、国外に発信することにより地域経済の活性化、地方文化の継承に努めています。また、地震や豪雨などの災害や大きな事件事故が発生した場合にはいち早く正確な情報を伝え地域住民の安全の確保に大きな役割を果たしています。このように地方ローカル局は公共性や報道機関としての使命を持つ一方で民間事業者である以上経営基盤の強化は必要不可欠な事です。公共性と事業性のバランスが保たれるようローカル局の意見も十分聞いたうえで放送サービスの未来像を画いて頂くよう要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
141	㈱福島中央テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランについては各項目ごとに期限を切った予定が記載されていますが、放送事業者の経営状況、その時期における日本及び世界の経済状況、日進月歩の技術革新の状況に応じて適切な対応がなされることを希望します。	別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
142	㈱ジュピターテレコム	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	NHKは放送の対価として受信料を徴収し、視聴者までの電波による放送のための経費は受信料を財源として自ら賄うことで放送を行っていると認識しております。今後、インターネットによる同時配信が業として本格的に行われるのであれば、試験的に行われるインターネット配信とは異なり、視聴者までの伝送手段であるインターネットアクセス網の利用についても一定の負担をしていただくなど、電波による放送と同様の考え方を検討いただきたいと考えます。今後の検討においては、アクセス系通信事業者の意見も踏まえた検討がなされることを要望するとともに、放送・通信事業者、その他関係者から構成される連絡・協議の場にはケーブルテレビ事業者も加えていただきますようお願いします。なお、NHKの有する膨大な良質のコンテンツを広く国民が利用できるようにするためには、NHK自らが放送やNHKオンデマンドとして提供するのみならず、ケーブルテレビやVOD等のサービスを提供する様々な媒体に対しても広く提供していただくことも必要と考えます。これによって、国民全体の視聴の機会が増加するのは勿論、インターネットや4Kを含む新たなサービスを通じ、我が国が持つ良質のコンテンツが普及する一助となると考えます。	放送番組の同時配信のネットワーク運用に係る課題への対応については、第二次取りまとめ(案) p7sに記載しているとおり、「主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議 の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する」ことが適当と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
143	(一社)衛星放送協 会	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	インターネットサービスの普及と多様化は、技術革新とともに通信事業の自由化により回線コストの低減が図られてきたことが 大きな要因の一つと捉えております。一方、衛星インフラの費用面においての検討および改革は進んでいません。 衛星放送事業者にとっては衛星利用料が大きなコスト要因を占めている現状、魅力的なコンテンツ充実の原資確保の観点から、インフラコストの負担軽減に向けた検討と実現を、周波数帯域の有効活用とともに要望致します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
144	㈱静岡第一テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	民放事業者は、放送サービスの未来像を自ら検討していくことは当然であり、様々な施策に会社単位、あるいは業界全体として取り組んでいます。民放事業者は常に公共性と事業性という二面性があり、いかなる場合もこの二面性のバランスが保たれることを強く要望します。 全ては国民・視聴者ファーストです。民放事業者の公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが重要です。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
145	㈱テレビ大分	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	報道機関としての公共的な使命もあり、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが肝要だと考えます。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
146	㈱テレビ大分	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新の流れや経済状況、視聴者のニーズなどに照らし合わせて柔軟な対応がなされることを要望します。	別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
147	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションプランで検討項目ごとに一定の期限が設けられていますが、今後の技術革新の流れや経済状況、国民視聴者のニーズなどに照らし合わせて柔軟な対応がなされることを要望します。	別添「アクションプラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
148	南海放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが 肝要です。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
149	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	アクションブランの具体的な取り組みに関しては、放送事業者が自主自律の下、自ら考えていくことが必要です。各取り組みについては、すでに着手しているものもありますが、通信インフラが関わるネットワークの課題・視聴データの活用・配信事業などは、いずれも放送以外の分野の事業者が関わる課題でもあり、スケジュールを含め適宜見直しが必要と考えます。	別添「アクションブラン」のスケジュールは、当面の目標としてまとめたものであり、各施策の実施に際しては、諸事情を踏まえて柔軟に対応する必要があると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
150	㈱山梨放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	全体	ローカル各放送局は半世紀近くにわたって、重要な社会インフラとして地域の発展と国民の安全・安心に寄与してきました。情報通信技術が発達し、価値観が多様化した現代社会においてこそ、信頼に足る地域の情報提供体制の堅持と維持は重要であると考えます。ローカル局の社会的役割が今後も確実に果たされていくための各種制度整備・法整備にあたっては、各局としての意見も聞きながら検討がされることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
151	東海テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	「ローカル局を含む放送事業者は、人口減少社会において都市と地方の格差が一層拡大することが予想される中で、地域社会・経済を支えていくことが期待される」とした上で、「地域社会に密着した取材力に裏付けられた質の高い地域情報の提供主体」と位置付けたことは極めて適切と考えます。放送事業者、とりわけローカル局は、当該地域における重要な公共的役割を担っており、経済や産業振興的な側面のみだけで評価されるべきではないと考えます。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
152	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	本取りまとめ案は産業振興の一面だけに偏らず放送の公共的役割から放送サービスの未来像を描こうとするものであり、極め て適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
153	㈱テレビ信州		第2章 検討 の基本的な視 座について	テレビ放送が多くの国民・視聴者にとって基幹的な情報提供主体ではありますが、ブロードパンドの進展、スマートフォンの普及等により動画の視聴環境が大きく変化しています。民放事業者は放送サービスの未来像を自らが検討し、様々な施策に取り組んでいます。また、民放の経営には公共性と事業性が常に併存します。公共性と事業性のバランスが保たれることを前提に、政策・制度の検討をすることを強く要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
154	㈱仙台放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「取りまとめ案」で「ローカル局を含む放送事業者は、人口減少社会において都市と地方の格差が一層拡大することが予想される中で、地域社会・経済を支えていくことが期待される。このような観点からは、地域社会に密着した取材力に裏付けられた質の高い地域情報の提供主体として、国民への豊かで信頼できる情報の提供手段の確保、とりわけ災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持を通じて、個人の自律の促進や民主主義への寄与に貢献することが求められているといえる。」と記載されていることについて、放送事業者のこれまで果たしてきた役割について適切な評価を下されたと考えておりますが、その一方で、こうした取組を継続的に実施していくためには、ビジネスモデルの構築と経済性の確保が不可欠となることをご理解願うべく、「第一次取りまとめ案」で示されていた「収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」とのご理解を改めて求めるものであり、また、これまで国において実施してこられた放送事業者への支援施策の継続を要望いたします。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
155	(株)テレビ長崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	放送が目指すべき方向性として「ローカル局を含む放送事業者は、人口減少社会において都市と地方の格差が一層拡大することが予想される中で、地域社会・経済を支えていくことが期待される。このような観点からは、地域社会に密着した取材力に裏付けられた質の高い地域情報の提供主体として、『国民への豊かで信頼できる情報の提供手段の確保』とりわけ災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持を通じて、個人の自律の促進や民主主義への寄与に貢献することが求められているといえる。」との認識に賛同します。その上で、放送サービスの高度化・多様化への検討と支援、また放送を支えるネットワーク環境の構築についても災害報道などの公共的な役割を充分に考慮したうえで検討を続けることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
156	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	本取りまとめ案は産業振興の一面だけに偏らず放送の公共的役割から放送サービスの未来像を描こうとするものであり、適切であると考えますが、民間放送事業者は公共性と同時に事業性も求められます。今後の議論・検討においても、公共性と事業性のパランスを欠くことがないよう、要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
157	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	技術革新や視聴環境の大きな変化に伴い、放送サービスの未来像を事業者自らが検討していくことは当然であり、様々な施策に個社単位、あるいは業界全体として取り組んでいます。民放事業者には公共性と事業性という二面性が常に併存します。いかなる検討に際してもこの二面性のバランスが保たれることが民放事業者にとっては大前提となるよう、強く要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
158	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		人口減少社会の中で、ローカル局を含む放送事業者に地域社会・経済を支えていくことが期待されていますが、ローカル局も民放事業者である以上、全ての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。特に広大なエリアで電波を送信する北海道地区では、設備の維持・高度化の推進などに他地区のエリア規模、事業規模と比較して突出した費用がかかります。地域ごと局ごとに様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには反対します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
159	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	ローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のパランスが保たれるよう、国として支援すべきこと、自主性・主体性に委ねることの切り分けを事業者の実情にも配慮し、事業者側の意見も聞きながら検討がされることを要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
160	㈱毎日放送		第2章 検討 の基本的な視 座について	少子高齢化、地方の人口減少が危惧される中、「ユニバーサルサービスとしての放送の維持・発展も、重要な課題となりつつある状況にある」旨の認識が示されたことは重要と考える。 また「国民への豊かで信頼できる情報の提供手段の確保」、とりわけ災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持を造して、個人の自律の促進や民主主義への寄与に貢献することが求められている」旨言及され、放送の公共的役割からその未来像を描こうとすることは極めて重要と考える。 放送関連諸施策が策定、実施されるあらゆる機会で、本認識が尊重されることを要望する。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
161	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	人口減少社会、高齢化社会、災害対策等地方が抱える課題は多いのですが、放送事業者にとって、こういった諸課題解決の為に、災害情報も含む各種情報の迅速・確実な提供とそれを支える信頼されるメディアの維持を通じて、個人の自律の促進や民主主義への寄与に貢献することは、当然の役割であります。 ま々放送事業者のSociety50を見据えた今後における重要な課題の一つは、ICTを利活用した新しい技術やサービスを開発することにより、放送に加えて新たな形においても、国民・視聴者へ有益な情報を届け、また地域の抱える諸課題を解決していくことである考えております。これらを推進するための国からの支援にも期待しております。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
162	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第2章 検討 の基本的な視 座について	放送事業者は、今後、一層の新たな様々な放送サービスを実現していくことにより、視聴者の期待に応えていかなければならな いと思われますが、継続してサービスを提供していくには、マネタイズが大前提となります。これら新たな高度サービスがマネタイ ズできるよう、さらなる支援をお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
163	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	本取りまとめ案にある「放送と通信の融合が進展する中で、新たな技術を取り入れつつ、基幹的な情報提供主体としての放送 サービスが、多様化する視聴者のニーズに応えていく必要がある」との認識は当連選も共通であり、民放事業者は自ら放送の未 来像を描き、信頼されるメディアとしてこれからも国民・視聴者の期待に応えたいと考えています。民放連は本年7月に「放送の価値向上・未来像に関する民放連の施策」を策定し、具体的な検討を進めていくことにしています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
164	㈱仙台放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「取りまとめ案」で「放送サービスに関する中長期的なビジョンに基づいて、多様なプレイヤの参画等も通じた放送市場の活性化及び周波数の更なる有効活用に向けた道筋をつけることにより、放送サービスの一層の高度化・多様化を実現するとともに、必要に応じて、制度的措置や財政面での支援等を講じることが適当である。」と提言している点に賛同いたします。地上波4Kが実施される場合の新たな設備投資(減価償却費増加)や2Kデジタル放送とのサイマル放送にともなう運営費の増加などが当然想定されますので、高度化実現にあたってはロードマップの策定が前提になると考えます。4K・8Kの推進が国策として掲げられているように、高度化の実現にあたっては国策としての支援を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
165	㈱エフエム香川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ企業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、ラジオ放送やV-Lowマルチメディア放送においても、海外展開を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
166	静岡放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	本取りまとめ案にある「放送サービスの一層の高度化、多様化を実現するとともに、必要に応じて制度的措置や財政面での支援を講じる事が適当である。」との認識は、非常に重要なポイントであると考えます。4K放送のサービスがすでにCS放送などでスタートしている中、地上波放送でのサービス開始を幅広い視聴者が待ち望んでいます。技術的な研究が進み、早期実現されることを期待していますが、やはり課題となるのは、財政的な負担です。経営環境の厳しいローカル局が積極的に導入できるよう様々な支援を望みます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
167	富山エフエム放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっているが、ラジオ放送やV-Lowマルチメディア放送においても海外展開を行っており、放送メディア全体に対する支援を広く積極的に行っていただくことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
168	㈱エフエム熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章「放送 サービスの高 度化・多様化」	現状の放送コンテンツの海外展開支援策は、テレビ放送のみです。しかし、本案第3章「3.考え方」では「世界に先駆けて、放送・ 通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる 質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められ る。」とされています。ラジオ放送などにおいても海外展開を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を行っていただくこと を要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
169	㈱エフエム栃木	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章「放送 サービスの高 度化・多様化」	放送コンテンツの海外展開への支援策については、現在、テレビ放送に対してのみとなっていますが、本取りまとめ案の「3. 考え方」では「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされており、ラジオ放送やV-Lowマルチメディア放送においても、海外展開を行っているところでありますので、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行われるよう要望いたします。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
170	山口放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		地上4K・8K放送において、現状の2K放送を聴取しつつ同一チャンネルで4K・8K放送も聴取可能な地上4K・8K放送の実現に向けた研究開発を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
171	個人⑪	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	現在の放送番組では全番組の2割以下でしかないスポーツ中継と映画しか高画質化の恩恵がなく4K・8K放送は無駄である。 地上波は特に競合する携帯電話・通信機器の通信速度高速化による需要が大きくそれらの高性能化の方がより社会貢献度が 大きい為、地上波放送を段階的縮小・廃局・統合を斡旋するべきである。 地方局廃局が最も望ましく、TV放送の代替として衛星放送受信環境の整備又は全世帯衛星放送普及するまでは地上波電波 塔を衛星放送を受信して低画質(アナログ放送相当の画質)で再送信するリピーター化し地上波の電波帯域削減と衛星放送を最 優先媒体とする政策に変更するべきである。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
172	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送事業者による高度な放送サービスについては、現状事業性が見い出せていません。これらのサービス実施は基本的に各放送事業者の判断に委ねられるべきです。地上放送事業者は、現状の「放送」においても事故等を避けるべく、その設備に対し緻密な設計と多大な投資を行ってきました。しかし、放送のさらなる高精細化やネット活用、多様なサービスにおいても同様に国民から信頼される「強靭なネットワーク」を構築できる保障はありません。引き続き慎重かつ具体性を持った議論を求めます。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
173	(一社)衛星放送協 会	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送市場の活性化および放送サービスの一層の高度化・多様化を実現することは視聴者の期待に応えることと考えます。その 実現に向けて必要に応じた制度的措置や財政面での支援等を希望致します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
174	㈱エフエム福岡	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、ラジオ放送においても、放送番組のネット配信や海外展開を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
175	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	放送事業者が高精細化や視聴データの活用、同時配信を含むネットの活用などの「高度な放送サービスを実現していくことにより視聴者の期待に応えていくことが期待される」との考え方に賛同いたします。当社でも様々な取り組みに着手しており、信頼されるメディアとして今後も国民・視聴者の期待に応えたいと考えています。 その上で、取りまとめ案が「必要に応じて、制度的措置や財政面での支援等を講じることが適当」と指摘しているとおり、国の幅広い支援策を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
176	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送と通信の融合型サービスについては、当社でもスポーツイベントのライブ配信をはじめとして、ハイブリッドキャストを使った 4Kライブ配信実験や視聴データの活用実験などに取り組んできたところであり、今後もそのような検証を進めるにあたり、財政 面での支援を継続していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
177	㈱エフエム愛媛	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	現状の放送コンテンツ海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案の「3.考え方」の中に「世界に 朱駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様 なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していく ことが求められる。」とあることから、ラジオ放送やV-Lowマルチメディア放送においても海外展開への積極的支援を行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
178	㈱中国放送		サービスの高 度化・多様化」	7月に発生した「平成30年西日本豪雨」災害において、弊社は、持てるメディアを全て駆使し、地域住民への情報提供に努めました。テレビ、ラジオでは、連日ライフライン等に関する情報を提供し、また、自社配信サイトにおいても放送で活用した災害特別番組など地域住民に必要な情報を配信でも届けました。このように、ローカル放送局である弊社は、地域住民に必要な情報を提供するために、多様化する視聴者ニーズに応えるよう努め、通信との連携を含む様々なサービスについて研究、着手しています。今回の取りまとめ案の「基幹的な情報提供主体としての放送サービスが、多様化する視聴者のニーズに応えていく必要がある」という認識は弊社においても共通であり、今後も、信頼されるメディアとして地域住民の期待に応えたいと考えています。しかしながら、このような情報収集や取材、精査、及び技術的なケアには多大なマンパワーと財政的な支出を余儀なくされており、スト面等においては、未だ事業性を見出せていないのが実情です。今後もローカルの方、その公共的役割を実上し、地域の視聴者のニーズに応えるためにも、行政においては、各ローカル局の自主自立を尊重し、市場の活性化および周波数の有効活用を検討して頂くよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
179	札幌テレビ放送㈱			地上波のネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズに最大限考慮しながら、事業性が見込めるものについては、できるところからスタートするなど、具体的な取り組みを始めています。NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、そうした判断は行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。他方、民間ではどうしても解決ができないこと、解決に時間を要することについて、たとえば海外展開に関しては中国や韓国市場への参入に当たっての障壁の撤廃や規制の緩和、海賊版・違法動画サイトの駆除、またネット同時配信に関しては著作権処理といった課題が山積しており、外交交渉も含めて行政が一層の役割を果たすことを期待します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
180	札幌テレビ放送㈱	未来像を見据	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	地方ローカル局の未来像は、民放ネットワークにとっては最大の課題の1つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。また、放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
181	九州・沖縄マルチメ ディア放送㈱		サービスの高	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、V-Lowマルチメディア放送においても、放送番組のネット配信を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
182	大阪マルチメディア 放送㈱	未来像を見据	サービスの高	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、V-Lowマルチメディア放送においても、放送番組のネット配信を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
183	㈱東京放送ホール ディングス		サービスの高	放送と通信の融合が進展する中で、多様化する視聴者ニーズに応えるため、われわれ放送事業者は、自ら放送の未来像を考え、放送自体の高度化の実現に加え、通信との連携を含む様々なサービスについても研究・着手し、その一部は事業化してきました。民間放送事業者は、国民・視聴者に信頼できる情報を提供するという公共的な役割を果たしつつ、自由な市場競争のもと、質の高いコンテンツとサービスを提供するべく努力しております。行政においては、放送事業者の自主自律を尊重し、市場の活性化および周波数の有効活用を検討していただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
184	㈱毎日放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「放送事業者において(中略)同時配信を含むネットの活用(中略)高度な放送サービスを実現していくことにより、視聴者の期待に応えていくことが期待される」旨の認識は理解できるところであるが、民放事業者にとっては現行制度の制約下では「事業性を見出すのが困難」な案件が存在するのも事実で、特に経営環境が厳しいローカル局にとって障壁は大きいものと認識する。 文末にある通り、「制度的措置や財政面での支援等」が効果的に講じられるよう、要望する。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
185	㈱エフエム石川	未来像を見据	サービスの高度化・多様化」	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、ラジオ放送やV-Lowマルチメディア放送においても、海外展開を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
186	㈱エフエム大阪	未来像を見据	度化・多様化」	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競力の強化や地域経済への貢献を目指していてとが求められる。」とされていることから、ラジオ放送や、V-Lowマルチメディア放送においても、放送番組のネット配信を行っており、地域経済貢献の観点からもローカルを含め、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合連化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
187	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	高度な放送サービスに対応することがコンテンツの質を高めていくわけではなく、放送事業者の根幹となるのは、まず地域に向けた信頼性のある質の高いコンテンツと考えています。その上で、視聴者が真に求めているものは何なのかを見極め、コンテンツを様々な形で提供していくことは新たな事業機会の拡大につながる可能性があると考えておりますが、その展開に向けては、国としても権利処理や技術・設備面などにおける制度整備等、様々な方策の検討を継続していくことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
188	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数 有効活用	第3章「放送 サービスの高 度化・多様化」	「放送事業者において、今後、一層の高精細化や放送と通信の融合型サービス、視聴データの活用、同時配信を含むネットの活用、端末の多機能化を活かした高度な放送サービスを実現していくことにより、視聴者の期待に応えていくことが期待される。その上で、グローバル規模でコンテンツ競争が激化する等、事業者環境の急速な変化を踏まえ、世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事者含含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる」というように、高度な放送サービスに対応することがコンテンツの質を高めていくというような書き方となっていますが、私ども放送事業者の根幹となるのは、まず地域に向けた信頼性のある質の高いコンテンツと考えています。その上で、そのコンテンツを通信等の活用により様々な形で提供していくことは新たな事業機会の拡大につながる可能性もあるため、それを模索していくべきと考えております。その展開に向けては、引き続き国としても実証実験を含む支援や権利処理や技術・設備面などにおける制度整備等、様々な方策の検討を継続していくことを望します。そして、「視聴者の期待に応えていくこと」とありますが、視聴者が真に求めているものは何なのかを見極めることが重要です。技術ファーストに陥ることなく、視聴者のニーズを見極め、多様化への対応、業容の拡大を目指していくべきものと考えています。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
189	中日本マルチメディ ア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第3章 「放送 サービスの高 度化・多様化」	現状の放送コンテンツの海外展開への支援策はテレビ放送のみとなっていますが、本取りまとめ案にある「3. 考え方」の中の「世界に先駆けて、放送・通信が融合した独創的なサービス提供や新たなビジネスモデルの展開を通じて、放送事業者を含む多種多様なプレイヤによる質の高いコンテンツの提供を実現し、コンテンツ産業の国際競争力の強化や地域経済への貢献を目指していくことが求められる。」とされていることから、V-Lowマルチメディア放送においても、放送番組のネット配信を行っており、広く放送メディア全体に対する支援を積極的に行って頂くことを要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。なお、総務省の「放送コンテンツ海外展開総合強化事業」や「放送コンテンツ海外展開強化事業」等の海外展開支援策において、公募対象はテレビ放送のみに限定されているものではありません。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
190	東海テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送について「信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた」とした上で、「引き続き、放送の社会的役割が確実に果たされていくことが必要」と指摘したことは、極めて適切と考えます。また、ローカル局について「国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される」との考えに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
191	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	平成29年11月の「規制改革推進会議」第2次答申を踏まえ専門的見地から検討を行った結果、地上テレビ放送は「信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた」と評価されたことは、妥当であると考えます。放送の未来像は産業振興の一面に偏ることなく、放送が現に担っている公共的な機能や役割を維持・発展させていくことが、国民・視聴者の利益に真に適うものと確信しています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
192	㈱仙台放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	「取りまとめ案」で地上テレビ放送及びローカル局の役割について「放送事業者による自主自律を基本とする現行放送法の下で、自律的な番組制作を行うとともに、あまねく全国において受信されるように放送の普及を図ること等を通じて、信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた。我が国における放送の普及、国民・視聴者が寄せてきた信頼感等を踏まえれば、引き続き、放送の社会的役割が確実に果たされていくことが必要である。とりわけ、ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、人口減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される。」と考えを示されたことを評価いたします。とりいた、民放事業者のビジネスモデルの根幹である広告モデルについて、放送事業者の「信頼性」や「地域情報の発信主体」という要素が基盤となっているとのご理解は適切なものだと受け止めています。特に「情報の信頼性」は通信とは差別化された放送の特質であり、あくまでネットは放送を補完するものだという点を重要視していただきたいと思います。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
193	㈱エフエム香川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
194	㈱フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	信頼される基幹メディアとしての放送の社会的役割が評価され、今後においても放送の社会的役割がますます重要になるという認識が示されたことは極めて妥当と考えます。放送が国民の「知る権利」の基盤として引き続き機能し、国民・視聴者の信頼に応えていけるよう、努めてまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。
195	㈱テレビ熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送が信頼される基幹メディアとしてこれまで果たしてきた役割が評価されたことは適切であるとともに、放送の社会 的意義、とりわけ地域における情報発信・取材機能としてのローカル局の役割の維持・発展への期待が示されたことを真摯に受 け止め、それに応えるよう努めてまいります。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
196	㈱エフエム愛知	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	考え方において「地上テレビ放送は、」と地上テレビ放送のみを取り上げて論じられております。ラジオ放送も地域における情報発信、特に災害直後のファーストインフォーマー(第一情報提供者)として、重要な社会的役割を負っています。これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
197	㈱テレビ長崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	「地上テレビ放送は、放送事業者による自主自律を基本とする現行放送法の下で、自律的な番組制作を行うとともに、あまねく 全国において受信されるように放送の普及を図ること等を通じて、信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナ ル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた。 我が国における放送の普及、国民・視聴者が寄せてきた信頼感等を踏まえれば、引き続き、放送の社会的役割が確実に果たさ れていくことが必要である。とりわけ、ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、人口 減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図って いくことが期待される。」との放送およびローカル局の社会的役割についての認識に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
198	静岡放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本取りまとめ案にある「ローカル局が担ってきた地域における情報発信、取材機能としての役割については、人口減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される。」との認識は、これまでの実績を評価された事と受け止め、大いに賛同します。人口の中央集中による地域格差が大きな問題となっている中、そうした課題解決の為にも、地方の魅力や可能性を幅広く発信する事は、ローカル局の重要な使命となっています。その機能が、一層向上、高度化するための制度改革や財政支援が重要と考えます。	も必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。
199	石川テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送の社会的役割の中で、「とりわけ、ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図って行くことが期待される」と、特にローカル局の重要性に触れたことを高く評価するとともに、ローカル局維持に向けた政策の展開を強く望みます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
200	㈱エフエム熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本案では、地上テレビ放送のみを取り上げられています。しかし、災害時はラジオ放送がファーストインフォーマー(第一情報提供者)として重要な役割を担っています。また、兵庫県加古川市では高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入され、V-LOWマルチメディア放送の取り組みも進められています。これらの社会的役割の記載についても、ご配慮いただけますようお願い申し上げます。	たところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディ
201	㈱エフエム栃木	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本取りまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送も災害時のファースト・インフォーマーとして重要な社会的役割を負っているところであり、また、V-Lowマルチメディア放送において、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど新たな展開も行われているところであります。これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載されるよう要望いたします。	

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
202	広島テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送システムは災害報道や地域情報の取材・発信をあまねく行うためにエリア内を限りなく100%カバーするよう山間部にも中継局を設置し社会インフラとしての役割を果たしています。 7月に起きた西日本豪雨災害においては災害報道のみならず、親局が停電してバックアップの非常用電源が稼働するという事態になりました。辛うじて3日後に仮復旧して商用電源に戻りましたが、消費した燃量補給は通行不能となった道路での車両運搬を断念して、ヘリコプターによる空輸という事態になりました。近年の自然災害はゲリラ豪雨や雷対策といった想定外の被害をもたらしており、冗長化の対応は大きな設備負担になりかねません。 災害時においては、普段以上に放送は信頼に足るメディアとして視聴者の信頼を得ているということが視聴率調査会社のデータによっても明らかとなっています、経済効率性のみが追求されることで、地域の情報発信が揺らぐことのないようにローカル局の経営基盤についての配慮をしたうえでの周波数の有効活用であると考えます。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
03	岡山エフエム放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	FMラジオは、これまでも地域における情報発信・取材機能としての役割を担い、国民の知る権利の確保に努めてきました。こうした中で7月の西日本豪雨ではラジオ放送は災害時の情報発信、被災者の心のケアに大きな役割を担いました。地方テレビ放送のみならず、地域に根差したラジオ放送の社会的役割についても、位置づけを明確に記載して頂ければと思います。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
04	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上放送局の社会的役割に対する考え方に賛同します。加えて、ローカル局が担ってきた地域での役割、今後の期待について 言及されていることは、非常に重要なことだと認識しております。	基本的に賛同の御意見として承ります。
05	㈱テレビ東京	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	通信の高速化によってメディア環境の変化が着実に進んできているとはいえ、地域間での格差は大きく、特に受動的な情報収集を行わなければならない状況でのユニバーサルサービスとしての放送の役割は、いまだに大きいという考えに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
06	(株)エフエム福岡	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っており、これらの社会的役割についての位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
07	(株)テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送を「信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた」と評価した上で、「引き続き、放送の社会的役割が確実に果たされていくことが必要である」との認識は妥当と考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
)8	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		平成29年11月の「規制改革推進会議」第2次答申を踏まえ専門的見地から検討を行った結果、地上テレビ放送は「信頼される 基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能を果たしてきた」と評価されたことは、妥当で あると考えます。放送の未来像は産業振興の一面に偏ることなく、放送が現に担っている公共的な機能や役割を維持・発展させ ていくことが、国民・視聴者の利益に真に適うものと確信しています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
)9	北日本放送㈱	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	第4章 放送 の社会的役割	分科会における主な意見として挙げられている「ローカル局には、番組制作や報道を通じて地域の問題を共有し、解決策を探るという役割がある」「ローカル局は放送事業に限らず、地元でのイベント等を通じた文化・情報の発信拠点として大きな役割を果たしている」との意見には大いに賛同します。 この章の結論として、地上テレビ放送の役割と必要性を挙げ、とりわけローカル局が地域において担ってきた役割を適切に抜き出して、国民の知る権利の確保や地方創生・地域振興の観点からも、「維持・発展を図っていくことが期待される」と打ち出している点を高く評価します。	
10	㈱エフエム愛媛	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送のみを取り上げ論じられていますが、災害時の第一情報提供者としてラジオ放送が重要な役割を負っている事、V-Lowマルチメディア放送においても、高度情報伝達システムV-ALERTが導入された自治体があり今後も新たな展開もおこなわれていることから、これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載して頂ことを要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
11	㈱中国放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送の、信頼される基幹メディアとしての情報提供機能、特にローカル局が地域において果たしている、情報発信・取材機能としての重要な役割について評価して頂いたことに賛同します。 先般の「平成30年西日本豪雨」の際にも弊社は、発災後ただちに緊急報道体制をとり、継続して被災者、地域住民への情報提供に努め、報道の責務を果たしたと自負しています。 また、地域振興においても、地元自合体や企業など協力し、3日間で約170万人が来場する地域を代表するイベント「ひろしまフラワーフェスティバル」(5月)や、2日間で約80万人が来場する地産地消の食のイベント「ひろしまフードフェスティバル」(10月)の実施など様々な取り組みで地域に貢献しています。 弊社は、引き続きローカル局が担う地域における情報発信などの社会的役割を果たし、それを維持・発展させていくことが、地域住民・視聴者の利益につながるものと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
212	九州・沖縄マルチメディア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についての位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
213	大阪マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4早 放送 の社会的役割		第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
214	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		本案に記載のように、テレビ放送が一斉同報性のある信頼される基幹メディアとして公共性を有すること、メディア環境が大きく変化する中にあっても、社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っていることは、公共の電波有効利用の核となるところです。昨今大規模な自然災害が多発している状況の中、国民・視聴者から求められる、災害報道や地域情報の発信・取材を行う主体としての役割と、システム面も含めた、いざという時にバックアップが可能な放送体制の構築と維持に、放送事業者は常に応えていかねばなりません。周波数の有効利用・活用を論ずるにあたっては、経済的な価値よりも、上記のような公共的な価値を最重視するべきと考えます。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
215	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	地上テレビ放送が担ってきた「信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対するナショナル・ミニマムである情報提供機能」、とりわけローカル局の各地域において果たしている重要な役割について評価していることに賛同します。一方、地方において顕著な人口減少問題は、地域経済への影響、ひいてはローカル局の経営に影響する大きな課題です。地方創生・地域振興のもと、ローカル局が地域で担う社会的役割を継続するためにも、行政においては、「現行制度の維持」と「発展」のパランスのとれた議論が行われ、必要な支援が実施されることを要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
216	北海道放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	の社会的役割	「地上テレビ放送は、放送事業者による自主自立を基本とする現行放送法の下で、信頼される基幹メディアとして国民・視聴者に対する情報提供機能を果たしてきた」との評価は妥当であり、賛同します。特に地上テレビ放送はその使命として、災害等の緊急時には地域住民の生命・財産を守るため採算を度外視して昼夜を問わず放送を行うなどして、地域住民の信頼を得てきたと自負しています。しかし今、地方では人口減少問題が経済に少なからぬ影響を与えています。地方経済の低迷が続いて、上記のローカル局の社会的役割が万が一にも損なわれるようなことがあっては、それは地域住民の利益が損なわれることにつながりかねません。ローカル局が担ってきた役割を将来ともに継続していくため必要な支援が実施されることを要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
217	北海道放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	ネットなどでフェイクニュースが問題化する中、地域に根を張った取材力・編集力を持つ放送局が正確なニュース・情報を地域に発信する役割を今後も果たしていくことが国民・地域住民の利益にかなうものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
218	東京マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
219	㈱毎日放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送の果たしてきた役割が評価され、「引き続き、放送の社会的役割が確実に果たされていくことが必要」旨、記述されたこと、 ローカル局の維持・発展についても記述されたことは重要で、今後も諸施策に反映されることを強く要望する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
220	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送の健全な発展には、NHKとの二元体制が今後も維持されることは欠かせないと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
221	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送が今後も国民・視聴者の信頼を維持・発展させるためには、ネット事業者等の関係者との連携を強化するなどして、視聴者へのリーチを維持・発展させることが重要な施策であることには賛同いたしますが、放送とネットは、その社会的役割などから融合できる面と出来ない面があると思われ、連携は慎重な議論のもとに進められるべきであると考えます。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
222	㈱エフエム石川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についても位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
223	(株)エフエム大阪	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、そして、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で、同放送を利用しての高度な災害情報伝達システムが導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についての位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
224	RKB毎日放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	「ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割については、人口減少等の社会動態の変化を見極めつつ、国民の知る権利の確保、地方創生・地域振興といった観点からも、維持・発展を図っていくことが期待される。」との意見について、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
225	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	放送は、到達率や影響力において、依然として通信とは差があり、健全な民主主義の発展に資するという役割や地域の情報インフラ機能としての使命も負っています。 産業振興を優先するあまり、本来の役割を見失うことのないよう、放送と通信、各々の特性や役割を踏まえながら、これからも 信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対する情報提供機能を果たしていこうと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
226	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	私どもの根幹となる放送は、様々な世代に向けた到達率や影響力において、依然として通信とは圧倒的に差があります。そして、放送は健全な民主主義の発展に資するという役割を負いながら、災害報道をはじめ、地域の情報インフラ機能としての使命も負っています。 通信においてはフェイクニュースなどが問題となっていますが、私どもは放送法第1条で「表現」「言論」「報道」の自由を担保された上で、政治的公正について記載している第4条に基づき放送を行っており、それが視聴者の信頼性にもつながっているものと思っています。その影響力の大きさゆえ、放送事業者は、報道機関として地域に根差した信頼性のある情報を送り届けていく必要があります。 産業振興を優先するあまり、本来の役割を見失うことのないよう、放送と通信にはそれぞれ特性や役割があり、放送には公共的な役割があるという点を踏まえながら、これからも信頼される基幹メディアとして、国民・視聴者に対する情報提供機能を果たしていこうと考えています。	基本的に賛同の御意見として承ります。
227	中日本マルチメディ ア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第4章 放送 の社会的役割	本とりまとめ案においては、地上テレビ放送のみを取り上げて論じられておりますが、ラジオ放送が災害時のファースト・インフォーマーとして、重要な社会的役割を負っていること、V-Lowマルチメディア放送においても、兵庫県加古川市で高度災害情報伝達システム「V-ALERT」が導入されるなど、新たな展開も行っており、これらの社会的役割についての位置づけを明確に記載して頂けるよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
228	東海テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 放送を 支えるネット ワーク	トラフィック、投資コスト、輻輳、セキュリティ等、通信の課題を多角的に検討したうえで、「当面は放送波による伝送を中心とする ことが現実的」とした考え方に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
229	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	本取りまとめ案で詳述されているとおり、地上基幹放送用周波数(放送用、放送事業用)の帯域はそれぞれの目的や形態に応じてできる限り有効利用されており、今後とも縮減等の対象にはあたらないものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
230	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	「放送は通信サービスで代替しうる」との指摘に対して寧な検証を重ね、費用対効果を考慮した持続可能な通信サービスのあり方や4K映像を安定視聴するためには優先制御による配信が前提になること、ブロードバンドの契約加入率は全国平均で約51%であり地域間で大きな格差があることなどから、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」と結論付けた判断は合理的であり、そうした認識に賛同します。放送と通信の社会的役割は異なり、その長所を組み合わせて有用なサービスを実現することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
231	㈱テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	基幹的な情報提供主体である地上テレビ放送の周波数の有効利用についての検討で、経済的な見地からのみの議論とならないことを強く要望します。特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
232	(株)テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	放送番組の配信について、当面は放送波による伝送を中心にすることが現実的であるとの考え方が示されたことについて賛成 します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
233	㈱テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	また、同時配信の実施についは、行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、 各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
234	中京テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	TVホワイトスペースの利用は、平成24年から本格的に開始され、無線局数は毎年増加しています。現在では4万局以上の無線局がTVホワイトスペースを活用しており、現状でもTVホワイトスペースは十分に活用されていると考えます。 TVホワイトスペースの利用については大原則として、地上デジタルテレビ放送用周波数帯を利用するいずれのTVホワイトスペース利用システムも、地上デジタルテレビ放送へ名書な混信を生じさせてはならず、また、地上デジタルテレビ放送からの有害な混信への保護を求めてはならないとなっています。今後もこの大原則が遵守される事を要望いたします。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
235	中京テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	放送サービスを通信サービスによって代替しうる、といった指摘についてはより慎重な議論が必要であると考えます。災害時の ライフラインとして公共的役割を担う放送局は、中継局を多数設置する、またその装置や電源の冗長性を図りロバスト性を確保する、など各家庭までの伝送経路を担うことで放送サービスの信頼性を担保してきました。その伝送経路を通信サービスに移すこと は、デリバリー経路を複数の民間事業者にまたがって担うということになります。それにより、トラフィックの輻輳やセキュリティもさることながら、他事業者インフラの伝送経路上での突発的なサービス停止、災害時の脆弱性なども考えられ、放送局が各家庭までの放送サービス伝送を担保することができなくなります。これは、公共的役割を担う報道機関として十分に考慮する必要がある問題であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
236	㈱テレビユー山形	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送事業者は、放送対象地域内にあまねく放送波を届けるため放送設備の保守・更新を日常的に行っています。また、近年では、地上デジタル放送への移行時に行った設備の更新が順次迫ってきており、その対応に努力しているところです。その一方で、技術革新にも対応を迫られており、放送以外の設備投資も求められているのが現状です。そうした中、本取りまとめ(案)では、放送ネットワークの構築に関し、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的」であり、将来的には、「多様なインフラを用いた、柔軟かつ強靭な放送ネットワークの構築。理用が求められる」としています。ローカル局にとっては、設備投資計画は中長期の経営にあたっての大きな課題であり、放送にかかる設備投資に加えて、多様なインフラへの設備投資を求められることは、小規模の放送事業者にとって経営的に大きな負担となることは確実です。それだけに、放送ネットワークの構築に関する議論は、関係者へのヒアリングなどをきめ細かく行い、ローカル局の負担が過重なものとならないような方向で、行われることを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
237	㈱フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		既にラジオマイク等と共用されている地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共有については、現在適用している「地デジ保護基準」は変えず、既存の地上デジタル放送が将来に渡り安定して、問題なく運用できることを担保する慎重な検討が必要と考えます。また、地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、妨害を与えている無線局をすぐに停波するシステムの構築等、実効性のある制度的検討も必要と考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
238	㈱フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	信頼できる情報をあまねく提供する地上波放送のサービスを維持するため、「当面は放送波による伝送を中心とする」との考えに賛同いたします。そのうえで、将来に向けては、安価で安定した放送インフラの維持を大前提として、「各関係事業者の専門家が定常的に意見交換、情報共有を図ることができるよう、検討の場を設置する」との考えに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
239	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	ワーク環境の	放送サービスの未来像について放送事業者自らが、検討していくことは当然です。ローカル局は、地域の担い手として公的役割を果たしており、とりわけ災害情報等の迅速・確実な情報提供に努めています。民放事業者は、公共性と事業性という二つのパランスが保たれていることが重要です。今後、いかなる検討においても、この二つのパランスが保たれることが大前提となるよう強く要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
240	(株)テレビ熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	放送と通信の技術的特性の相違やネット配信に関する留意点を踏まえ、当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的であるとの考え方に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
241	㈱テレビ長崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	「電波の利用がますますちゅう密化していく状況の下、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などのニーズに応えるため、放送用周波数について更なる有効利用に向けた技術的方策に関する検討が必要である。」との記載については、既存の地上デジタル放送が将来にわたり安定して運用できる状況を確保するための慎重な検討が必要であり、共用時に地デジ受信者の視聴環境に影響が出た場合に、影響を及ぼしている無線局を停波する等の実効性のある制度の検討も必要と考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
242	㈱テレビ長崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	「当面は放送波による伝送を中心とする」との考えや、「放送・通信事業者、その他関係者が連携・検討を行うことが求められるのではないか。各関係事業者の専門家が定常的に意見交換、情報共有を図ることができるよう、検討の場を設置する」との考えに対しては、賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
243		第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	ローク環境の	取りまとめ案は、地上テレビ放送のみが論じられているが、ラジオ放送が災害時には情報媒体としてもっとも最初に必要とされている実態があること、またV-Lowマルチメディア放送でも「V-ALERT」が導入されるなど新たな展開も行っており、これらの社会的役割みついても位置づけを明確に記載頂くよう要望します。	第二次取りまとめ案については、主にテレビジョン放送の未来像を見据えて、審議・検討を行ってきたところですが、ご指摘のとおり、テレビ放ジョン放送だけでなく、ラジオ放送やVーLowマルチメディア放送についても、重要な社会的役割を担っているものと認識しております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
244	山口放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送と通信の技術的特性を考慮して、放送波による伝送を中心とすることが現実的であることに賛同いたします。 今後、OTT利用者増加により、通信トラフィックが更にひっ迫することが予想されます。分科会の意見にもあるようにIPネットワークで放送と同等のサービスを提供していく事は難しいと思われます。 IPネットワークをひっ迫させてまで放送サービスを通信で代替えする必要があるのかの議論を深めることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
245	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	様々な要素を踏まえた上で、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的」との考え方に賛同致します。今後も放送と 通信の社会的役割の違いや、ネットにおけるセキュリティー面の考慮など、様々な方面からの検討、研究が継続されることを望み ます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
246	㈱テレビ東京	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	周波数がひっ迫した状況において、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などのニーズに応えるためには、放送用周波数においても更なる有効利用に向けた技術的方策に関する検討が必要であることは妥当であると考えます。ただ、ホワイトスペースの一層の利用拡大の各ニーズの重要性、必要性、社会的な貢献度等についても検討すると共に、既存無線システムの運用特性、社会的役割等を十分考慮して、実連用に影響のない範囲内での検討を進めるべきであると考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
247	山形放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	「放送用周波数の有効活用の観点から、放送サービスを通信サービスによって代替しうる」との指摘に対して丁寧な検証を行 し、インターネット・トラフィックがひっ迫しつつある状況であることやカバー世帯数当たりの整備コスト比較で、ブロードバンドを用 いた映像配信サービスに対し、放送波を通じた番組伝送の方に大幅なコスト優位性が認められるとの試算があることなどから、 「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」と結論付けた判断は合理的であり、賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
248	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	地上基幹放送用周波数帯域は、混信に強い伝送方式OFDMを採用し、隣接局同士では同一の周波数を利用するSFNを最大限活用した放送ネットワークにより可能な限り有効活用が図られており、今後も縮減等の対象となるものではないと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
249	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	放送用周波数について、更なる有効利用に向けた技術的方策に関する検討が必要であること、当面は放送波による伝送が中心となることが現実的である、との見解に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
250	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	本取りまとめ案で詳述されているとおり、地上基幹放送用周波数(放送用、放送事業用)の帯域はそれぞれの目的や形態に応じてできる限り有効利用されており、今後とも縮減等の対象にはあたらないものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
251	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	電波を使用した一斉同報型の映像配信サービスがブロードバンド通信を使ったサービスに比べてカバー世帯あたりの整備コストの面で優位であることや、放送のあまねく普及させる努力義務を踏まえれば、放送サービスは当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的、と結論づけた第2次取りまとめ案の考え方は極めて妥当であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
252	㈱長崎国際テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	地上デジタルテレビ放送はSFNを最大限利用して、周波数の利用効率を大幅に向上させているため、更なる有効利用のための 帯域の縮減等の対象とならないと考えます。地域による周波数の稠密性の違いにより、縮減等は放送サービスの提供に地域間 格差を生じかねません。 また、無理な縮減等は混信など、結果的に視聴者に不利益を招く可能性があります。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
253	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	本案に詳述されているように、放送用、放送事業用の地上基幹放送用周波数の帯域は、それぞれの目的や形態に応じて最大限有効利用されており、今後とも縮減等の対象にはあたらないものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
254	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「放送は通信サービスで代替しうる」との一部の指摘に対して、本案は中立的な検証を行った上で、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」とした結論は合理的であり、賛同します。検証内容として、費用対効果を考慮した持続可能な通信サービスのあり方、映像を安定視聴するためには優先制御による配信が前提になること、プロードバンド(FTTH)の契約加入率は全国平均で約51%であり地域間で大きな格差があることなど、現行放送制度における放送が、国民、視聴者に対して担っている社会インフラ基盤としての重要性が再認識されたものと考えます。放送と通信の社会的役割は異なっており、単純な融合ではなく、必要な部分を組み合わせて有用なサービスを実現することが、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
255	北海道放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	この第5章では「放送サービスを通信サービスによって代替しうるとの指摘も一部なされているが、課題に留意する必要がある」として「トラフィックの問題」「投資・コストの問題」等々について検討を重ねたうえで、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」との考え方に至っていることは至極、妥当なものと評価します。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
256	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	ワーク環境の	よる伝送を中心とすることが現実的である」という認識に賛同します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
257	㈱毎日放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用			御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
:58	㈱毎日放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	ワーク環境の	がされたことに賛同する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
:59	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	を支えるネット		神忌元は、7後の快前を進める上で参考とことでいたださます。
60	㈱CBCテレビ	不不够で兄妬	を支えるネット	放送波を通じた番組伝送の方に大幅にコスト優位性が認められる」ことなどから、「当面は放送波による伝送を中心とすることが現実的である」という指摘は妥当であると考えます。加えて、コスト面のみならず、放送と通信にはそれぞれ特性や役割があるため、全てが通信で代替し得ることはなく、放送波による放送の、地域における情報インフラとしての重要性は、これから先も保たれていくべきであり、地上基幹放送用周波数の帯域は、今後も縮減等の対象にはあたらないものと考えます。 その上で、国民・視聴者の利益に適うサービスの高度化や多様化に対応するネットワークの構築・運用に向けては、限りある電波を有効利用し、行政、放送事業者、通信事業者等が連携を取りつつ様々な課題に対応していくべきと考えます。	脚息見は、7後の検討を進める上で参考とさせていたださます。
61	(株)テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの未 来像に向けて		載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的
62	(株)テレビユ―山形		サービスの未	地上デジタル放送移行の際、ローカル局が設備投資に苦しみ、数年にわたって経営的にも厳しい状況が続いたことは事実です。現在は、地デジ設備の更新に取り組み、大きな負担を迫られているのが現状です。こうした環境も考慮いただき、ローカル局にとって、地上4K放送への移行が、新たな負担とならないよう慎重な議論を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
63	(株)テレビユ―山形	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの未	ローカル局の経営基盤の強化にあたっては、各エリアの現状、エリアごとのメディア状況、また、各ローカル局の経営規模など 考慮しなければならない点が多いことから、きめの細かい施策の検討を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
64	㈱フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの未	非常災害時には、安価で安定した放送インフラの維持は必須です。そのうえで将来的なコスト低減も視野に入れながら、FTTH、5G、クラウド等を有効活用した多様なネットワークを構築していくべきと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
65	㈱鹿児島讀賣テレビ		サービスのキ	公共はヤ牧垣依闵としての民間にも踵み、向次数の有効利用なるの観点で、産未調的な兄地からのかの誘調とならないことが、	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、、略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
<u>2</u> 66	(株)テレビ熊本			放送の社会的役割を認識した上で、「とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。」との結論は極めて妥当であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
267	静岡放送㈱	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用		本取りまとめ案にある「人口減少などの影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。」との指摘は的確であり、ローカル局としても、体質の改善を含め様々な対策に乗り出している所です。しかし、デジタル関連の設備更新の時期を迎え、それらの投資が経営を圧迫しているのが現状です。地方が元気になり、広告出稿の回復につながる大局的な施策が、一層求められています。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
268	石川テレビ放送㈱	未来像を見据	サービスの未	広く国民に対し、社会の現状を正確・公正に伝えるという放送の社会的役割を再度指摘する中で、「とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤強化を図って行く必要がある」との認識は、民放ローカル局にとってはきわめて重要です。政府の規制改革実施計画の中でも、総務省においてローカル局の経営基盤のあり方に関する検討の場が設けられることになっており、地域事情や経営規模などの違いに応じたより多様できめ細かい検討、支援措置を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
269	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用		「社会的役割の観点からの課題」で、ローカル局の経営基盤強化が重要視されていることには賛同致します。信頼性の高いローカル局は、スポンサーである地方産業の発展にも大きく寄与しており、活用次第では地方人口減少の歯止め役となる可能性も秘めています。引き続きローカル局の役割の重要性も考慮した議論を望みます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
270	讀賣テレビ放送㈱		第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	「地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく」ことに賛成します。その上で、事業者側の意見や要望を踏まえて検討が行われるよう、要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
271	㈱テレビ東京	未来像を見据	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	周波数の有効活用に関しては、放送用周波数に特化するような狭い視野ではなく、周波数全体において有効活用を図るという、もっと広い視野を持って行うべきであり、全体のバランスの中で放送用周波数に関しても検討を進めるべきであるという考え方は妥当であると考えます。 また、放送用周波数の有効活用を検討するに当たっては、他の周波数帯を含めて、電波に関する社会ニーズの重要性・必要性、社会的な貢献度等についても十分な検討を行った上で、技術・サービスなどの動向も注視しつつ行われることが必要だとの考え方は妥当であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
272	㈱中国放送	未来像を見据	サービスの未	本案において「地上波放送については、ひとたび技術規格を定めると、相当期間にわたり変更が困難であるとの性質を持つこと」との指摘がある通り、技術革新による技術規格への対応等は、ローカル局の財政面において大きな問題となります。それを踏まえた上で、今後の検討が行われるよう要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
273	(株)中国放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		弊社は、地域住民・視聴者に対し、放送局としての社会的役割を果たすべく、地域情報はもちろん、社会の現状を正確・公正に伝える事に努めています。引き続きこれを維持するにあたっては、占有的に使える放送用周波数の維持と、経営の安定が不可欠と考えます。 本案の「地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある」との考えの通り、自主自立を尊重し、今後の具体的な検討を期待します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
274	㈱東京放送ホール ディングス		第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	中長期的な観点から検討が必要となる課題として、技術面、ネットワーク面、サービス面、社会的な役割、の4つの観点から整理されており、各項目ごとに具体的な取り組みを段階的に進めるべきとの提言に賛同します。地上放送については、ひとたび技術規格を定めると、相当期間にわたり変更は困難になります。特にローカル局の財政面において大きな問題となりますので、それをふまえた検討が行われるよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
275	北海道放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、広告収入が伸び悩む中「地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある」との認識は妥当であり、評価します。特に北海道では人口減少が全国に比べて著しく速い速度で進んでいます。そうした中で災害時はもとより平時においても全道の地域住民に途切れることなく必要な情報を提供するための一層の支援の強化を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
276	関西テレビ放送㈱		第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	「2.中長期的な観点からの放送サービスの将来イメージの例」はいずれも可能性あるイメージとして理解できるものですが、テレビ放送事業そのものからは少し離れた内容のものも含まれていると感じます。サービスの実施においては現実的視点やコストバランス、視聴者ニーズを十分に考慮することが必要と考えます。 「防災」に関わる事項については、視聴者を災害から守る観点から放送事業者としても今後も様々な検討を行っていくべきと考えます。 技術面の課題については、放送の高度化を基本とした研究開発、国際標準化、技術規格の柔軟な見直しは適切と考えますが、新たな伝送技術への転換はサービス継続性等十分な検討が必要と思われます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
277	関西テレビ放送㈱	未来像を見据		地上波高度化については現在研究開発が行われているところですが、実施の是非や実施する場合のスケジュール、現実的な 課題等については、視聴者、事業者を含めて十分なコンセンサスを関係者間で取り、考え方と具体的方向性がまとめられること が必要と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
278	㈱毎日放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	「とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。」旨、記述されたことは重要である。 人口集中が続く首都圏と、それ以外の地域では今後、さらに格差が広がることが危惧される。今後の政策立案にあって、本指摘が十分に尊重され、多様な政策がとられ、措置が講じられることを希望する。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
279	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	本年12月に、BS右左旋・CS左旋の4K実用放送が始まります。放送サービスの高度化・高精細化の観点からも、日本における4K放送は、多角的に積極的に推進されるべきと考えます。しかしながら、現状地上4K放送に関してはロードマップが描かれておりません。また、昨今地元制作会社でも4K制作が標準となってきている事を痛感しております。日本における4K放送発展のためにも、地上4K放送に関するロードマップの作成をお願いしたいところであります。この際、放送事業者への負担や、国民・視聴者への利便性に十分に配慮した方策を採用すべく、実証実験等を通して示していただきたいと考えております。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
280	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	放送と通信による独創的な融合サービスの本格展開の促進には基本的に賛同いたしますが、視聴者のニーズを的確にとらえ、また事業のマネタイズなど継続的にサービスが提供できる仕組みを、実証実験などを通して慎重に構築していただく事を望みます。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
281	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	放送の社会的役割の維持・発展やローカル局の経営基盤の強化を図ることに賛同いたします。この際、公共性と事業性を両立させることが大前提と考えます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
282	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第5章 「放送 を支えるネット ワーク環境の 構築」	「様々な多様化に柔軟に対応していくことにより、放送事業において大胆な変革を行っていくことが重要である」とありますが、前提として、放送としての地域における情報インフラとしての機能は今後も保たれるべきであり、そのためにはコンテンツの信頼性と質を保っていくことが不可欠と考えております。その上での多様化への対応は、視聴者が真に求めているものを見極めつつ、技術面、費用面、ビジネスモデルなど様々な課題に対処していくことが重要であり、それは放送事業者のみならず、行政や通信事業者等関係者と連携を取りながら進めていくべきと考えます。また、地上4K放送に関しても、「実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方」等に関して、引き続き慎重な検討を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
283	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	第6章 放送 サービスの未 来像に向けて	「放送と通信の更なる融合や国民・視聴者の価値の多様化等を踏まえ、放送事業者が、①伝送路、②端末、③利用者(ユーザ・インターフェース、利用シーン等)、④ビジネスモデルといった様々な「多様化」に向き合い、これらに柔軟に対応していくことにより、放送事業において大胆な変革を行っていくことが重要である」とありますが、前提として、放送が担う地域における情報インフラとしての重要性は今後も保たれるべきであり、そのためにはコンテンツの信頼性と質を保っていくことが不可欠と考えております。その上での多様化への対応は、国民・視聴者が真に求めているものを見極めつつ、技術面、費用面、ビジネスモデルなど様々な課題に対処していくことが重要であり、それは放送事業者のみならず、行政や通信事業者等関係者と連携を取りながら進めていくべきと考えます。また、地上4K放送に関しても、放送事業者、特にローカル局にとっては経営を圧迫する可能性もあるため、「実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方の整理、サービス高度化に必要な周波数資源の確保方策も視野に入れたスケジュールの明確化」等に関して、引き続き慎重な検討を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
284	日本テレビ放送網㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが 肝要です。特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	
285	㈱テレビ金沢	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	民放事業者には、公共性と事業性という二面性が併存しており、このバランスが保たれることが大前提と考えます。周波数の有効利用についても、産業論的な視点からだけで議論することがないよう要望します。	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略) 社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
286	日本放送協会	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	川が検検にしていて場合、第二名機関による連用調整スキームで電波監理体制の強化、底信発生時の通報・管理体制の構築等も合わせて検討することが重要と考えます。	るに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 また、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当
287	(一社)日本新聞協 会メディア開発委員 会	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	ホワイトスペースの有効活用についても言及があるが、今回の西日本豪雨災害で、NHKと並び民間放送事業者の災害報道の 意義や有用性が改めて確認されており、緊急事態に対処する放送局の公共的使命を毀損しない制度設計を求めたい。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
288	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波の 有効活用	更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応	「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」はいずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものであると考えます。地上基幹放送は健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の生命財産を守るという、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用については、日本の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。また周波数共用基準(干渉許容基準)の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まく、共用する無線システムの音及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
289	青森放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが 肝要です。特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信などによる受信障害が 発生しないよう、きめ細やかな対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
290	(株)テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	周波数の一層の有効利用や放送サービスの高度化を目指す放送事業者による取組には、国や地方自治体からの補助金等、 積極的な支援を期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
291	中京テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	V-High帯域は、過去には地上アナログ放送で利用されていた周波数帯域であり、貴重な周波数資源です。電波の有効利用の観点からも、国民に有益なサービスがV-High帯域において迅速に開始される事を希望いたします。	V-High帯域の周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「新たなサービスの実現に資する実験試験局等の制度も活用しつつ、放送・通信融合時代に対応した新たなサービスが柔軟かつ早期に開始できる提案かどうかといった観点から総務省において公開でヒアリングを行う等、割当てに向けた検討を加速する。」こととしております。
292	㈱福岡放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	ホワイトスペースの一層の利用拡大について、テレビ放送の受信者に混信等による受信障害が発生しないよう、丁寧な対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
293	㈱高知放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、経済的価値を重視した上でのホワイトスペースの利用拡大等の影響で、災害時の混信等による受信障害などが起こる危惧もあり、国民の命を守る報道を阻害する要因となりうるので、慎重な対応が必要だと考えます。NHKと民放がそれぞれのエリアで、地域性に基づいた役割を各々が果たしていくために、放送事業者の自主的な様々な取組みについて尊重した施策が必要だと考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
294	西日本放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などについて、産業論的な方面からだけの議論とならないことが 肝要です。特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発 生しないように、きめ細かな対応が必要です。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
295	㈱エフエム香川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んで来た地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-HIGHの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではあるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
296	㈱フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	「地上4K放送の実施の是非及び実施する場合のスケジュールや課題に関する考え方の整理、サービス高度化に必要な周波 数資源の確保方策も視野に入れたスケジュールの明確化についても、今後の検討が待たれる状況にある」としていますが、地上 4K放送の検討にあたっては、既存の2K放送との併存や移行のあり方、特に受信機買い替え等の視聴者負担や事業者の経営 への影響等、現実的な課題を踏まえて議論を進める必要があると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
297	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	ホワイトスペースの利用拡大については、現行の無線システムに混信等の障害を与えることが無いように、特にTV帯においては受信者保護を最優先として緻密な調査、技術検討を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
298	㈱テレビ熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	地上4K放送をはじめとする放送サービスの高度化のため、周波数利用効率の向上や画像圧縮技術等の高度化に資する技術 開発を推進することは適切であると考えます。一方、ホワイトスペースの利用拡大のための共用条件を検討するにあたっては、 地上デジタル放送は混信を受けるとデジタル特有のクリフエフェクトによる映像・音声の断が発生するほか、各中継局では混信 対策を行う機器を導入して放送を行っているため、これ以上の混信を受ければ放送の維持とエリア確保が難しいことから、慎重 な議論・検証が必要です	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
299	日本海テレビジョン放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
300	富山エフエム放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応		御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
301	㈱エフエム熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	一元的には民間事業者の責任において取り組むべきものですが、V-Lowマルチメディア放送には次世代の社会的有効利用が期待されるサービスです。今後の放送サービスの高度化や放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも有効活用を図ることが、多様な技術的支援の期待も高まると考えられます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
302	㈱福島中央テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	放送サービスの未来像を見据え、更なる周波数の有効活用について記載されていますが、ホワイトスペースの利用拡大についてはまずはテレビ受信者を最優先すべきであり、放送用途以外の電波の利用により地デジへの混信障害を発生させることのないように対応して頂きたいと思います。ホワイトスペースの放送用途以外の使用については厳格な技術仕様の確認が必須です。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
303	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	周波数の有効活用に大きな影響を与えるとされる地上波4K放送などは技術的検証が待たれるところですが、放送の信頼性維持のためにも現行のサービスは最優先されるべきであり、既存の受信機に影響を与えるような施策は避けなければなりません。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
304	讀賣テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	ホワイトスペースの利用拡大は、既存のテレビ放送に混信等の受信障害が生じることの無いよう、各事業者の意見を聴取し、十分な対策を講じることを要望します。また将来、地上4K放送などの放送の高度化施策を行う場合等に周波数再編の制約にならないよう、配慮を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
305	㈱テレビ東京	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		地上デジタルテレビ放送用周波数については、既にテレビホワイトスペースでワイヤレスマイクやエリア放送との共用を行っており、また今後の地上波の高度化に向けた検討も進められているため、さらなる他システムとの周波数共用にあたっては、当該周波数帯の既存無線局の免許人からの意見、要望を聴取し、十分な技術検証と運用調整の仕組みを構築する必要があると考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
306	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	放送用周波数の有効利用に向けた具体策として、地上4K放送や高度な放送・通信融合サービス実現を視野に入れた周波数利用効率の更なる向上、画像圧縮技術・伝送方式の高度化に資する技術開発の検証等を含めた検討・調査を行うことは極めて有効であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
307	㈱静岡第一テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
308	㈱テレビ大分	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
309	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」はいずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものであると考えます。地上基幹放送は健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の生命財産を守るという、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用については、日本の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。また周波数共用基準(干渉許容基準)の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まえ、共用する無線システムの普及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
310	㈱エフエム愛媛	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	向けた技術的	地上デジタル放送への完全移行後の跡地であるVHF帯の有効利用は、国民の期待に応えることになると説明されてきました。その中でV-Lowマルチメディア放送は、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスです。今後、放送サービスの高度化、放送と通信の融合におけるビジネス開発等、国民の期待に応えていくためにも、民間事業者の責任と努力だけではなく、引き続き国策として支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
311	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	公共性や報道機関としての使命にも鑑み、周波数の有効利用などの論点で、産業論的な見地からのみの議論とならないことが 肝要です。特にホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発 生しないよう、きめ細かな対応を要望します。	
312	九州・沖縄マルチメディア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んできた地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-HIGHの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではあるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
313	大阪マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んできた地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-HIGHの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではあるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
314	南海放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	ホワイトスペースの利用拡大については、テレビ放送の受信者保護が最優先であり、混信等による受信障害が発生しないよう、 綿密な検討が必要と考えます。また、混信等を避けるための周波数リパック(チャンネル変更)などは、視聴者に混乱を招くだけ でなく、対策側にも膨大な費用が発生する可能性があるため、慎重な対応を望みます。 特に、瀬戸内地域におけるテレビ帯域のチャンネルプランは、地デジ開始時期に送信業務に精通したベテラン技術者が知恵を 絞り、また労力をかけて構築したものです。瀬戸内地域のチャンネルプランには、全く余裕が無いと言っても過言ではありませ ん。従って、現在空きチャンネルになっているところは、チャンネルブラン全体を成立させるための条件にもなっており、安易に利 用することはできないと考えます。	ご指摘の観点は、「更なる周波数の有効活用に向けた技術的対応」の具体的施策を検討・実行するに当たって、留意が必要な項目であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
315	南海放送㈱	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	の有効活用に	災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは適切と 考えます。放送事業用のFPU装置などは、常時、電波を発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠 かせない伝送ツールです。さらにFPU装置は、非常災害時には演奏所から送信所への番組伝送にも威力を発揮するツールとし て、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。 このようなことからも、いつ発生するかわからない緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、総合的に判断する基準を策定す るよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
316	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」は、いずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものであると考えます。地上4K放送の実証実験、放送・通信融合サービスの実証実験など、その実現においてインフラ構築などに多大なコストを要するものについては、ローカル局の負担なども考慮し、経済的な実現性を合わせて考慮すべきものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
317	東京マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んで来た地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。この周波数帯を利用したV-Lowマルチメディア放送は、他の放送サービスには無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、これを早期に普及させることが今後の放送サービスの高度化、ひいては放送用周波数の最大有効活用になると考えます。放送の普及においては、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではありますが、未来を見据えた国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援をいただきたく要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
318	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	と考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
319	㈱エフエム石川	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んできた地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-HIGHの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
320	株)エフエム大阪	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んできた地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-HIGHの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではあるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
321	RKB毎日放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	地上デジタルテレビ放送については、更なる高度化が検討されている段階であり、他の無線システムとの共用が、その妨げとならない様、慎重な検討が必要であると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
322	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	地上基幹放送は地域の情報インフラとして国民の生命や財産を守るという公共的役割を担っています。技術的な進展による周波数利用効率の向上が、現行の地上基幹放送の高度化につながり、それが国民・視聴者のニーズに応えるものとなっていくことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
323	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	地上基幹放送は地域の情報インフラとして国民の生命や財産を守るという公共的役割を担っています。技術的な進展による周 波数利用効率の向上が、現行の地上基幹放送の高度化につながり、それが国民・視聴者のニーズに応えるものとなっていくこと を要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
324	中日本マルチメディア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	更なる周波数 の有効活用に 向けた技術的 対応	国策として取り組んできた地上デジタル放送は、国民の全面的な協力により完全移行が行われ、その跡地であるVHF帯を有効利用することにより国民の期待に応えることになると説明されてきました。V-Highの撤退は残念ではありますが、V-Lowマルチメディア放送は他の放送波には無い、次世代の社会的有効利用が期待されるサービスであり、一元的には民間事業者の責任において取り組むべきではあるものの、今後の放送サービスの高度化、放送と通信の融合ビジネスの開発等、国民の期待に応えるためにも、国策として引き続き支援も含めて有効活用を図ることが、様々な技術的対応の期待も一層高まるものと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
325	個人③	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	将来に向けた ネットワークの 大きな変革へ の対応	(3)通信トラフィックの現状とネット配信に係る課題のP67におきまして放送に準ずる品質を確保するため情報セキュリティ対策を拡充する必要があると考えます。特に電波とネット配信の違いは双方向性にあり、視聴者から放送局へ通信が可能となります。さらに今年に入り視聴者宅のプロードバンドルータを攻撃し、通信を改ざんする攻撃が観測されており、今後はネット配信される放送コンテンツを妨害する攻撃が容易に予測されます。・将来にわたり、攻撃手口は巧妙化することは避けられず、ネット配信においても放送事業者および通信事業者が共通の言語を用いてセキュリティ対策を取り組めるよう、放送事業者における情報セキュリティ人材の育成と確保が急務であることを追記すること提案します。・さらにセキュリティ人材の質と量を容観的に測り、国民にネット配信の安全・安心の確保に取り組んでいる状況を示すためにも、情報処理安全確保支援士制度の活用も提案します。	ご指摘のセキュリティの確保については、第二次取りまとめ(案)p67に記載しているとおり「セキュリティの確保を含め、技術面、サービス面等の課題に対応するため、放送・通信事業者、その他関係者が連携・検討を行うことが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
326	日本電信電話(株)	第2部(1)放 送サーロスの 第2年の 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年 第2年	ネットワークの 大きな変革へ の対応	近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラヒックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定されます。このようなトラヒック増加傾向の下で、4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、第二次取りまとめ(案)記載の通り、通信事業者のネットワークにおいて、「優先制御での配信が前提になる」と考えます。 第二次取りまとめ(案)において、「同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかといった観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題」とされた点について、通信事業者のネットワークの場談等が必要になる場合には、必要な投資・コストについて、通信事業者が必要になる場合には、必要な投資・コストについて、通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。 そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、セキュリティの確保を含め、第二次取りまとめ(案)にある、「放送 通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場」において、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、必要な検討を実施していく考えです。 こうした点については、NHK股が提供する放送コンテンツの常時同時配信についても同様と考えます。 第二次取りまとめ(案)において、「NHKが国民・視聴者に必要とされる情報を豊かで、かつ、良い放送番組として届ける役割を、引き続き果たしていくため、(中略)NHKが放送の補完として、インターネットを最大限活用すること(中略)については、国民・視聴者の理解が得られることを前提に、一定の合理性、妥当性があると認められる」とされていることを踏まえれば、NHK股が常時同時配信する放送コンテンツは国民・視聴者が安定的に視聴できるようにすることが求められるものと考えられます。しかしながら、現状のモバイル通信観では有限な周波数リソースを使用している等のため、同時視聴が集中した時には、安定的な視聴品質を確保することが困難になると考えます。 そのため、当社としては、第二次取りまとめ(案)において、「NHKが常時同時配信により放送番組の配信を行うに当たり、サービスやインフラなどの面において、他事業者と出来る限りの連携・協力を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、国民・視聴者においてどのような視聴品質が求められるのか等について、NHK股のお考えをお伺いしつつ、求められる視聴品質等への対応に向けた検討や、通信事業者がそうした対応に必要となる投資・コストを適切に回収できる仕組みの検討等、持続可能なサービス提供のあり方やジネス性について、NHK股とも必要な検討を実施していく考えです。 **ブロードバンドジやおといて、NHK股とも必要とな後討を実施していく考えです。 **ブロードバンドジやインアンク、2014年以降、毎年13~1.6倍程度増加(総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」(2018年2月))	基本的に賛同の御意見として承ります。 ご指摘の通信事業者のネットワークへの影響・負荷や必要な投資・コスト等については、第二次取りまとめ(案)p75に「主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する」と記載しているところです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
327	東日本電信電話㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた間波数 有効活用	将来に向けた ネットワークの 大きな変革へ の対応	近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラヒックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定されます。このようなトラヒック増加傾向の下で、4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、第二次取りまとめ(案)記載の通り、通信事業者のネットワークにおいて、『優先制御での配信が前提になる』と考えます。 *プロード・バンド契約者の総ダウンロードトラヒックは、2014年以降、毎年1.3~1.6倍程度増加(総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」(2018年2月)) 第二次取りまとめ(案)において、『同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかといった観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題』とされた点について、通信事業者のネットワークにどのような影響・負荷を与えるのか等、視聴需要の推計やそれを基にしたトラヒック需要等の検討を進めた上で、ネットワークの増設等が必要になる場合には、必要な投資・コストについて、通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。 そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、セキュリティの確保を含め、第二次取りまとめ(案)にある、『放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場』において、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、必要な検討を実施していく考えです。	基本的に賛同の御意見として承ります。 ご指摘の通信事業者のネットワークへの影響・負荷や必要な投資・コスト等については、第二次取りまとめ(案)p75に「主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する」と記載しているところです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
328	西日本電信電話㈱	第2部(1)放 第3サービスの 法未像を見扱の えた周波数の 有効活用	将来に向けた ネットワークの 大きな変革へ の対応	近年、動画配信サービスの利用拡大等に伴うインターネットトラヒックの急増*により、通信事業者のネットワークにおいても負荷が増大しており、今後もこの傾向は継続すると想定されます。このようなトラヒック増加傾向の下で、4K等を含めた放送コンテンツをネットを通じて安定的に視聴するためには、第二次取りまとめ(案)記載の通り、通信事業者のネットワークにおいて、『優先制御での配信が前提になる』と考えます。 **ブロードバンド契約者の総ダウンロードトラヒックは、2014年以降、毎年1.3~1.6倍程度増加(総務省「我が国のインターネットにおけるトラヒックの集計・試算」(2018年2月))第二次取りまとめ(案)において、『同時配信の実施に伴う機器増設等の投資コストを誰がどのように負担するのかといった観点から、費用対効果を考慮した持続可能なサービス提供のあり方等が大きな課題』とされた点について、通信事業者のネットワークにどのような影響・負荷を与えるのか等、視聴需要の推計やそれを基にしたトラヒック需要等の検討を進めた上で、ネットワークの増設等が必要になる場合には、必要な投資・コストについて、通信事業者が適切に回収できる仕組みが必要になると考えます。 そのため、放送コンテンツのネット同時配信の実現に向けては、セキュリティの確保を含め、第二次取りまとめ(案)にある、『放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場』において、持続可能なサービス提供のあり方やビジネス性について、必要な検討を実施していく考えです。	基本的に賛同の御意見として承ります。 ご指摘の通信事業者のネットワークへの影響・負荷や必要な投資・コスト等については、第二次取 りまとめ(案) p75に「主に、放送、通信インフラ、クラウド等の関係者から構成される連絡協議の場を 設置するなど、情報共有や課題検討を行う体制を整備する」と記載しているところです。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
329	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	将来に向けた ネットワークの 大きな変革へ の対応	連絡協議の場が設置される場合には、放送関係においてはローカル局の意見も反映される体制など、地方も含めた幅広い視点での情報共有や課題検討が図られることを期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
330	㈱テレビ岩手	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・ 高精細化、 ネットとの本格 連携の進展	地方ローカル局の未来像は、民放ネットワークにとっては最大の課題の一つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。また、放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えています。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
331	日本テレビ放送網㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	一方では、地上波のネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズに最大限考慮しながら、事業性が見込めるものについては、できるところからスタートするなど、具体的な取り組みを始めています。NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、そうした判断は行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。他方、民間ではどうしても解決ができないこと、解決に時間を要することについて、たとえば海外展開に関しては中国や韓国市場への参入に当たっての障壁の撤廃や規制の緩和、海賊版・違法動画サイトの駆除、またネット同時配信に関しては著作権処理といった課題が山積しており、外交交渉も含めて行政が一層の役割を果たすことを期待します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
332	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地域情報の海外発信で地方創生に寄与するためには、国による強力な支援が不可欠であり、引き続き、国の支援措置を継続・ 拡充いただくよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
333	青森放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ローカル局としても地上波のネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策について視聴者やスポンサーのニーズそして事業性への検討をしているところです。NHKとの二元性を維持するうえで、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、そうした判断は行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。 他方、民間ではどうしても解決ができないこと、解決に時間を要することについて、例えばコンテンツの海外展開に関して、外国市場への参入にあたっての障壁の撤廃や規制の緩和、海賊版・違法動画サイトの駆除、またネット同時配信に関しては著作権処理といった課題が山積しており、外交交渉も含めて行政が一層の役割を果たすことを期待します。	民間放送事業者による放送、通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、 各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
334	青森放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスのー層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地方ローカル局の未来像は、民放ネットワークにとっては最大の課題の1つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化 についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。また、放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)。75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
335	㈱テレビユー山形	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	放送コンテンツの海外展開については、広告収入が伸び悩む中で、収入の柱の一つとして重要であると認識しています。ローカル局にとっては、人材確保やノウハウの獲得に努力しているものの、容易に進まないのが現状です。こうしたことから、一層のご支援を要望するとともに、ローカル局が利用しやすい具体的な支援策の検討を要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、ローカル局が利用しやすいものとすることを含め、ニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
336	㈱テレビ宮崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地方の人口減少により地域情報の確保が課題となっている中、我々ローカル局は、番組制作や報道を通じて地域の問題を共有し、放送事業に限らず地元でのイベント等を通じて文化・情報の発信拠点として大きな役割を担っております。従いましてローカル局の未来像は大きな課題であり地域情報の確保や海外への発信強化についても国の継続的な支援を要望致します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。また、放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
337	㈱福岡放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	放送コンテンツの海外展開について、人材育成、障壁の撤廃や規制の緩和、グローバル展開支援、基盤の整備支援、権利処理の円滑化について、行政が一層の役割を果たす事を期待します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
338	西日本放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	一方で、ネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズに最大限考慮しながら、事業性が見込めるものについては、具体的な取り組みを始めています。NHNとの二元性を維持する上で、民放とNH化がそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移す判断は行政が強制してではなく、社の自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。 海外展開に当たっての障壁の撤廃や規制の緩和、海賊版・違法動画サイトの駆除、ネット同時配信に関する著作権処理といった山積する課題については、民間ではどうしても解決ができなかったり、解決に時間を要するため、行政の一層の対応を希望します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
339	㈱エフエム香川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、ラジオ放送事業者は既にネット配信を行っており、放送コンテンツの海外展開も行っています。ローカル局を含めた人財育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、ラジオ放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
340	(株)フジテレビジョン	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	視聴データの活用や、新たな映像配信等の実現について、民間主導で進めている放送と通信の融合サービス開発を側面から 支援する考えに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
341	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ネット同時配信に関するプラットフォームの構築や地域制御のありかた、さらに著作権処理の課題に加え、放送・通信の融合サービスにおける視聴データの環境整備、高精細映像等の大容量データの配信等、これらの課題に行政が一層の役割を果たすことを期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
342	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・ 高精細化、 ネットとの本格 連携の進展	ローカル局は、地域情報の確保、発信において大きな役割を担っています。海外への発信など地域を越えた事業については、 放送事業者が利益を得るのではなく、その地域経済に直接、間接のメリットを与えるものです。情報発信強化を含め、その推進に あたっては国の継続的かつ現実的な支援を要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
343	㈱テレビ熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、 ネットとの本格連携の進展	ここに列挙された「人材育成」「多面的な制作支援」「グローバル展開支援」「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」などは地方放送局にとって大きな期待を抱かせるものです。これらの支援の強化を強く要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
344	㈱テレビ長崎	送サービスの 未来像を見据	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	「ローカル局を含めた放送事業者において、国際共同制作や海外バイヤーとの交渉、地域経済にひ益する番組制作の企画・立案といった業務を担うことのできる人材の育成に向けた支援を強化する。」と記載されたことに賛同いたにます。現在も放送コンテンツの海外展開助成事業は実施されておりますが、「地域経済への貢献を高める観点」から官民一体となった取組強化と政策的対応、特にローカル局においては「人材育成」面が重要課題となっており、その支援策の早期検討と実施を要望いたします。	
345	日本海テレビジョン放送㈱	送サービスの 未来像を見据	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、判断は行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。 ローカル局の未来像は、民放ネットワークを維持する上で最大の課題の1つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化 についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
346	静岡放送㈱	未来像を見据		ローカル局の経営基盤の強化策として、コンテンツの海外展開などは、大きな可能性を持っていると考えます。しかしニーズに合った企画や情報収集、更にコンテンツ制作のノウハウなど課題が多く、収益につながる具体的な道筋は中々見えてきません。取りまとめ案にあるよう、総合的な支援を積極的に推進していただく事を望みます。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
347	石川テレビ放送㈱		サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ローカル局の制作する番組コンテンツは、インパウンド需要の増大、地域振興の観点からも海外展開が必要不可欠であると考えます。「国際共同制作や海外パイヤーとの交渉」等を担う人材は、ローカル局も切望しており、こうした「人材の育成に向けた支援を強化する」としたこと、さらに「多様なコンテンツを共同で継続的海外に発信するための基盤の整備支援を検討する」としたことに、大いに期待します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
348	富山エフエム放送㈱		サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ラジオ放送事業者は既にネット配信を実施しており、放送コンテンツの海外展開も行っています。基幹局、ローカル局間わず人財育成、多面的な政策支援、権利処理の円滑化などを含めて、テレビ事業者だけでなくラジオ放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象をもっと拡充して頂くよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
349	㈱エフエム熊本	未来像を見据	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ラジオ放送事業者は、放送コンテンツのネット配信や海外展開を既に行っています。我が国のコンテンツ産業がさらに発展して いくため、ラジオ放送事業者にも国による支援は不可欠であり、ローカル局を含めた人材育成、多面的な制作支援、権利処理の 円滑化などにも、国の支援措置の対象を拡充いただくよう、要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
350	㈱福島中央テレビ	送サービスの 未来像を見据	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ローカル局においては地上波のネット同時配信について、現時点でははっきりした事業性を見い出すまでには至っておりません。今後、慎重に検討すべきと考えます。これについては行政側から強制されるものではなく、各社の判断に委ねるべきものであると思います。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、 各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
351	(一社)衛星放送協 会	未来像を見据	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	日本国内及び衛星放送に限定されたコンテンツの活用には限界があり、コンテンツの収益性の向上が見込めません。今後のコンテンツ産業の成長を促すために、政策的対応や財政面での支援を継続、拡充いただくよう要望致します。 海外及びインターネット配信などでの展開を推進すべきと考えます。そのためにも、足い段階で放送に係る権利処理とネット配信に係る権利処理を一元的かつ包括的に処理できるように取り組んでいただくよう要望致します。	成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該
352	讀賣テレビ放送㈱	えた周波数の	層の多様化・ 高精細化、		民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
353	㈱テレビ東京	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	層の多様化・	放送番組のネット配信については、著作権の取り扱いの円滑化に資する時代に合った行政の取組に期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
354	㈱テレビ東京	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスのー層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	視聴データの活用については、放送事業者と、すでに視聴データを収集・利活用しているインターネット事業者や家電事業者との間で、運用ルールの平仄を合わせることは、視聴者の安心のためにも重要なことであると考えます。 行政によるルール策定の支援については、そうした認識を確認・共有したうえで、視聴データの利活用が促進されるよう取り組むことを要望します。	視聴データの活用については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「放送事業者や放送事業者以外の関連事業者、地方公共団体等が連携する実証実験の実施や取扱いルールの策定といった環境整備を進める」ことが適当であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
355	㈱エフエム福岡	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、ラジオ放送事業者は既にネット配信を行っています。ローカル局を含めた人財育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、ラジオ放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
356	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	放送コンテンツの海外展開は、地域情報の海外発信による地方創生にも寄与するものであり、今後も引き続き政府による支援 措置の継続・拡充を強く要望いたします。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
357	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	放送分野における視聴データの利活用は、まだ始まったばかりであり、安心・安全に利活用できる状況ではないと考えます。今後、放送事業者や関連事業者などが連携する実証実験や取り扱いルールの策定といった環境整備を段階的に進めていくとの考え方に賛同いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
358	㈱静岡第一テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	一方では、地上波のネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズに考慮しながら、事業性が見込めるものについては、できるところからスタートを始めています。NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、そうした判断は行政が強制するものではなく、各事業者が自主的、主体的に判断するべきと考えます。 他方、民間ではどうしても解決ができないこと、解決に時間を要することについて、外交交渉も含めて行政が一層の役割を果たすことを期待します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
359	㈱静岡第一テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	私たち地方ローカル局については、地域情報の確保、海外も含めた発信の強化、ネットへの取り組み、そして経営についても、 国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を強く要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
360	㈱テレビ大分	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地上波のネット同時配信など、放送と通信の融合に関連する施策についても視聴者やスポンサーのニーズを最大限考慮しながら、事業性が見込めるものについては、キー局を中心に出来るところからスタートするなど、具体的な取り組みを始めています。NHKとの二元性を維持する上で、民放とNHKがそれぞれの役割に応じて各種施策を段階的に実施に移すこともあり、そうした判断は行政が強制するものではなく、個社としての自主的、主体的判断に委ねられるべきと考えます。しかし、民間ではどうしても解決ができないこと、たとえばネット同時配信に関しては著作権処理といった課題が山積しており行政が一層の役割を果たすことを期待します。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
361	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地域情報の海外発信で地方創生に寄与するためには、国による強力な支援が不可欠であり、引き続き、国の支援措置を継続・ 拡充いただくよう要望します。また、当社が取引を行う国の障壁・規制の撤廃ならび緩和、海外での違法動画対策などの国による 施策を希望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
362	㈱エフエム愛媛	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	ラジオ事業者は、我が国コンテンツ産業の発展に向けて、既にネット配信を行っており、放送コンテンツの海外展開も行っています。テレビ事業者のみならず、ラジオ事業者にも、ローカル局を含めた人材育成、権利処理の円滑化、制作支援など、国による強力な支援が不可欠であります。国の支援措置対象を拡充して頂きますよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
363	㈱長崎国際テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスのー層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	地方創生に寄与すべく、コンテンツの海外展開等各ローカル局では様々な取り組みをしていますが、これらを一過性でなく継続的に実施するには、国による支援が不可欠です。引き続きの国の支援措置を継続・拡充いただくよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
364	九州・沖縄マルチメディア放送㈱	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	高精細化、	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、V-Lowマルチメディア放送事業者は既にネット配信を行っています。ローカル局を含めた人財育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、V-Lowマルチメディア放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
365	大阪マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	高精細化、	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、V-Lowマルチメディア放送事業者は、既にネット配信を行っています。ローカル局を含めた人材育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、V-Lowマルチメディア放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
366	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		日本のコンテンツの海外展開をいっそう広めることは、地域の多様な情報を発信しうることにつながるため、継続的な国の支援 措置を要望します。 「⑤権利処理の明確化」については、コンテンツのネット配信における活性化は権利処理の円滑化によってより促進されること から、引き続き関係者と連携した取組が期待されます。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
367	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	高精細化、	視聴データの利活用がエリアの視聴者にとって有益になるために、ローカル局も含めて多くの放送事業者が実証実験によって それぞれの可能性を探っていくことが必要です。また、取扱いルールの策定は、視聴者や放送事業者にとっても安全安心な運用 や利便性向上につながるため、これらの環境整備を進めていくことは妥当であると考えます。	視聴データの活用については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「放送事業者や放送事業者以外の関連事業者、地方公共団体等が連携する実証実験の実施や取扱いルールの策定といった環境整備を進める」ことが適当であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
368	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		新たな映像配信に関して、技術的な実現性だけではなく、特にローカル局のビジネスモデルを損なわず、視聴者のニーズに応えることが重要であると考えます。	民間放送事業者による放送・通信融合サービスの具体的な事業展開の方法やサービス内容は、各事業者の経営判断によるものと考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
369	㈱毎日放送	第2部(1)放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用	高精細化、	国際共同制作や地域経済にひ益する番組制作のための人材育成に向けた支援を強化する旨、記述されたことに賛同する。 権利処理の円滑化について言及されたことは重要で、放送番組のネット配信を進める上で非常に重要なファクターになることか ら適切な施策が取られることを強く希望する。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
370	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	高精細化、	放送コンテンツの海外展開は、コンテンツ制作力の向上だけでなく、インバウンドやアウトバウンドを通じて、経済活性化にも寄与していく取組であると考えます。今後も、ローカル局を含めた放送事業者が、多様なコンテンツを共同で継続的に海外に発信するための基盤整備の支援を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、「放送コンテンツの海外展開のための基盤の整備支援」等の必要な政策的対応を行うべきと考えております。
371	四国放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		視聴関連データ等のビッグデータを適正に利活用することは、視聴者へのサービスを大幅に向上させ、事業面においてもマネタイズの可能性を大きく含む、有効性のある施策であると考えております。より一層の促進に向けて、放送事業者を始めとする関連団体が連携する実証実験の実施などの支援を、引き続き要望いたします。	視聴データの活用については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「放送事業者や放送事業者以外の関連事業者、地方公共団体等が連携する実証実験の実施や取扱いルールの策定といった環境整備を進める」ことが適当であると考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
372	㈱山梨放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		放送コンテンツの海外展開については、中国や韓国市場への参入に当たっての障壁の撤廃や規制の緩和、海賊版・違法動画 サイトの駆除、またネット同時配信に関しては著作権処理といった課題が山積しており、外交交渉も含めて行政が一層の役割を 果たすことを期待します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
373	㈱エフエム石川		層の多様化・ 高精細化、	我が国のコンテンツ産業の一層の発展に向けて、ラジオ放送事業者は既にネット配信を行っており、放送コンテンツの海外展開も行っています。ローカル局を含めた人財育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、ラジオ放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
374	㈱エフエム大阪	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	高精細化、	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、ラジオ放送事業者は、既にネット配信も行っています。ローカル局を含めた人材育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、ラジオ放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します	放送コンテンツの海外展開については、第二次取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
375	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	中長期的課題に向けた取り組みとして掲げられている海外施策、権利処理、データ利活用、配信施策等は、新たな事業機会の拡大につながる可能性があると考えますが、一方で、莫大な費用負担等により、経営を圧迫する可能性もあります。これらの拡充にあたっては、国もローカル局への特段の配慮を行うことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
376	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	中長期的課題に向けた短期的な取り組みとして掲げられているコンテンツの海外施策、権利処理、データ利活用、配信施策等に関しては、新たな事業機会の拡大につながる可能性があると考えますが、一方で、莫大な費用負担等により、経営を圧迫する可能性も否定できません。これらの拡充にあたっては、国もローカル局への特段の配慮を行うことを要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
377	中日本マルチメディ ア放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	サービスの一層の多様化・高精細化、ネットとの本格連携の進展	我が国コンテンツ産業の一層の発展に向けて、V-Lowマルチメディア放送事業者は既にネット配信を行っています。人材育成、多面的な制作支援、権利処理の円滑化なども含めて、テレビ放送事業者のみならず、V-Lowマルチメディア放送事業者にも、国による強力な支援が不可欠であり、国の支援措置の対象を拡充いただくよう要望します。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
378	㈱テレビ岩手	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		ローカル局も民放事業者である以上、すべての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。地域ごと局ごとに様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制する様な取り組みには反対します。ローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のパランスが保たれるよう、国として支援すべきこと、自主性・主体性に委ねることの切り分けを事業者の実情にも配慮し、事業者側の意見も聞きながら検討がされることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
379	日本テレビ放送網㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 たた周波数の 有効活用		地方ローカル局の未来像は、民放ネットワークにとっては最大の課題の1つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。ローカル局も民放事業者である以上、全ての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。地域ごと局ごとに様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには反対します。ローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のパランスが保たれるよう、国として支援すべきこと、自主性・主体性に委ねることの切り分けを事業者の実情にも配慮し、事業者側の意見も聞きながら検討がされることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 放送コンテンツの海外展開については、本取りまとめ(案)p75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
380	㈱テレビ金沢	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		地方の民放事業者は、視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。 県域ごとに様々な事情を抱えており、一律的なルールを行政から強制するような取り組みには賛成できません。 地方の放送事業者の実情を考慮した柔軟な対応、継続的な支援を要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
381	㈱秋田放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		第7章4でローカルを含む放送局の社会的役割を評価いただいた上で、ローカル放送局への支援の必要性に言及いただいたことに感謝申し上げます。経営基盤がぜい弱なローカル放送局の場合、ネット事業等に参画するにしても、初期投資自体、大きな経営リスクを伴います。また、ローカル局は地域ごと、局ごとにそれぞれ異なる事情を抱えています。この点をご考慮いただいた上で、継続的かつ柔軟な支援を要望いたします。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
382	㈱宮城テレビ放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	放送事業者は、現在の視聴環境や技術革新など、放送を取り巻く環境変化に対応し、放送サービスの未来像を主体的にまた 積極的に取り組んで行かなければならないと考えます。このような環境変化に対し、放送局の公共性は、在京局、ローカル局を 問わずその使命を果たさなければなりません。しかしながら、ローカル局は、事業性、資金力などにおいて、非常に厳しい選択を 迫られることが予想されます。従って、議論の検討にあたっては、民放事業の公共性、事業性に充分配慮することが前提である べきと考えます。従って、経営基盤の強化にあたっては、公共性と事業性のバランスが保たれ、ローカル局の自主性、主体性が 担保できる内容で検討されることを望みます。自社制作比率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組 みには反対します。 尚、取りまとめの第4章放送の社会的役割の考え方で「ローカル局が担ってきた地域における情報発信・取材機能としての役割 について(中略)国民の知る権利の確保、地方創生、地域振興といった観点からも維持・発展を図っていく」という考え方に賛同し ます。以上	放送サービスの未来像を見据えた周波数の有効活用については、第二次取りまとめ(案)p49に記載しているとおり「テレビ放送は、一斉同報性のある信頼される基幹メディアとしての高い公共性を有しており、(略)社会インフラとして、引き続き重要な社会的役割を担っている」と考えており、具体的な取組の検討に当たっては、この考え方を前提としているものです。第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
383	(一社)日本新聞協 会メディア開発委員 会	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	第二次取りまとめ案は、ローカル局による設備の高度化や経営基盤のあり方について検討するとしているが、これは第一義的に民間企業である各ローカル局の経営判断の問題であり、法令で経営の自由度を制限することは控えるべきだ。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
384	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靭化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
385	青森放送㈱		地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局も民放事業者である以上、すべての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。地域ごとに局ごとに様々な事情を抱える中、自社制作率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには反対します。 ローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のパランスが保たれるよう、国として支援すべきこと、自主性・主体性にゆだねることの切り分けを事業者の実情にも配慮し、事業者側の意見も聞きながら検討がされることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
386	㈱テレビ信州	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	記載のとおり、地域創生に資する観点から、地方の放送事業者等の情報発信力の強化が重要であると考えます。地域コンテンツの発信は地域経済圏に直接・間接のメリットを与えるものですが、放送事業者にとっては利益につながらないことが多いのが現状です。この事業の推進にあたっては国や地方自治体の継続的な費用負担の支援の検討を要望します。 地上テレビ放送の高度化については、必要な研究開発を着実に進め、前向きに検証していくことが重要です。2K放送と4K放送との接み分けを整理し、視聴者に多大な負担が生じない方式を策定することを要望します。 放送事業者にとって、2K放送の設備を継続的に維持しながらの4K放送の設備導入は大きな負担になります。国の幅広い支援の検討を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
387	㈱テレビ新潟放送網	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見扱の えた周波数の 有効活用	地方を含む情報提供体制の確保	「放送サービスの未来像」について中長期的には地方を含む情報提供体制の確保、また短期的な取り組みとして地上波民放口一カル局の経営基盤強化・地域における情報発信の強化・地域に根ざした番組つくりが検討されており、我々ローカル局がその使命を継続していくための施策を更に検討されることを強くお願いいたします。人口減少等の影響を強く受ける地方においては、全体の広告収入が伸びむ中で地域情報の主要な担い手である我々ローカル局は営基整の強化を図っていかなければいけないと強、認識しています。そのために視聴者からもスポンサーからも愛される番組制作に日々従事し、地域社会に密着した取材力に裏付けられたクォリティーの高い地域情報の発信者として信頼されるメディアであり続けなければならないとの認識です。地上波民放ローカル局として地域情報の確保、海外も含めた発信の強化についても国の継続的かつ現実のエーズに即した支援を強く要望いたします。ローカル局も民放事業者である以上、すべての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営に直接影響します。自ら積極的に地域に根差した番組制作を真摯に行い、情報を発信していくことに日々努めていますが、自社制作比率など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みは適当でないと考えます。我々ローカル局の経営基盤強化にあたっても公共性と事業性の2面のパランスが保たれるよう、国としての支援を期待し、自主的・主体的に情報発信できるよう配慮いただき、事業者側の意見も聞きながら検討されることを強みます。民放地上波ローカル局が将来にわたってローカルの情報提供を恒常的に維持できるよう。国が支援策を講じてくれることを強く要望いたします。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に配載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 放送コンテンツの海外展開については、本取りまとめ(案)の75に記載しているとおり、人材育成、多面的な制作支援、グローバル展開支援等の必要な政策的対応を行うべきと考えており、当該対応に当たっては、継続的かつニーズに即したものとすることが重要と考えます。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
388	中京テレビ放送㈱		地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の事業継続と、地域で果たす社会的役割の維持は、民間放送局にとって大きな課題であると考えます。しかし、市場・事業規模、財務状況、視聴者ニーズは、地域ごと局ごとにその事情は異なります。個別社が自主性・主体性の中で判断できる支援策の整備を要望するとともに、行政の側から一律的なルールを課すなどの方策には反対します。また今後も継続し、事業者側の意見も聞きながら検討いただきますよう要望いたします。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
389	㈱テレビユー山形	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	報提供体制の	ローカル局の在り方は、それぞれの放送対象地域の経済規模、メディア状況、エリア内の各局の経営規模の違いなどによって 干差万別です。それだけに、経営基盤強化の在り方について検討されるにあたっては、こうした状況を考慮し、きめの細かい施策 の検討を要望します。 ローカル局の経営基盤強化に関する支援制度については、地域事情、事業規模の違いによって必要とされる支援策も異なると 思いますが、今後予定されるデジタル放送機器の更新は、経営にとって大きな負担となります。財務基盤の強化のための税制面 における臨時措置法の適用などの支援を要望します。 ネットワーク維持に関しては、カバーエリアの拡大に向け、同じエリア内の民放、NHKとも協力して進めておりますが、NHKが、 放送の補完と位置付ける常時配信に偏ることなく、これまで同様に、放送波による受信環境の向上に、引き続き、協力いただける ことを希望します。 地域に根差した番組づくりについては努力をしていますが、民間放送である限り、営業収入の確保と連動することは否めませ ん。「ローカル局による地域に根差した番組が可能な限り多く提供されるような環境づくり」にあたって、単純に、自社制作比率だ けを議論されますと、制作費負担が営業収入に追い付かず、経営を圧迫する要因となることも考えられます。こうした点にもご配 慮いただき、環境づくりについてご検討いただくことを要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の自社制作比率の導入について特段述べられていないところです。 御意見については、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
390	㈱テレビ宮崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	また民放事業者としては、視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に大きく直結します。ローカル各局が様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など一律的なルールを行政の側から強制するようなことに対しては反対致します。そしてローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のバランスが保たれるよう事業者側の意見も聞きながら検討がされることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
391	㈱福岡放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	報提供体制の	「地域ごとのニーズに応えた放送の地域性を確保し、ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要」とありますが、それがひいては自社制作比率の設定など、一律的なルールを強制されるような取組とならないよう強く要望します。また我々ローカル局の設備の高度化などの経営基盤強化にあっても、国として支援すべきこと、主体性に委ねることに切り分けに十分配慮し、検討されることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
392	㈱仙台放送			「取りまとめ案」で「放送の社会的役割はますます重要であり、今後とも維持、発展させていくことが大きな課題となる。」としたうえで、「とりわけ人口減少等の影響を大きく受ける地方においては、全体の広告収入が伸び悩む中で、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある。」との認識を示して頂いたことを評価いたします。その上で、「取りまとめ案」では、「ローカル局が、将来にわたってナショナル・ミニマムとしての情報提供機能を維持できるよう、政府としても、必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる。」と提言していることも評価いたします。この中で、短期的な[具体的施策]としてあげられている(1)ローカル局の経営基盤強化に関する検討(ローカル局における設備の維持・高度化の推進)、(2)地域における情報発信の強化(ネットワーク維持)、(3)地域に根ざした番組づくり(放送の地域性)を保りについては、重要なテーマであると認識しています。一方で、これら課題の解決にあたっては「収益性と公益性との両立に配慮することも必要である」との「一次取りまとめ」で示されたご理解が前提になるものと思います。従って、例えば、地上波基幹放送事業者の今後の免許更新にあたっても、こうした「収益性と公益性」のバランスに配慮して審査基準の運用をお願いいたしたいと思います。	
393	㈱高知放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	トに対する投資は絶えず進めていく必要があります。こういった、エリアごとに様々な事情を抱えているため、公共性と事業性を合	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
394	西日本放送(株)	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	地方ローカル局の未来像の課題の1つとして、地域情報の確保、海外も含めた発信の強化があげられますが、これについても国の継続的かつ現実のニーズにあった支援を要望します。 ローカル局は民放事業者である以上、全ての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結するため、自社制作比率の設定や、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには反対します。 ローカル局の経営基盤強化に当たっても公共性と事業性のバランスが保たれるよう、国として事業者側の意見も聞きながら検討されることを要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
395	㈱エフエム香川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	民放FM局が開局して来年で50周年を迎えますが、今日ますます災害時のファースト・インフォーマーとしての社会的役割は増している一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるラジオ放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれております。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
396	㈱鹿児島讀賣テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局は地域ごとに様々な事情を抱えています。経営基盤の強化においては、ローカル局の実情に配慮し、意見を聞きながら検討されることを強く要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
397	㈱テレビ熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	地デジで配備した多数の中継局が、今後更新時期を迎えます。それらの維持は、特にローカル局にとって大きな負担となることから、ローカル局の経営基盤強化のあり方について検討することが施策として示されたことは適切であると考えます。 また、その他の具体的施策として、地域における情報発信の強化や、地域に根ざした番組づくりの環境整備の必要性が示されたことも適切であると考えます。	基本的に賛同の御意見として承ります。
398	㈱エフエム愛知	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ラジオは、ファーストインフォーマー(第一情報提供者)として、災害直後の情報提供において高い評価を受けている一方、ローカルラジオ局においては、極めて厳しい経営環境に置かれています。 経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を。また、難聴解消に関しては「有線ネットワークの活用や難視聴地域における共聴施設の整備等に係る支援策」の取組を進めていただけるよう要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
399	㈱テレビ長崎	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	「放送事業者が、放送法の定める自主自律の枠組みの下で放送番組を編集することにより、信頼されるメディアとして位置付けられてきており、地域を含め、放送が果たしてきた社会的役割は今後とも重要であると考えられる。その上で、人口減少をはじめ地方経済が抱える様々な課題を踏まえ、ローカル局が、将来にわたってナショナル・ミニマムとしての情報提供機能を維持できるよう、政府としても、必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる。」との考えに賛同いたします。その上で、地方の放送事業者に期待される「安定的・継続的に地域情報を住民に届け、地方創生や地域経済の活性化にも貢献する」という役割を継続できるよう、「(1)ローカル局の経営基盤強化に関する検討」、「(2)地域における情報発信の強化」、「(3)地域に根ざした番組づくり」などの具体的施策についての検討と取組・支援の方策を示されるよう要望いたします。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
400	日本海テレビジョン放送㈱		地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局は、全ての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が、キー局以上に経営判断に直結します。地域ごと局ごとに様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など、全国で一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには強く反対します。 ローカル局の経営基盤強化に当たっても、公共性と事業性の二面性のバランスが十分保たれるよう、国として支援すべきこと、事業者の自主性・主体性に委ねることの切り分けを、各地域の実情に十分配慮し、事業者側の意見を聞きながら検討されることを強く要望します。	第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
401	静岡放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局は、地域事情によって経営規模も異なれば収益構造も変わっています。特にラテ兼営局は、安定した放送継続の為 の施設維持の負担が大きく、経営環境は厳しさを増しています。公共的な役割を今後も果たせるよう、多様で柔軟な支援措置の 強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
402	石川テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	「ローカル局による地域に根ざした番組が可能な限り多く提供されるような環境づくりが必要」としたことに民放ローカル局として 勇気付けられます。盛り込まれた「ローカル局の設備の高度化」「経営基盤強化のあり方の検討」が着実に進むよう希望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
403	富山エフエム放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		ローカルラジオ放送局は災害時のみならず、地域情報の発信の重要な担い手として事業を展開しているものの、極めて厳しい経営環境に置かれています。経営基盤強化に関する国の支援制度について業態、地域、事業規模などの違いによって必要とする支援措置も当然異なります。そのためにはより多面的な多様な支援措置を図られるよう要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
404	(株)エフエム熊本	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	来年2019年で民放FM局開局から50年となります。災害時の社会的役割が増す一方で、現在ではさまざまなメディアが普及、地域情報の担い手であるラジオ放送事業者はローカルにおいて、極めて厳しい経営環境に置かれています。経営基盤強化に関し、地域事情やテレビとラジオの業態や事業規模の違いにより、必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
405	(株)エフエム栃木	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	本取りまとめ案において、ローカル局に対し「将来にわたってナショナル・ミニマムとしての情報提供機能を維持できるよう、政府としても、必要に応じて様々な支援策を講じることが求められる」されていることは、大いに賛同するところでありますので、より具体的な支援策を早急に示されるよう要望いたします。	
406	岡山エフエム放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	インターネット等情報通信の発展で地域情報の担い手であるローカルラジオ放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれています。経営の効率化・コスト削減に努めてはいますが、今後も厳しさは増すばかりと予想されます。経営基盤の強化に関する国の支援制度については、ラジオ局の事業規模に沿った、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
407	㈱福島中央テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の経営基盤の強化についてはローカル局が地域社会の中で担っている公共性と民間放送としての事業性のバランスについてその実情を把握して頂きたいと思います。更に定期的に相当な金額の設備更新を要するローカル局固有の事情を把握して、その具体的な意見を取り入れながら検討を進めることを望みます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
408	㈱熊本県民テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の経営基盤強化に関する施策は、1ローカル局だけの問題ではなく、結果的に全ての放送サービスの"質"と"信用"に関わる大変重要な施策です。特に災害対策、放送設備の維持など公共性の高い分野に対してのローカル局への支援強化を求めます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
409	㈱エフエム福岡	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	民放FM局が開局して来年で50周年を迎えますが、今日ますます災害時のファースト・インフォーマーとしての社会的役割は増している一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるラジオ放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれております。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
410	山形放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	「地域を含め、放送が果たしてきた社会的役割は今後とも重要である」との指摘のもと「ローカル局が、将来にわたってナショナル・ミニマムとしての情報提供機能を維持できるよう」政府の支援策の必要性を指摘していることに賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
411	㈱テレビ朝日	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、難視聴解消、放送ネットワークの強靱化・災害対策などの公共 性の高い分野を中心に地域事情や業態、事業規模の違いに応じた多様な支援措置が図られることを要望いたします。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
412	㈱静岡第一テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局も民放事業者である以上、全ての取り組みに際して視聴者ニーズや事業性の有無が経営判断に直結します。地域ごと局ごとに様々な事情を抱えている中、自社制作比率の設定など、一律的なルールを行政の側から強制するような取り組みには反対します。 また経営基盤強化に当たっても公共性と事業性の二面性のパランスが保たれるよう、国として支援すべきこと、自主性・主体性に委ねることを分け、実情に配慮し、意見も聞きながら検討される事を望みます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府として
413	㈱テレビ大分	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保		第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
414	朝日放送テレビ㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保		第二次取りまとめ(案)では、ご指摘の一律的なルールの導入について特段述べられていないところです。 ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
415	北日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情報提供体制の確保	課題として「ローカル局の経営基盤の強化を図っていく必要がある」と挙げている点を高く評価します。 ローカル局には今後の経営存続に関わる様々な課題がありますが、仮にインターネットによるテレビ放送の常時同時配信により地上民放事業の基盤である地域免許制度が崩れるようなことになればその影響は計り知れません。もちろん民間放送事業者による同時配信等のサービスは各事業者の経営判断によるものでありますが、それだけで本取りまとめ案に書かれている地上テレビ放送が果たしている社会的役割が維持できるかどうか懸念します。個社の経営判断だけでは必ずしも全体最適に繋がらないのではないでしようか。本取りまとめ案を元に官民関係者の衆知を集めて対応していくべきと考えます。ローカル局の経営基盤の強化に関しては人口減少や先に述べた放送エリアの問題以外にも、ケーブルテレビとの関係やハードソフト分離の問題など多くの課題が存在します。今後はローカル局の意見を十分に聴取して、東京ー極集中是正の視点に立った検討が必要だと考えます。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
416	(株)エフエム愛媛	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ラジオ放送は、今日ますます災害時の第一情報提供者としての社会的役割が増しております。しかし、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるラジオ事業者は極めて厳しい経営環境に置かれています。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情・事業規模の違い等によって必要とする支援事業も異なるため、より多様な支援措置の強化、拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
417	㈱中国放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	上述の通り、弊社は先般の「平成30年西日本豪雨」災害において、テレビ・ラジオ・配信など、様々なメディアを通じて、地域に対し必要な情報を発信し続けました。また「広島家族。」を標榜し、地域住民と共に地元広島を盛り上げるべく、地域のニュース報道のみならず、地域に根差した人気パラエティー番組も複数制作し、テレビだけでなく見逃し配信でも発信しています。引き続き、地域住民のニーズに応え、放送の地域性を確保し、地域において信頼されるメディアであり続けるために、本取りまとめ案の通り、ローカル局の地域情報の発信強化への支援や、設備の高度化の推進など、公共性の高い分野を中心に、多様な支援措置の強化・拡張を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
418	札幌テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靭化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
419	㈱長崎国際テレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局は、地域に根付いた様々な活動を通じ、地域活性化に寄与しています。今後も放送設備の維持、強化等が必要な中、これらの活動や新たなチャレンジに継続的に取り組むには、経営基盤の安定化が必要です。基本的には自助努力が必要ですが、放送ネットワークの強靱化や災害対策等公共の利益にかなうような施策に対しては、国による様々な支援措置の継続、拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
420	九州・沖縄マルチメ ディア放送㈱		地方を含む情 報提供体制の 確保	今日ますます災害時のファースト・インフォーマーとしての社会的役割は増している一方、情報通信が進展し様々なメディアが 普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるV-Lowマルチメディア放送事業者は極めて厳しい経営環境に 置かれております。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによっ て必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
421	大阪マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	報提供体制の	V-Lowマルチメディア放送は、その電波特性において、災害時にきめ細かい情報を、必要な地域に伝達できるメディアとしての可能性が実証されつつある一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるV-Lowマルチメディア放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれています。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	も必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
422	南海放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靭化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望します。中でも、非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取組みは、国民の安全性向上に寄与するものと考えます。愛媛県のように、山間部にテレビ中継局が多く置局されている地域では、放送ネットワークが複雑かつ多段に構築されているため、耐災害性の強化は、災害時における放送の継続のためにも有効な取組みであり、強く要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
423	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		ローカル局の経営基盤強化に関する国の支援制度については、各局の意見・要望を吸い上げ、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。特に難聴・難視聴解消・放送ネットワークの強靭化・災害対策など、公共性の高い分野における支援をより一層強化されるよう要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
424	北海道放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	地デジに伴い整備された中継局の更新等を含むローカル局の経営基盤強化のあり方については、地域の抱える課題や事情が 異なるため、多様な支援措置の強化・拡充が必要と考えます。特に国土の22%という広大なエリアを抱える北海道では災害対 策や難視聴対策等も地域地域で異なった対策が求められています。人口減少、経済の縮小という厳しい状況を踏まえた支援措 置の検討を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
425	東京マルチメディア 放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	災害時のファースト・インフォーマーとしての放送の社会的役割は増している一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、新たに開始したV-Low放送事業者は事業インフラの構築が始まったばかりであり、中長期的にも極めて厳しい経営環境が続くものと考えられます。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
426	関西テレビ放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	ローカル局の実情を把握するために丁寧なヒヤリングや調査が行われることを要望するとともに、ローカル局に対して必要かつ 適切な支援施策が行われることを期待します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
427	㈱山梨放送	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	地方ローカル局の未来像は、民放ネットワークにとっては最大の課題の1つです。地域情報の確保、海外も含めた発信の強化 についても国の継続的かつ現実のニーズに即した支援を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
428	㈱エフエム石川	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	地方を含む情 報提供体制の 確保	民放FM局が開局して来年で50周年を迎えますが、今日ますます災害時のファースト・インフォーマーとしての社会的役割は増している一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるラジオ放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれております。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府として も必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
429	㈱エフエム大阪	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用		民放FM局が開局して来年で50周年を迎えますが、今日ますます必要とされる、災害時のファースト・インフォマーとしての社会 的役割は増している一方、情報通信技術が進展し様々なメディアが普及する中、特に地域情報の担い手であるローカルにおける ラジオ放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれています。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や 業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望しま す。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
430	㈱CBCラジオ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	確保	ラジオ放送は、自社制作率が高く、地域に密着した情報の発信に貢献し、特に災害時には、輻輳がなく停電にも強いため、国民の生命・財産の安全確保に必要な情報を効率的に伝達するメディアとして重要な役割を果たしております。しかしながら、AMラジオ放送局の経営は厳しい状況にあります。特にAM送信設備を更新する場合、大規模なUPS設備、非常用発電機を要し、広大な土地も必要になります。しかし、適当な土地の確保は困難で、コストも含めて経営の大きな課題になっております。またAM放送の補完であるFM放送設備の維持もあり、ランニング、回線費用も含めて二重のコスト負担になっております。このような状況から、特に負担の重いFM補完局電波利用料の軽減、および難聴解消、放送ネットワークの強靭化、災害対策など、公共性の高い分野における支援のより一層の強化を要望します。	も必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。
431	中部日本放送㈱	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	報提供体制の確保	また、根幹となる地域の情報インフラとしての機能を果たすため、ローカル局の経営基盤強化、情報発信の強化、地域に根差した番組づくり等に関しても引き続き多様な支援策等を拡充することを要望します。とりわけAMラジオ放送局の経営は厳しい状況にある中、設備更新や用地確保はコストも含めて大きな課題になっています。またAM放送の補完であるFM放送設備の維持はランニング、回線費用も含めて二重のコスト負担となっています。このような状況から、特に負担の重いFM補完局電波利用料の軽減及び難聴解消、放送ネットワークの強靱化、災害対策など公共性の高い分野における支援の一層の強化を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
432	㈱CBCテレビ	第2部(1)放 送サービスの 未来像を見据 えた周波数の 有効活用	報提供体制の	また、根幹となる地域の情報インフラとしての機能を果たすため、ローカル局の経営基盤強化、情報発信の強化、地域に根差した番組づくり等に関しても引き続き多様な支援策等を拡充することを要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
433	中日本マルチメディ ア放送㈱	未来像を見据	地方を含む情 報提供体制の 確保	その電波特性において、災害時にきめ細かい情報を必要とする地域ごとに伝達できるメディアとしての可能性が実証されつつある一方、情報通信が進展し様々なメディアが普及している中で、特に地域情報の担い手であるローカルにおけるV-Lowマルチメディア放送事業者は極めて厳しい経営環境に置かれております。経営基盤強化に関する国の支援制度については、地域事情や業態(ラジオ・テレビ)、事業規模の違いによって必要とする支援措置も異なるため、より多様な支援措置の強化・拡充を要望します。	ローカル局の経営基盤強化については、第二次取りまとめ(案)に記載しているとおり、「政府としても必要に応じて様々な支援策等を講じることが求められる」と考えております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
434	日本テレビ放送網㈱	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送全体の底上げや活性化のため、新規参入を促進する考えそのものには賛同しますが、単に帯域の有効利用の観点だけから新規参入ありきで帯域を再編することは事業者への過大な負担、視聴者への不利益をもたらす可能性が懸念されます。新規参入の二一ズ、それに伴う帯域再編の在り方については、行政と事業者が精緻かつ慎重に検討をする環境が常に醸成されることを要望します。 BS右旋については、「効率的利用」の観点から既存の事業者にさらなる帯域の縮減を求め、空き帯域を作って新規参入を促進する方向性が打ち出されていますが、今年12月からのBS4K実用放送開始に向けて既存事業者による再編を終えたばかりの状況で、これ以上の再編がどのような影響をもたらすのか、その点についてまず精緻な検討をするとともに、どのような新規参入のエーズがあるのか、現実的な検証がされることを要望します。特に左旋帯域については、公募を行ったにも関わらず、利用可能な帯域は埋まっていません。左旋の受信環境をさらに整えていく上でも、右旋ではなく左旋への新規参入を積極的に探り、利用促進をしていくべきと考えます。 右旋の有効利用に関連して、5年ごとの認定の際の検証基準が検討されますが、「ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」との記述通り、事業者への過大な負担、視聴者の不利益が生じないよう、検討されることを要望します。また、有効利用のための再編を国の政策として行うに当たっては、「一定の場合には費用の一部を国が負担することを検討」とありますが、4K8Kへの取り組みも含めてBS放送は行政の方針に基づき、事業者が実践してきた経緯もあり、費用負担も含めた行政としての然るべき措置を検討されることを要望します。2Kから4K8Kへの移行のタイミングについては、市場環境を精緻に調査、分析し、事業者や視聴者にとって最も適した、かつ現実に即した施策が実施されるべきです。新規参入を促進することには賛同をする一方で、まずはBS業界にとっての当面の最大の課題である12月からの4K8K実用放送スタートに向けて、受像機の普及や周知広報など、行政の取り組みの一層の強化を要望します。	帯域の再編成に当たっては、本とりまとめ(案)p85に記載しているとおり、「行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましい」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方で前提して検討を行うこととして約3ます。左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、新448K衛星放送の周知・広報については、引き続き、関係事業者及び関係団体と連携して取り組んで参ります。
435	(株)WOWOW	第2部(2)衛 星放送の未来 像		左旋帯域の受信環境の問題について「一朝一夕に解決する問題ではなく、地道な努力が必要であり、行政においても多様な支援措置を一層強化することを検討するなど、こうした取り組みをサポートすることが必要である」という考え方に賛同致します。 左旋帯域に参入する事業者の取組みだけでなく、行政の更なるそして継続的な支援を検討いただくことを要望致します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
436	日本放送協会	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS右旋帯域の有効活用の検証基準として、CS放送と同等の一律12スロットを求めることは適当ではないとすることに賛同します。マルチ編成やデータ放送、フルHD解像度、階層変調等のBS放送のサービスの多様性やビジネスモデル、さらにフレーム/フィールド構造適応符号化方式による画質改善努力等も十分に考慮した総合的見地から、周波数有効活用の検証基準が検討されることが必要と考えます。衛星放送の帯域再編は、視聴者への影響を最小限とすることが極めて重要と考えます。そのため、実施にあたっては放送事業者、受信機メーカー、CATV業界、アップリンク事業者、総務省等の関係機関が連携して事前検証実験や再編手順の検討を行い、周知広報や視聴者対応を確実に実施できる体制構築が不可欠と考えます。またこれらの作業には長い時間と労力、コストも要することから行政による主導並びに経費支援措置等の実施が必要であると考えます。NHKでは国やAーPABと連携し、左旋受信方法やBSーIF漏洩対策に関する全国講習会の開催(電器店、電気工事業者、マンション管理業界等を対象)など、左旋普及に向けた様々な取り組みを行っています。左旋受信環境整備には、衛星放送の草創期に関係者が行ったような地道な努力と時間が必要であり、行政においても多様な支援措置を一層強化していくこが重要と考えます。一方、<別添>アクションブラン①「P78」では「中間周波数漏洩対策補助事業」は2018~2019の2か年度のみとされており、早期円滑な左旋受信環境整備と周波数有効活用の促進のためにも、補助事業の期間延長や更なる拡大・強化等について強く要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
437	(一社)日本民間放 送連盟	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない」としたうえで、「ある程度幅を持たせた柔軟なものとすることに留意すべき」との考え方に賛同します。 同帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねません。有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
438	西日本放送(株)	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送全体の底上げや活性化のため、新規参入を促進する考えそのものには賛同しますが、新規参入のニーズ、それに伴う帯域再編の在り方については、行政と事業者が細部にわたって慎重に検討をする環境が常に必要と考えます。 BS右旋については、「効率的利用」の観点から既存の事業者にさらなる帯域の縮減を求め、空き帯域を作って新規参入を促進する方向性が打ち出されていますが、既存事業者による再編を終えたばかりの状況で、これ以上の再編がどのような影響をもたらすのか、まず細部まで検証がされることを要望します。 右旋の有効利用に関連して、5年ごとの認定の際の検証基準が検討されますが、事業者への過大な負担や、視聴者の不利益が生じないよう、検討されることを要望します。 また、有効利用のための再編を国の政策として行うに当たっては、「一定の場合には費用の一部を国が負担することを検討」とありますが、費用負担も含めた行政としての然るべき措置を検討されることを要望します。 2Kがら4K8Kへの移行のタイミングについては、市場環境を細部にわたって調査、分析し、事業者や視聴者にとって最も適した、かつ現実に即した施策が実施されるべきです。 BS業界にとっての当面の最大の課題である12月からの4K8K実用放送スタートに向けて、受像機の普及や周知広報など、行政の取り組みの一層の強化を要望します。	帯域の再編成に当たっては、本とりまとめ(案)p85に記載しているとおり、「行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましい」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととして約3まず。また、新4K8K衛星放送の周知・広報については、引き続き、関係事業者及び関係団体と連携して取り組んで参ります。
439	㈱エフエム香川	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない」としたうえで、「ある程度幅を持たせた柔軟なものとすることに留意すべき」との 考え方に賛同します。 同帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねません。有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望します。	おり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政 処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えてお

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
440	㈱エフエム熊本	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12 スロットによる高精細度テレビジョン (HD)放送の実施を求めることは適当ではない。」とした上で、「ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」に留意すべきという 考え方に賛同します。 同帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで有効活用のあり方を狭義に 評価すれば、 視聴者や契約者の求めるサービスとかい離しかねません。 当該検証基準は、 放送事業者が現状で実現している サービスの質や事業者の意向、 視聴者や契約者への影響などを十分にくみ取ったうえで慎重に検討いただくよう」ご配慮願います。	基本的に賛同の御意見として承ります。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
441	広島テレビ放送㈱	第2部(2)衛 星放送の未来 像		「ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」とあるように普及のために事業者側の負担する設備や基準についても過度に求めず、利用促進が進むようにしていくべきと考えます。 12月から始まるBS4K実用放送開始についてのアンケートで、4K対応テレビがあれば4K放送が視聴できると思っている視聴者が多いことがわかりました。地上波放送の視聴が大勢を占める中、視聴者への不利益をもたらすことのないように周知広報を実施されることを要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
442	㈱放送衛星システム	第2部(2)衛 星放送の未来 像		衛星放送の未来像においては、「効率的利用の観点からの右旋帯域の有効活用」、「有効活用の検証の基準」、「利用方策に関する基本方針」、さらには「帯域の再編成」など、新規事業者が右旋に参入できる環境や制度整備についての提言に多くの部分がさかれていますが、衛星放送のさらなる発展に向けては、左旋の果たす役割がより重要と考えます。 BS放送および東経110度CS放送とも、新規事業者の左旋への参入を後押しする、受信環境の整備支援策の継続など、諸制度・諸施策の一層の充実を是非ともお願いいたします。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
443	スカパーJSAT(株)	第2部(2)衛 星放送の未来 像		左旋帯域の4K・8K放送の受信環境整備は喫緊の課題であるため、多様な支援措置を一層強化いただくことに賛同するとともに、積極的な推進を要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。
444	スカパーJSAT(株)	第2部(2)衛 星放送の未来 像		有線経由での4K放送サービスは、RF方式によるFTTHサービスにおいても左旋帯域による新4K8K衛星放送の伝送が可能な見込みが立っており、受信環境整備における役割は非常に大きいと考えることから、「ケーブルテレビ」に加えて「RF方式によるFTTHサービス」についても追記いただくことを要望いたします。	御意見を踏まえ、p86の記載を「今後の左旋帯域の受信環境整備にケーブルテレビの果たす役割は相当大きい」から、「今後の左旋帯域の受信環境整備に有線伝送の果たす役割は相当大きい」に修正し、「ケーブルテレビ事業者等においては、」を削除しました。
445	㈱ジュピターテレコム	第2部(2)衛 星放送の未来 像		衛星放送の左旋帯域の有効活用における具体的な方策として、「ケーブルテレビの果たす役割は大きい」ことを評価いただき、また、「ケーブルテレビ事業者においては、再送信同意に係る調整に加えて、伝送路等インフラの高度化等、具体的な負担が新たに発生するケースもあり、行政として必要な支援策を講じることが適当」とケーブルテレビ事業者の負担の面にも理解を示されたことについて感謝いたします。 弊社および、JCOMグループ各社は、これまでも衛星デジタル放送や地上デジタル放送の再放送にいち早く取り組み、これら放送の普及に向けて取り組んでまいりました。本年12月に開始されます新448K衛星放送に対しても、特に集合住宅における伝送路の課題を考えれば、ケーブルテレビの果たす役割は大きなものであると認識し、お客様がお手持ちの4K対応テレビでも4K放送を楽しんでいただけるよう着々と準備を進めております。 しかしながら、ケーブルテレビ事業者が4K放送の再放送を行うためには、伝送路上の帯域を確実に確保するための様々な調整を考えれば、ケーブルテレビ事業者が4K放送の再放送を行うためには、伝送路上の帯域を確実に確保するための様々な調をといい、ケーブルテレビ事業者が4K放送の場合が表しまります。一方で、無料放送の再放送においては有料放送のような視聴料を頂くことは困難であると考えており、事業として投資コストを回収するには相応の視聴者の増加と一定の期間を要すると考えております。ケーブルテレビ事業者は、インターネットトラヒックの急激な増加に対する設備増強も行っており、これら再放送のための設備増強を並行して行うことは、通信事業者に比べて体力の劣るケーブルテレビ事業者にとっては、経営上の大きな負担であり弊社とて例外ではありません。ケーブルテレビによる放送サービスの高度化・多様化への取り組みへの期待を多としつつ、お客様に最新の放送サービスをお届けするための設備投資負担等について、引き続き総務省をはじめとする関係者のご理解とご支援をお願いいたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
446	(一社)衛星放送協 会	第2部(2)衛 星放送の未来 像		右旋帯域の有効活用についての法制度上の仕組みについては、視聴者ニーズの変化や技術面での進展に対応し得る柔軟なものとなるよう、かつ公平公正な検証基準となるよう検討と議論をお願い致します。 記載の通り「BS放送と東経110度 CS放送では、技術的な特質や事業の態様等が異なっていることから、その相違を踏まえ」る必要があると考えます。BS放送の基準においては、「事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なることを踏まえ、当該基準は、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」という留意点を踏まえ、既存事業者の意見を十分聴取した上での検討をお願い致します。 また、「策定に当たっては、行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることを始め、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を間く機会を十分に設けることが必要」とされております。BS放送においても、東経110度 CS放送においても、技術の進歩や事業環境の変化、更にはそれに対応するための事業戦略等により、各放送事業者ごとに帯域利用に関する考え方が異なってくることが想定されます。既存の衛星放送事業者の意見を十分に聴取した上で、慎重に検討をして別にくとを要望致します。 特にBS右旋帯域の有効利用については、新規事業者の参入を含め、有効な利用がなされることに異存はありませんが、当然 作、基幹放送事業に相応しい、安定的、継続的なサービスが行われることが前提とされるべく要望致します。	

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
447	(一社)衛星放送協 会	第2部(2)衛 星放送の未来 像		東経110度CS衛星左旋帯域への新規参集を推進するためには、受信環境の整備は最重要課題であり、官民一体となった積極的なプロモーションが必須だと考えます。行政としての中長期的な視座での施策対応と継続的な支援をお願い致します。特に、衛星放送事業者にとって、コンテンツの充実、伝送路等インフラの費用負担は大きく、新規参入を促進するためにも、行政としての更なる支援をお願い致します。また、様々な機器、場所、時間において視聴可能なインターネット配信がますます高度化、多様化し利用者数を伸ばしている中、「新4K8K衛星放送」については、2018年12月の放送開始目前にして、受信環境の未整備、未だ低い認知状況にあります。行政としての多様な支援措置の一層強化をお願い致します。	左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、新4K8K衛星放送の周知・広報については、引き続き、関係事業者及び関係団体と連携して取り組んで参ります。
448	(一社)衛星放送協 会	第2部(2)衛 星放送の未来 像		インターネットサービスの高度化によりメディアが多様化してきている中、衛星放送の活性化について、本項に記載されている 事項をはじめ、幅広い議論を行政および関係者とで引き続き十分行なっていくことを要望致します。 東経110度CS放送の市場を活性化するためには、「放送」「インターネットによる映像サービス」が一体となった利用習慣の形成 が必要であると考えます。このためには、「放送」と「インターネットによる映像サービス」のコンテンツ品質の基準が同一であるこ とが望ましく、今後はあらゆる「認定」「基準」「支援施策」などが映像サービス全般に共通であるべきだと考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
449	㈱テレビ東京	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「事業者ごとに活用する技術や使用する放送機器、ビジネスモデルが異なることを踏まえ、ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」との考え方に賛同します。	基本的に賛同の御意見として承ります。
450	㈱テレビ朝日	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD) 放送の実施を求めることは適当ではない」とした上で、「ある程度幅を持たせた柔軟なものとすることに留意すべき」との考え方に賛同いたします。 BS右旋帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無のみで有効活用のあり方を評価することは視聴者が求めるサービスとの乖離を助長しかねないと考えます。有効活用の検証基準は放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを考慮した上で慎重に検討するよう要望いたします。	基本的に賛同の御意見として承ります。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載していると おり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政 処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えてお り、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
451	㈱静岡第一テレビ	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の新規参入を促進する考えには賛同しますが、新規参入のニーズ、それに伴う帯域再編の在り方については、行政と事業者が慎重に検討できる環境が常にあることを望みます。またこれ以上の再編がどのような影響をもたらすのか、その点について精緻な検討をするとともに、どのようなニーズがあるのか、現実的な検証がされることを要望します。 右旋の有効利用に関連して、5年ごとの認定の際の検証基準が検討されますが、事業者への過大な負担、視聴者の不利益が生じないよう検討されることを要望します。 また、2Kから4K8Kへの移行のタイミングについては、市場環境を調査、分析し、事業者や視聴者にとって最も適した現実に即した施策が実施されるべきです。 新規参入を促進することには賛同しますが、まずはBS業界にとっての課題である12月からの4K8K実用放送スタートに向けて、受像機の普及や周知広報など、行政の取り組みの強化を要望します。	帯域の再編成に当たっては、本とりまとめ(案)p85に記載しているとおり、「行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましい」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を関機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。また、新4K8K衛星放送の周知・広報については、引き続き、関係事業者及び関係団体と連携して取り組んで参ります。
452	札幌テレビ放送㈱	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS右旋については、「効率的利用」の観点から既存の事業者にさらなる帯域の縮減を求め、空き帯域を作って新規参入を促進する方向性が打ち出されていますが、今年12月からのBS4K実用放送開始に向けて既存事業者による再編を終えたばかりの状況で、これ以上の再編がどのような影響をもたらすのか、その点についてまず精緻な検討をするとともに、どのような新規参入のニーズがあるのか、現実的な検証がされることを要望します。特に左旋帯域については、公募を行ったにも関わらず、利用可能な帯域は埋まっていません。左旋の受信環境をさらに整えていく上でも、右旋ではなく左旋への新規参入を積極的に探り、利用促進をしていくべきと考えます。 BS放送全体の底上げや活性化のため、新規参入を促進する考えそのものには賛同しますが、単に帯域の有効利用の観点だけから新規参入ありきで帯域を再編することは事業者への過大な負担、視聴者への不利益をもたらず可能性が懸念されます。新規参入のニーズ、それに伴う帯域再編の在り方については、行政と事業者が精緻かつ慎重に検討をする環境が常に醸成されることを要望します。 右旋の有効利用に関連して、5年ごとの認定の際の検証基準が検討されますが、「ある程度幅を持たせた柔軟なものであること」との記述通り、事業者への過大な負担、視聴者の不利益が生じないよう検討される事を要望します。2Kから4K・8Kへの移行のタイミングについては、市場環境を精緻に調査、分析し、事業者や視聴者にとって最も適した、かつ現実に即した施策が実施されるべきです。 有効利用のための再編を国の政策として行うに当たっては、「一定の場合には費用の一部を国が負担することを検討」とありますが、4K・8Kへの取り組みも含めてBS放送は行政の方針に基づき、事業者が実践してきた経緯もあり、費用負担も含めた行政としての然るべき措置を検討されることを要望します。 新規参入を促進することには賛同をする一方で、まずはBS業界にとっての当面の最大の課題である12月からの4K・8K実用放送スタートに向けて、受像機の普及や周知広報など、行政の取り組みの一層の強化を要望します。	帯域の再編成に当たっては、本とりまとめ(案)p85に記載しているとおり、「行政や関係事業者が連携して、これまでの再編成も参考に、視聴者に対する周知・広報の方策も含めた再編成の標準的な手順の策定について検討することが望ましい」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載しているとおり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を関で機会を十分に設けることが必要」と考えており、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。また、新448K衛星放送の周知・広報については、引き続き、関係事業者及び関係団体と連携して取り組んで参ります。
453	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(2)衛 星放送の未来 像		右旋と左旋の利用状況の非対称性を前提とすることに異論はありませんが、有効活用という目的からすると、そもそも空き帯域の多い左旋帯域の活用を優先すべきと考えます。左旋の空き帯域を多くの事業者が利用可能な環境にすることは、市場の活性化と拡大につながり、本来の帯域有効活用に適います。行政においては、そのための環境整備および普及のための施策・推進を要望します。	左旋帯域の受信環境整備についての御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
454	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(2)衛 星放送の未来 像		衛星基幹放送が、年間数億円のインフラ利用コストで3000~4000万世帯にリーチ可能な放送メディアであり、潜在的な新規参入要望の存在があることを指摘していますが、事業としてはゼロから立ち上げ、十数年の長きに渡って普及してきたものであり、帯域の有効活用の評価にあたっては、視聴者・契約者に対する、既存の放送事業者が提供するサービスの実績と役割を正当に評価すべきものと考えます。また、最近においては「ある種の均衡点に差し掛かっている」との指摘のように、事業経営的にも厳しい局面を迎えることが予想されます。有効活用が担保できる水準とする仕組みを法制度上定めるのであれば、事業上の制約や負担を課したり、経営上の自由を妨げたりすることがないよう要請します。	処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えてお
455	㈱東京放送ホール ディングス	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送右旋帯域の有効活用の検証基準について、東経110度CS放送との事業実態の違いと特色を認めた上で、「一律12 スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない」とし、「ある程度幅を持たせた柔軟なものと することに留意すべき」との考え方は妥当であると考えます。 BS放送右旋帯域は、HD等高画質放送を行うことが有効利用の根幹であり、有効活用の検証基準をマルチ編成やデータ放送 の有無などで、狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねません。提供するサービ スの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望します。	基本的に賛同の御意見として承ります。 右旋帯域の有効活用の検証の基準の策定に当たっては、本取りまとめ(案)p84に記載していると おり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政 処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えてお り、今後の具体的な取組については、この考え方を前提として検討を行うこととしております。 御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
456	㈱エフエム石川	第2部(2)衛 星放送の未来 像		BS放送の右旋帯域の有効活用検証基準について、「東経110度CS放送と同様の一律12スロットによる高精細度テレビジョン(HD)放送の実施を求めることは適当ではない」としたうえで、「ある程度幅を持たせた柔軟なものとすることに留意すべき」との考え方に賛同します。 同帯域はHD放送を行うことが有効利用の根幹であり、マルチ編成やデータ放送の有無などだけで狭義に有効活用のあり方を評価すれば、視聴者・契約者が求めるサービスと乖離しかねません。有効活用の検証基準は現状で放送事業者が実現しているサービスの質や放送事業者の意向、視聴者・契約者への影響などを十分にくみ取りながら慎重に検討するよう要望します。	おり、「行政、関係事業者及び関係団体等から構成される意見交換の場を設けることをはじめ、行政 処分の当事者や視聴者も含めた関係者の意見を聞く機会を十分に設けることが必要」と考えてお
457	個人①	その他		報道各社が都合の良いところだけ切り取って事実を伝えない事が多い。特定野党の都合の悪い所は一切報道していません。 国民民主党の玉木議員の政治献金問題や辻本議員の関西生コン問題等企業の犯罪行為についても報道はしないし注意喚起も しません。東京海上日動と損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の不払い、私有印紙文書偽造事件、有印公文書偽造に因る交通 事故被害者冤罪逮捕事件、不払いはほんの少し報道しただけで問い合わせ等のお知らせは一切していません。これらを報道す るように監視して欲しいです。後、金融庁は仕事をしていません。15年前から上記に書いた事を告発しましたが一切音沙汰があり ません。仕事するように指導してください。警察庁も地方警察の監督責任を放棄しています(石川県警の不祥事隠蔽)。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。
458	個人④	その他		「NHKが受信料収入で成り立っている公共放送である」ことを理由としたNHKが守るべき事項や条件が記述されていることは良いのですが、「NHKが受信料収入で成り立っている公共放送」ではなくても、NHKが守るべき事項や条件の記述もしっかりと行なうべきです。記述すべき事項は次の事です。 ●捏造や虚偽や印象操作となる報道の禁止と、違反した場合のNHK組織への行政罰の厳格な実施例えば、2018年6月12日の歴史的な米朝共同宣言についてのNHKのNEWS WEBでの報道は、次のサイトで見ることができます。https://web.archive.org/web/20180618050914/https://www3.nhk.orjp/news/html/20180612/k10011475301000.html この共同宣言の全文和駅の前文には、「トランブ大統領は北朝鮮に体制の保証を提供する約束をし、キム委員長は朝鮮半島の完全な非核化について断固として揺るがない決意を確認した。」との文章があります。この部分に対応する英文は、下記の日経のサイトによりますと、「President Trump committed to provide security guarantees to the DPRK, and Chairman Kim Jong Un reaffirmed his firm and unwavering commitment to complete denuclearization of the Korean Peninsula.」です。https://www.nikkei.com/article/DGXMZO31666680S8A610C1FF2000/問題は、英文での「to provide security guarantees to the DPRK, and Chairman Kim Jong Un reaffirmed his firm and unwavering commitment to complete denuclearization of the Korean Peninsula.」です。https://www.nikkei.com/article/DGXMZO3166680S8A610C1FF2000/ 問題は、英文での「to provide security guarantees to the DPRKJの部分をNHKは、「北朝鮮に体制の保証を提供する約束をし」と翻訳したことです。「体制の保証を提供」ではなく、「安全の保証を提供」と訳さねばなりません。securityは安全であり、体制ではないためです。体制と訳するべき英語はRegimeです。参考に、産経新聞による和訳が掲載されたサイトを示します。https://www.sankei.com/world/news/180612/wor1806120112~n1.html 「安全の保証を提供」と訳すべき単語を「体制の保証を提供」と訳すことで、人権侵害や暗殺やテロや犯罪を行なっている金一族による独裁体制を、トランプ大統領が維持する施策を積極的に行なうかのような重大な誤解を、日本国民に与えました。そして、この米朝共同宣言を支持する立場を表明した日本政府に対する日本国民の印象を悪化させるという印象操作にもなります。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下 で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。
459	個人⑤	その他		先ずNHKに関しては本来の目的を達成できてないと考えます。他の公共放送と同様日本に対し不利益を被る内容が多く、放送の内容も中国や南朝鮮の放送ばかり。民放各社もやはり現政権や自衛隊の良いところは全く報道せず、特定野党(維新以外)や沖縄の活動家による諸問題も全く報道させず捏造ばかりしています。見せしめにNHKを解体し、国指導の放送局を作り国会での議論や諸々の活動を編集無しで放送できる環境を作ってほしいです。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。 なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下で、放送事業者が自らの責任で編集するものとされています。

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
460	個人⑥	その他		放送は確かにネット等のグローバルなコンテンツ競争の中にあり、生き残りの手段が注目されがちな点がありますが、もう少し 国民生活の為の身近な情報源としての必要性、かつ、必ず有料での契約が必要な通信に比べて放送は一部の有料放送や CATVを除けば無料で誰もが視聴できるメディアである事にもしっかりと目を向けて、これをどう発展させていくかに注目する必要 があると考えます。その中でも今おろそかになっているものの1つが、放送を利用した市区町村向程度を単位とする地域向けの 情報取得手段ではないでしょうか。 例えば、防災に関していえば国(気象庁)が各種警報を出して注意を促し広域、県域の放送局が番組やデータ放送等を利用し 注意を促していますが、これらの情報は一般的な情報と視聴者に受け取られる為に、なかなか自分達に本当に影響がある情報と受け止められないケースも多く見られます。また、防災対策は地域や集落によって考え方、対応の仕方などが異なるため、き め細かな情報伝達が必要なのですが、これらは放送のような一般化してしまうような情報伝達方法では情報収集手段や情報伝 達量(時間)に限界があり困難です。ネットを使った先進的な取組がある所もありますが、一般的には人々の口伝えに近い対応を しているところが多いと考えられます。ネットの場合、例えば若い人と年配の人あるいはアプリを利用できるかどうかというように 利用できる人と利用できない人というのがどうしても出てしまいます。 きめ細かな情報伝達の例としてはは下の進化により得られる防災情報等があります。例えば国や県などが管理していないが氾濫が起こり生活や命に影響を与える可能性のある小さな川等の水位を10寸機器を利用して管理し、その地域の人たちに情報提供 することが可能です。市区町村が避難勧告等を出し避難等の行為に結びつくケースも多いですが、避難を納得してもらう根拠 や、より現実的な事実を把握し自分達の判断で非難行動に移してもらう為の情報として有用です。大雨の時は川等に近づかない ように注意喚起していますが、やはり現在どうなっているのかがわからないと次の行動に移せないため近づいてしまい命を落としたというケースなどにおいては、ネットは断線、輻輳のために繋がらなかったり、広域の分では表されます。大きの人が欲しい情報が全く届かないケースも多くあり、地域の放送を利用した決め細やかな情報を達を当めていますが、地域の人々 におさなわり、放送のメリットの1つにレガシーな情報伝達メディアであるという点が上げられるかと思います。今まで説明したような防災情報はたちにしか利用されないかもしれませんが、その時に電波の形式と対して必要なが出来のアプリ(OS)のバージョンが異なる為受 信できなかったでは役につかより、半永久的に情報を達えが上であるというに対しなど、それらの人が欲り中心に説明を行いましたが防災だけではなく、民主主義社会において放送の役割は大きいと言われており、 国としてだけでなく、地方政治においてもそれは言えるかと思います。国としては地方分権を重要を進めていますが、地域の人々 に自立する角の意識を持たまでもあるに地方自治体が住民に対して必要なが関係します。と言いが表が対域に対します。 また、今までは防力に対していまないが、その時に電波が表がまがありますが、地域の人々 に自立する角の意味を持ていまった。といたの対域を対していますが、地域の人々 に対していていていため、そのよりに対しなどのでありますが、地域の人々 に自立する角のではないでしまった。 また、今まではいて放送を利いために対しますが、まり、 はないていなどはいて放送を持ていて放送を利用でないためによっためますが、 またくないていていないないで放送を持ていて放送といるようないないでないないないなどでありませないで放送といて放送されるのでは、 はないないないないないないないないないないないといないないないないないないないな	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
461	個人⑥	その他		現時点では、地方自治体が利用できる放送手段としてはコミュニティFM放送がありますが、まだデジタル化されておらず、アナログのままでは、IoT等との連携が困難な状況です。また、放送をマルチメディア化し多様な情報伝送を可能とすると共に、無料と有料(エンターテイメント系)のコンテンツ伝送を可能とし経営を安定化させる為にもデジタル化は必要と考えられ、早期にコミュニティFMのデジタル化を行い、デジタルコミュニティ放送を実現すべきと考えております。 現在情報伝送網として光ファイバー化が進められていますが、主に過疎地域での敷設の為のコストや、万一断線した時の復旧 コストや時間等を考えると電波(特に放送)を利用するほうが圧倒的に安価なコストで情報伝達が可能です。ラジオなどは特に家庭向けの商用電源の供給がストップしても電池で受信機が動作する重要なメディアとなっております。 民間利用を中心としたデジタルコミュニティ放送では多少の淘汰があるかもしれませんが、開局のハードルは高くせず、誰もが挑戦できるようにして欲しいと考えております。ネット等のサービスも淘汰が激しいですが、競争による淘汰があるからこそ新しいイノベーションが起こっているのではないでしょうか。 現在総務省では"今後のLアラートの在り方検討会"などで、Lアラートの活用を検討されているかと思いますが、Lアラートの情報発信者は主に地方自治体あり、避難勧告や地域の防災情報、イベント情報などを中心に発信されているかと思います。そのような、地域の細かい情報を伝送する手段としても地域に特化した放送局というのはとても意味を持ってくると考えられ、Lアラートを発展させる為にも、デジタルコミュニティ放送のような地域メディアは必要だと考えています。また、これら放送のシステムのイノベーションは、日本だけでなく、災害の情報伝達等の課題を抱えている海外でも利用できる可能性があり、今後日本の技術力をアピールできる可能性があると考えます。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
462	個人⑪	その他		放送法第4条を遵守しない番組が多く見られる。政治的に公平でなく、事実を歪曲し、視聴者を騙すようなパネルや、修正した画像、映像の切り取り、事実とは真逆のテロップを表示する等、悪質な番組が多い。放送局の現状は、国民の財産である電波を破格の安値で独占し、放送法を守らずやりたい放題。政府は早急に対応すべきである。 先進国で電波オークションをしていない国は日本のみ。国民の財産である電波を有効利用し、多チャンネル化すべきである。 先進国で電波オークションをしていない国は日本のみ。国民の財産である電波を有効利用し、多チャンネル化すべきである。 公共放送のNHKに関しては、違法な受信料の取り立てや、公共放送に必要のない資産、有価証券等の保有など、公共放送のあり方が問題であると思う。他国300円程度に比べて高過ぎる受信料、偏ったイデオロギーを主張する番組内容はもはや公共放送としては本づ切極まりない。ネット同時配信に対しての受信料徴収は許されるべきものではない。NHKの解体(民放部門、公共部門)、適切な受信料の設定が急務である。 米国では危険視されている中国との50周波数共有はするべきではない。これ以上、国益を損なう判断をされない事を強く望む。政府は毅然とした態度で、国民の財産である電波を有効利用し、国民の利益を守らなければならない。今正しい判断をしなければ、失ったものを取り戻す事は益々困難になると思われる。	なお、放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送番組はその下

番号	意見提出者	区分1	区分2	提出された意見	検討会の考え方
463	個人⑬	その他		NHKの受信料収入が年間7千億円。民放テレビ局が東になってもかなわないらしい。銀行業でもやるつもりなのか。この金額はイージスアショアが毎年2基づつ整備できるほどで、大学など高等教育無償化約8千億円、幼児教育・保育の無償化3?5歳で約8千億円、待機児童対策で約3千億円というオーダーに匹敵する。このお金を有効利用すれば、毎年すぐにできてしまう勘定だ。これはNHKだけに入るお金で社会に還元されていないので経済効果がなく独占されている。NHK受信料は国民にとって何の役にも立たないお金だと思う。まるで私税だ。自由競争に反する。 公共放送の定義とは何か。国会中継、相撲中継、高校野球中継、プロ野球中継、サッカー中継、オリンピック競技中継、防災情報、緊急速報と掲げても民放局と変わりがないのに、NHKだけが受信料収入を独占していいのか。民放テレビ局に回した方が広告に使うから経済活動に波及させることができるのではないか?放送内容は民放を見れば十分だ。例えばNHKニース。耳が悪いから生字率系が頼りだ、地図と重なると地図が見えない。テレビメーカーと打ち合わせて、わかりやすい画面にして欲しいものだ。受信料収入が年間7千億円あればすぐにできるだろうに。公共放送を標榜しているわりには、デジタル放送の意義が分かっていない。テレビはネットと違いもっと弱者に寄り添った放送があると思う。公共放送のプロに織してほしい。NHKは、「あまねく日本全国において受信できるよう」してきたというが、テレビを購入したのは国民だ。テレビを改良したのはメーカーだ。NHKではない。勘違いも基だしい。ネット放送も視野に入れているらしいがそれも横取りだ。NHKが開発したものではない。NHKとはあると、からで信料は一般ではない。といいのが発展であるといいのが発展に合わせて受信料を決めているといい思えない。改めるべきである。NHKと総務省は役割が違う。放送法の管轄はNHKの、給料に合わせて受信料を決めているとい思えない。改めるべきである。NHKと総務省は役割が違う。放送法の管轄はNHK。だから、一貫していない。まず放送法を直してもらいたい。そしてNHKの民営化(広告運営)あるいは国営化(税運営)するべきだ。大型テレビ10台の大富豪と小型テレビ1台貧乏人が同じ料金でいいのか。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
464	個人⑮	その他		「公共通信」というものをご検討下さい。もはや放送というのは過去の情報伝達手段である。それは一方通行だから。未だ影響力は強大だが、それは、ほんの数社にしかテレビやラジオの電波の使用が許可されていないという理由。今やインターネットは広く一般に浸透しテレビやラジオよりも重要なライフラインである。しかし、一方では、高齢者などはその恩恵を受けられていないようにも思える。デジタルディバイドだ。デジタル弱者を国が放置するのか。これらのことを踏まえ私が提案申し上げたいのは次の一文です。「放送(現状のテレビやラジオ)は今後縮小させ、通信(インターネット)を国民全員(普及率100%)に行き渡らせ="通信のための公道(公共通信)"の整備、国民の生活の利便性を過去とは比較にならないほど高めることを目指す(具体的には、国民ひとりひとりにSIMカード) 枚ずつ、各家庭にADSL以上速度のブロードバンドの固定もしくは無線回線、それでインターネットを利用するための何らかの端末)を配布する。	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
465	個人⑮	その他		以下、雑多に ・国民ひとりひとりにSIMカードや各家庭にインターネットを敷設しインターネットの普及率が100%になれば世の中の次元が変わる。例えば、選挙も各種の行政の手続きもネットを通して出来ることになる。その恩恵や利用法は無限大、現状、行政から市民への連絡方法は通常、印刷物を郵送により伝えている。しかし、公共通信を整備することによって、それも取って代わることが出来る。少し考えるだけでも、かなりな税金の節約になる・これにより内需に貢献する。回線の敷設、メンテナンス、高齢者へのデジタル機器の扱い方のサポート、端末の需要、等。かなりの雇用を割出出来るはず・コムにより内需に貢献する。回線の敷設、メンテナンス、高齢者へのデジタル機器の扱い方のサポート、端末の需要、等。かなりの雇用を割出出来るはず・国民ひとりひとりや各家庭へのネット普及率が100%になるとして、それらをマイナンバーと結びつければにれが公共通信である)、オレオレ詐欺も撲滅出来、高齢者の見守り防止にもなる・現状の形化の受情料以下で「各家庭へのインターネット回線、国民ひとりひとりに低速SIMカード」の経費は賄えるはず。受信料を徴収したり無駄過ぎる経費を考えればなおさら。それで足りなければテレビやラジオの電波をオークションにかければ余裕のはず。NHKの事業を大幅に削減するとすれば、さらに予算が増える・現状の形化の争後を表しれて、は、さらに予算が増える・現状の形形の今後の客とし所として担ては、当会の膨上なアンテンツの管理リイントで行える。聴覚障害者には文字で、視覚障害者には音声で、高齢者だけに、ということも容易に出来る・現状の形化の今後の落とし所としては「過去の彫たなコンテンツの管理リ「ネットとの正確な情報を集約するための団体」とでもすべき。ニュースだけは担っても良いだろうがバラエティ番組やドラマなどは公共放送が作らなければならない理由はどこにもない、天気予報は気象庁があり各種警報などは行政機関がやればよい。インターネットは有用なものである反面、情報は玉石混合。そして、有用な情報があったとしても収よるにようなよりと集約されていなかったりするためで、国が体系的にまとめていったり続率したりするための組織が必要。インターネットにおけれていなかったりするためで、国が体系的にまとめていったり続率したりまための組織が必要。インターネットにおけれていなかったりまなに関するため、世界なの一般市民にとっては相様の一般である。そして、現状のテレビトラジオの周波数帯は大きでない・・現状の一レビトラジオの周波数帯は大きに大力で表れていたからよりに電波カークションをしやする、時間枠で切り売りすることが出来る。必然的に放送内容の質が高まるだった。現状のテレビトもない。そもそも現状の地ででは実務の一方を通信を表れていたがよりである。従って、現状のテレビトをデンオの電波のオークションをとしやすぐする。時間枠で切り売りすることが出来る。必然的に放送内容の質が高まるだろう。人がなに用るなのである。大力では関すないまでは関がないまでは関がないまでは関がないまでは関がないまでは関がないませいますないまでは関がないまでは関がないまでは関がないまでは、まないまでは、まないまでは、まないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。
466	個人⑪	その他		政策の提案 第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案 第2章 教育内容の改正による具体案 第3章 女性社会進出での改正による具体案 第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案 第5章 「ガバナンス(政治統治)」構造の改正による具体案 第6章 生活水準での基準による詳細案 第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案 (大部のため、事務局にて要約)	御意見として承ります。